

各刑事施設視察委員会の  
意見に対する措置等報告一覧表

平成26年4月末日現在

| 番号 | 庁名  | 委員会の意見      |   | 講じた措置       |  |
|----|-----|-------------|---|-------------|--|
|    |     | 年月日         | 内 容   | 委員会への報告年月日  | 内 容（講じなかった場合はその理由）   |
| 1  | 札幌刑 | H26. 3. 27  | 法第13条3項に定める「被収容者の人権に関する理解を深めさせ、並びに被収容者の処遇を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修及び訓練」を定期的の実施し、その具体的な内容を少なくとも年に1度、視察委員会に報告していただきたい。 | 未報告         | 拜命から3年未満の若年職員を対象に人権研修等を実施している。今後も引き続き、職員の人権意識向上に資する研修の実施とその内容の提供に努めていきたい。  |
| 2  | 札幌刑 | H26. 3. 27  | 医療に関し、診療科目毎に、被収容者が受診を希望してから受診日までに要する日数と受診希望者、受診者、診療内容に関する数値等を、視察委員会に資料として提供いただきたい。  | 未報告         | 内科については、診察が必要な受刑者について、その日のうちに、診察を行っている。一方、外科、精神科、歯科などの専門科目については、受診の必要な受刑者について、医師の出勤日に合わせて診察を行っている。今後、受診希望者、受診者及び診療内容に関する数値等を、視察委員会に資料として提供することについて、検討したい。        |
| 3  | 札幌刑 | H26. 3. 27  | 刑務所に勤務する医師の実情を伺うための意見交換会を是非実施していただきたい。  | 未報告         | 医師の実情を伺うための意見交換会を実施することについて、今後、検討したい。  |
| 4  | 札幌刑 | H26. 3. 27  | 意見提案書提出の秘密保持の観点から、職員に知られずに提出できる方法を検討されたい。   | 未報告         | 現在も可能な範囲で意見提案書を提出しやすいよう配慮しているところであるが、御意見については今後の参考としたい。  |
| 5  | 札幌刑 | H26. 3. 27  | 被収容者の多くが所定の「意見提案書」の用紙を使用しなければならぬと認識しているため、どのような用紙を用いても良いことを周知する必要がある。   | 未報告         | 生活心得に、所定の用紙の他に自己の便箋を用いても良いことが記載されており、刑執行開始指導時においても、同様の説明をして周知しているが、その他の周知方法について検討したい。  |
| 6  | 札幌刑 | H26. 3. 27  | 発信・面会の回数や対象者が極めて限定されていることは、ある程度やむを得ない面がある一方で、過度な制約が、被収容者の更生や社会復帰を阻害する危険があることについて充分配慮のうえで運用いただきたい。                                       | 未報告         | 関係法令に基づき適切な取扱いを実施しているところ、適正な外部交通（面会及び信書の発受）が受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するものであることに留意して運用している。   |
| 7  | 札幌刑 | H26. 3. 27  | 弁護士への手紙発信について、実質的な検閲がなされた旨の報告があった。内容にわたる検閲は許されないことを周知されたい。  | 未報告         | 弁護士への発信における信書の検閲については、関係法令等の規定に基づき、適切に行っている。   |
| 8  | 札幌刑 | H26. 3. 27  | 菓子・甘味飲料水の選定方法について、受刑者全員へのアンケート調査を実施するなど、更なる改善を望む。   | 未報告         | 平成23年に全受刑者を対象としたアンケートを実施しているが、再度アンケートを実施することを検討したい。  |
| 9  | 札幌刑 | H26. 3. 27  | 自弃物品の購入価格が総じて高い。社会復帰後の生活安定と再犯防止の観点からも、無駄な支出が少なくなるよう法務省においては改善を検討されたい。   | 未報告         | 上級官庁に意見を報告したい。   |
| 10 | 旭川刑 | H26. 3. 31  | 制限区分第4種の指定については、受刑者の隔離の脱法とならぬよう慎重かつ謙抑的な運用がなされるべきである。  | 未報告         | 制限区分第4種の指定は、今後も法令に基づき適正に運用していく。  |
| 11 | 旭川刑 | H26. 3. 31  | 被収容者の病気や症状に応じた的確な診断と治療が受けられるよう、治療体制を強化すべきである。   | 未報告         | 常勤医師である医療課長、非常勤医師等で対応が困難な場合は外部医療機関での診療等を実施しており、今後ともこれを継続し、更なる診療体制の強化に努めたい。   |
| 12 | 旭川刑 | H26. 3. 31  | 職員に対する人権教育を徹底するべきである。   | 未報告         | 被収容者の人権に配慮した適正な処遇を実施すべく、今後も研修を実施するなどして職員への指導を継続する。   |
| 13 | 旭川刑 | H26. 3. 31  | 被収容者が意見提案書を自由に提出できるよう十分な配慮をするべきである。   | 未報告         | 意見提案書の取扱いについては、職員が誤解することがないように、今まで以上に職員に周知徹底することとしたい。  |
| 14 | 帯広刑 | H25. 6. 18  | 可能な範囲で毛布の交換、枚数の確保に努められたい。   | H25. 6. 18  | 毛布の交換については、平成25年10月に全被収容者に対し、新品の毛布を1枚貸与した。また、毛布の枚数の確保については、医療上必要とされる者には、その都度、増貸与している。<br>なお、衛生面について、今後も定期的に毛布乾燥を実施していくなど、適切に対応したい。                               |
| 15 | 帯広刑 | H25. 6. 18  | 運動用具の使用については、被収容者が公平に使用できるよう配慮を求める。   | H25. 6. 18  | 運動用具を被収容者全員が使用できるようにすることは予算上困難であるが、運動用具の使用が特定の被収容者に偏らないよう、今後も継続して配慮していく。   |
| 16 | 帯広刑 | H25. 11. 26 | 新聞の閲覧時間を確保するため可能な範囲で購入部数の増加を図られたい。  | H25. 11. 26 | 現状の購入部数を増すことは、予算上困難であるが、被収容者に対し、時事の報道に接する機会を均等に与えられるよう、今後も継続して配慮していきたい。また、限られた部数で効率的に新聞の閲覧ができるよう、あらかじめ閲覧時間を定めているところ、被収容者がその時間を容易に視認できるよう、タイマーの設置位置を変更するなど配慮している。 |
| 17 | 帯広刑 | H25. 11. 26 | 被収容者が集会時に喫食する菓子（嗜好品）については、品目ごとに金額を明らかにするよう要望する。   | H25. 11. 26 | 可能な限り菓子（嗜好品）ごとの金額が判別できるよう対応を検討したい。   |
| 18 | 帯広刑 | H25. 11. 26 | 衣類の着脱制限については、気象状況等に応じて柔軟な対応を要望する。   | H25. 11. 26 | 衣類の着脱制限については、被収容者の健康を維持できるよう、適時的確な時期にしよう心掛け、慎重に検討していきたい。   |
| 19 | 帯広刑 | H26. 1. 28  | 訓令等の改正、変更があった場合、被収容者に対し、十分な告知を行うことを要望する。  | 未報告         | 訓令等の改正及び変更があった場合には、担当職員において告知していたが、今後は、告知の必要性を勘案した上で、被収容者がその内容を確実に把握できるよう方法を検討していきたい。  |
| 20 | 帯広刑 | H26. 3. 5   | アレルギーがある被収容者の代替食については、通常食とカロリーの差がないように努められたい。   | H26. 3. 5   | 現在給与している代替食が規定の総カロリーを下回ることはないものの、通常食と比較して不公平感のない代替食の給与が可能となるよう、創意工夫に努めていきたい。   |
| 21 | 網走刑 | H26. 3. 5   | 医師について常勤の医師を最低でも1名確保すること。   | 未報告         | 常勤医師の採用については、継続して募集を行っているが、現在まで採用に至っていない。今後とも上級機関及び関係医療機関等の理解を得ながら、常勤医師の採用に向けて努力していきたい。  |
| 22 | 網走刑 | H26. 3. 5   | 集会菓子について、購入先の業者と菓子類を低価格で販売するよう交渉すること。   | 未報告         | 自弃物品購入に係る取扱業者の選定については、法務省矯正局において指定した業者に決定したものであり、原則として、全国統一の規格及び価格の物品を提供している。<br>なお、特別に必要性が認められる場合には、その都度検討し、要望していきたい。   |
| 23 | 網走刑 | H26. 3. 5   | 購入先業者に対し、菓子類の個別の価格の提示を求めること。また、被収容者に個別の販売価格を提示すること。   | 未報告         | 特別に必要性が認められる場合には、その都度検討し、要望していきたい。   |
| 24 | 網走刑 | H26. 3. 5   | 集会菓子の購入価格は、10円未満の端数のない金額となっているが、実情に即した金額とすること。  | 未報告         | 特別に必要性が認められる場合には、関係部署と協議して検討したい。   |
| 25 | 網走刑 | H26. 3. 5   | 購入先業者に対し、自弃物品について、品質の確保及び価格の低額化を図る意見提案を求めること。   | 未報告         | 特別に必要性が認められる場合には、その都度検討し、要望していきたい。   |
| 26 | 網走刑 | H26. 3. 5   | 被収容者を収容している旧棟について、冬季の暖房を新棟同様の温度となるように温度管理をすること。   | 未報告         | 新棟及び旧棟に寒暖の差が認められる場合には、ボイラーの送蒸要領及び温度計測による温度管理を検討したい。  |
| 27 | 網走刑 | H26. 3. 5   | 冬季の居室内の温度を維持するため建物等の改修を行うこと。  | 未報告         | 旧棟については、昭和59年に建築されたもので、耐用年数を経過していないため、大規模な改修・改築は困難であるが、必要な補修について、適宜、上級官庁に要望していきたい。   |
| 28 | 網走刑 | H26. 3. 5   | 旧棟入浴施設の扉及び壁部分の改修工事をし、衛生条件を改良すること。   | 未報告         | 新年度の予算状況を踏まえ、改修を検討したい。   |
| 29 | 網走刑 | H26. 3. 5   | 職員を大幅に増員するべきこと。   | 未報告         | 職員の増員については、適宜、上級官庁に要望していきたい。   |
| 30 | 月形刑 | H26. 3. 26  | 月形刑務所の職員数は、収容人員に比してまだまだ十分ではない。受刑者の人権尊重と職員の充実した職場環境を実現すべく、職員の増員を図るべきである。   | H26. 4. 15  | 職員定員の増員については、適宜、上級官庁に要望していきたい。   |
| 31 | 月形刑 | H26. 3. 26  | 月形刑務所で集団下痢が発生した。同様の事案が再発することのないよう、衛生面に十分に注意してほしい。   | H26. 4. 15  | 職員及び炊場就業者の衛生意識の向上、食器等の消毒方法等の改善・徹底、その他衛生管理徹底のために必要な備品等の整備など、あらゆる観点から再発防止に向けた取組を引き続き行っていきたい。   |
| 32 | 月形刑 | H26. 3. 26  | 居室及びその周辺部の衛生状態については、受刑者の健康に影響することから、常に気を配ってほしい。   | H26. 4. 15  | 居室及びその周辺部については、引き続き、2か月に1回程度の定期的な清掃等を行うほか、必要の都度、各所清掃を行っていきたい。  |
| 33 | 月形刑 | H26. 3. 26  | 受刑者の居室内の運動制限について、その理由を受刑者に説明すべきである。   | H26. 4. 15  | 被収容者用所内誌に居室内の運動制限の理由等を掲載することで、被収容者に周知することとしている。  |
| 34 | 函少刑 | H25. 3. 3   | 被収容者からの問合せが多い事項については、所内誌への記載にとどまることなく、複数の手段による丁寧な周知説明の徹底を改めて要望する。   | 未報告         | 被収容者からの問合せが多い事項については、これまでも、担当職員からの教示に加え、工場内の食堂等に掲示するなどしていたところであるが、今後も、これを徹底するように努めたい。  |

| 番号 | 庁名  | 委員会の意見     |   | 講じた措置                     |   |
|----|-----|------------|---|---------------------------|---|
|    |     | 年月日        | 内 容   | 委員会への報告年月日                | 内 容 (講じなかった場合はその理由)   |
| 35 | 青森刑 | H26. 3. 6  | 受刑者が公平さを感じられるような言動や対応(特に食事面)について引き続き励行するよう要望する。   | 未報告<br>(H26. 5. 29<br>予定) | 職員研修等を通じて、今後も法令に基づいた適正な処遇を継続するとともに、平等な配食の確認をはじめ、各自の使用する食器の種類等について見直しを図るなどし、公平感のある処遇を励行していく。   |
| 36 | 青森刑 | H26. 3. 6  | 清掃を含めた衛生管理について引き続き徹底するよう要望する。   | 未報告<br>(H26. 5. 29<br>予定) | 全天候型運動場など清掃が行き届かない箇所等が存在していたことから、運動実施前に職員が清掃状態を点検することを徹底するなど、今後もより一層衛生管理の向上に努めていく。  |
| 37 | 青森刑 | H26. 3. 6  | 受刑者が刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律を支援なく閲覧できるように要望する。  | 未報告<br>(H26. 5. 29<br>予定) | 模範六法は既に整備済みであるが、被収容者の基本的な権利、義務に関する基本的情報については、書籍を整備する等して、常に付与できるように体制を図ることを徹底していく。   |
| 38 | 宮城刑 | H26. 3. 31 | 備付書籍の貸与冊数が共同室は月2冊、単独室は月6冊のところ、各1冊増冊するとのことであるが、それでも不十分であり、さらなる改善を求める。                                    | 未報告<br>(H26. 5下旬<br>予定)   | 各人に1冊増冊したほか、勉学、作業、信仰上及びその他の専門書等を貸与しており、合計して一人当たり共同室は月9冊、単独室は月12冊貸与している。   |
| 39 | 宮城刑 | H26. 3. 31 | 備付書籍を指定された期間前に返却できないことは不合理であり、改善を求める。   | 未報告<br>(H26. 5下旬<br>予定)   | 職員配置の都合上、1名の職員が全受刑者の貸与・返却事務を行っているため、個人ごとに自由に返却させる方法は取れない状況であることから、工場・居室単位で返却期間を定める方法を取っている。   |
| 40 | 宮城刑 | H26. 3. 31 | 自弁物品の種類を増やすとともに、価格を可能な限り安価にするよう業者と交渉すべきである。   | 未報告<br>(H26. 5下旬<br>予定)   | 自弁物品販売は、全国で同一企業を指定しており、同一物品を同一価格で販売しているが、可能な限り安価な価格を設定するよう要望している。また、法令で定められた範囲内で自弁物品の種類を増やすようにしている。   |
| 41 | 宮城刑 | H26. 3. 31 | 作業報奨金の使用金額に係る制約の合理性に疑問があるので、見直しを求める。  | 未報告<br>(H26. 5下旬<br>予定)   | 受刑者の釈放時の更生資金とすることを目的とするという、法で定められた作業報奨金制度の趣旨を踏まえて、釈放前の作業報奨金の支給の可否及び使用金額を決定している。   |
| 42 | 宮城刑 | H26. 3. 31 | 自弁座布団を洗濯工場で洗濯するよう改善を求める。  | 未報告<br>(H26. 5下旬<br>予定)   | 洗濯工場では、ドラム式の洗濯乾燥機を使用しており、座布団のファスナー部分が同機の乾燥温度に耐えられないため、洗濯を行うことは不可能な状況である。  |
| 43 | 宮城刑 | H26. 3. 31 | 長3封筒の購入、使用に関し、複数の許可手続が必要であり、煩雑であるため、改善を求める。   | 未報告<br>(H26. 5下旬<br>予定)   | 通常の郵送に使用するはがき、郵便書簡、長4封筒、航空封筒等についてはマークシート式定期購入用紙に記載されているが、封筒類は多種多様であり、その全てについて同用紙に記載欄を設けることは困難なため、個別に購入を受け付けている。購入手続は、使用許可願いを別途提出する以外は、他の手続と同様であり、特に煩雑な手続ではない。 |
| 44 | 宮城刑 | H26. 3. 31 | 自弁購入後、不許可となった書籍を返品できるよう改善し、さらに被収容者に対して、あらかじめ、許可判断の基準を可能な限り具体的に説明するよう求める。                                | 未報告<br>(H26. 5下旬<br>予定)   | 袋とじ方式の書籍は、開披後に許可判断を行わなければならない場合もあるほか、書籍は落丁、乱丁以外は返品できないことから、納入後の返品は極めて困難である。許可判断は、個別の状況に応じて実施しているため、あらかじめ個別具体的な判断基準を示すことは困難である。                                |
| 45 | 宮城刑 | H26. 3. 31 | 眼鏡指定業者は、自社が販売した眼鏡以外の眼鏡について修理及びレンズ交換を行っておらず、多くの被収容者が眼鏡を宅下げし、修理等を行っているため、宅下げしなくとも修理及びレンズ交換ができるよう改善すべきである。 | 未報告<br>(H26. 5下旬<br>予定)   | 眼鏡指定業者は、特殊な形状や部品を使用する眼鏡でなければ、可能な範囲で眼鏡の修理及びレンズ交換を行っており、自社が販売した眼鏡以外の眼鏡について修理及びレンズ交換を一律に受け付けないといった取扱いは行っていない。  |
| 46 | 宮城刑 | H26. 3. 31 | 広辞苑機能のみを搭載した電子辞書を自弁物品の規格として定めているところ、この取扱いを改め、電子辞書の所持、使用を原則として認めるよう求める。                                  | 未報告<br>(H26. 5下旬<br>予定)   | 法令に基づく使用要件に該当する場合は、電子辞書の使用を認めることとしており、電子辞書の機種選定については、多機能型へ変更することを検討している。  |
| 47 | 宮城刑 | H26. 3. 31 | 電話による通信に関し、無事故10年を経過した者を対象とするという要件は厳しいため、改善の余地がないか検討願いたい。   | 未報告<br>(H26. 5下旬<br>予定)   | 電話による通信は、制限区分第2種以上に指定されている者等に対し、その者の改善更生又は円滑な社会復帰に資すると認める場合等に許可することとしている。無事故経過10年という要件は設けていない。  |
| 48 | 宮城刑 | H26. 3. 31 | 節水を理由として、洗顔回数が朝1回のみ制限される時期があれば、改善するよう求める。   | 未報告<br>(H26. 5下旬<br>予定)   | 指摘のような洗顔回数の制限は行っていない。   |
| 49 | 宮城刑 | H26. 3. 31 | 居室内、運動場、廊下、入浴場等各所に適宜、時計を設置するよう求める。  | 未報告<br>(H26. 5下旬<br>予定)   | 刑事施設においては、逃走等の保安事故の発生を未然に防ぐなど、刑事施設の規律及び秩序を維持するため、時計を各所に設置することは困難である。  |
| 50 | 宮城刑 | H26. 3. 31 | 単独室における回覧新聞閲覧時間が15分と短すぎるため、部数を増加して閲覧時間を確保するか、過去1週間程度の新聞を工場に備え付けて閲覧できるように求める。                            | 未報告<br>(H26. 5下旬<br>予定)   | 予算上、回覧新聞の部数を増やすことは困難であるが、工場就業者については、運動時間中にも閲覧の機会を与えている。また、仮に1週間程度の回覧済み新聞を工場に備え付けても、昼夜間単独室に収容された被収容者の閲覧時間を拡大させることにはつながらないと考えられ、集団室との処遇の公平性の観点からも困難である。         |
| 51 | 宮城刑 | H26. 3. 31 | 休休日における共同室におけるテレビ番組選択を平日同様に3チャンネル選択式にするよう検討願いたい。  | 未報告<br>(H26. 5下旬<br>予定)   | 休休日は、平日と比較してテレビの視聴時間が長く、視聴チャンネルの選択をめぐる受刑者間の争論等のリスクを低減させるために戒護職員が巡回視察を密にする必要があり、職員負担が大きくなるため、チャンネル選択方式を取り入れていない。   |
| 52 | 宮城刑 | H26. 3. 31 | 共同室における所内規則違反に係る減点方式によるテレビ視聴制限について、不合理であるため、改善を求める。   | 未報告<br>(H26. 5下旬<br>予定)   | テレビは、工場就業者全員に対して視聴を認め、優良室は視聴の日を増やしているものであり、優良室以外の居室についてテレビの視聴制限をしているものではない。   |
| 53 | 宮城刑 | H26. 3. 31 | 余暇時間における一般学習について、指導者を配置するなどして、その充実を図るべく検討願いたい。  | 未報告<br>(H26. 5下旬<br>予定)   | 一般学習は、受刑者が余暇時間を利用して、自身の知識、教養等を高めるなどの目的から、多種多様な内容の学習を許可した上、原則、自学自習とさせている。そのため、職員の監督の下で一般学習の指導者を個別に配置することは配置上及び予算上不可能である。                                       |
| 54 | 宮城刑 | H26. 3. 31 | 健康増進の観点から単独運動場に運動器具を設置することを検討願いたい。  | 未報告<br>(H26. 5下旬<br>予定)   | 運動スペースの確保及び保安上の理由から設置は困難である。  |
| 55 | 宮城刑 | H26. 3. 31 | 居室内運動後にタオルの使用を認めるよう検討されたい。  | 未報告<br>(H26. 5下旬<br>予定)   | 居室内運動後、発汗を乾いたタオルで拭き取ることを認めている。  |
| 56 | 宮城刑 | H26. 3. 31 | 就寝時間中、朝の自然光を利用して布団の中で読書することを認めるべきである。   | 未報告<br>(H26. 5下旬<br>予定)   | 就寝時間は、被収容者が十分な睡眠をとるための時間であり、同時間に読書等の活動を行うことは、周囲の者の睡眠を阻害するおそれがあるほか、安眠妨害に起因する種々のトラブルを誘発する可能性があるため、認めることはできない。   |
| 57 | 宮城刑 | H26. 3. 31 | 職員の喫煙によるたばこの匂いが気になるとの指摘があり、刑務所内を完全禁煙にするのが相当である。   | 未報告<br>(H26. 5下旬<br>予定)   | 独立した喫煙スペースを設け、空気清浄器を設置するなど、制服等にたばこの匂いが付かないよう努めている。  |
| 58 | 宮城刑 | H26. 3. 31 | 冬季間の居室防寒対策として、隙間を可能な限り塞ぐ、暖房器具を増設する、使い捨てカイロの使用を認める、厚手の靴下の購入を許可する、運動中の手袋の着用を認めることを強く求める。                  | 未報告<br>(H26. 5下旬<br>予定)   | 対応可能な限り隙間を塞いだり、暖房器具を設置する等、設備上の対策を講じている。また、毛布の増貸与及び居室内及び屋外作業時の手袋の使用、冬用靴下の購入を認めるなど、必要な防寒対策を講じているところであるが、保安上の理由から、これらの防寒具等の使用範囲を無制限に拡大することは困難である。                |
| 59 | 宮城刑 | H26. 3. 31 | 単独室における喫食時間が15分程度と短いことから改善を求める。   | 未報告<br>(H26. 5下旬<br>予定)   | 食事時間については、被収容者の喫食状況を確認し、支給された食事を十分に喫食できる時間を確保している。  |
| 60 | 宮城刑 | H26. 3. 31 | 職員の乱暴な言葉、不公正な処遇を是正し、被収容者の人権、人格を最大限尊重した取扱いが行われるよう強く求める。  | 未報告<br>(H26. 5下旬<br>予定)   | 各種職務研究会等を通じて職員の人権意識向上に努めているが、今後も職員研修の充実、監督者による指導等を通じ、引き続き人権意識の向上に努める。   |
| 61 | 宮城刑 | H26. 3. 31 | 様々な所内の問題が発生する根底には、職員の不足による過重負担という問題があるものと思われることから、職員の増員を強く求める。  | 未報告<br>(H26. 5下旬<br>予定)   | 職員の増員については、適宜、上級官庁に要望していきたい。  |
| 62 | 秋田刑 | 25. 7. 3   | 夏季の入浴について、3日間空くことが続かないよう工夫していただきたい。   | 25. 10. 3                 | 平成25年9月から、出勤職員を増員して日曜日にも入浴を実施する等、入浴の間隔が空かないようにした。   |
| 63 | 秋田刑 | 25. 7. 3   | 防寒上の観点から、昼夜間単独室収容者の衣類(単シャツ及び袴下)を洗濯する際には、代替の衣類の貸与を徹底すること。  | 25. 10. 3                 | 単シャツ及び袴下の代替衣類を貸与しなくても、別に貸与しているメリヤスを使用して防寒することは可能である。  |
| 64 | 秋田刑 | 26. 3. 28  | 検討のための時間を確保する観点から、できるだけ速やかに意見・提案書の申出内容についての説明・回答を励行するよう要望する。  | 未報告                       | 引き続き速やかな説明・回答を実施していく。   |

| 番号 | 庁名    | 委員会の意見   |  | 講じた措置              |  |
|----|-------|----------|--|--------------------|--|
|    |       | 年月日      | 内 容  | 委員会への報告年月日         | 内 容 (講じなかった場合はその理由)  |
| 65 | 秋田刑   | 26.3.28  | 刑務所に収容されている被収容者の高齢化及び医療上の問題を抱える被収容者が増加していることから、今後も適正な医療体制を整備する必要がある。   | 未報告                | 今後も施設の医師が適切に診察を行っていくほか、近隣の外部医療機関との連携をこれまで以上に密にして医療体制の更なる整備に努めていく。  |
| 66 | 山形刑   | H26.3.14 | 今年度は職員が若干名増加し、一定程度の改善が図られたため、職員の増員等、刑務所の実情に応じた職員の適正配置を求める。   | 未報告                | 引き続き上級庁に、職員定員増員に向けた働き掛けを行っていくこととする。  |
| 67 | 山形刑   | H26.3.14 | 職員に刑務官としての使命感や職業倫理を保持させ、かつ、心身ともに健康な状態を維持しながらその職務を遂行させるために、職員が年次休暇を取得できるよう積極的に指導し、ワーク・ライフ・バランスを図ることができるような環境を整えるべきである。  | 未報告                | 今後とも職員の定員増員を図り、継続的に上級庁に働き掛けを行っていく。また、今後も、職員に対して、心身のリフレッシュのために年次休暇を積極的に取得するよう機会あるごとに指導していく。   |
| 68 | 山形刑   | H26.3.14 | 刑務所職員の、受刑者の人格を否定すると疑われる言動や、意見提案に当たって事前の申出を求める等、意見提案書の提出を委縮させるような言動を根絶させるために、今後、事例を用いた具体的なグループワークやロールプレイ等の方法を取り入れた研修を実施するなど、より一層効果的・実効的な教育研修を実施し、刑務所職員の指導力の向上に努めるべきである。   | 未報告                | 職員の受刑者に対する言葉遣いについては、平成25年12月に所長指示を发出したほか、各課各部門の職務研究会において、適切な言動を行うよう指導を行っている。また、本年3月24日の職員点検時に、改めて注意喚起を行っている。今後も、ロールプレイ等の方法を取り入れ、効果的な研修に努める。受刑者の意見提案を萎縮させるような言動をしないよう、平素から職員に指示しており、受刑者が意見提案書を投函する際に、受刑者から意見提案の趣旨を聴取するような事実はない。 |
| 69 | 山形刑   | H26.3.14 | 歯科医療について、診察を申し出ても常勤歯科医が不在で、非常勤歯科医での対応のため、長期間待たなければならない状況であることから、常勤歯科医を確保するか、あるいは非常勤歯科医による診察の機会を増加させ、さらに歯科衛生士を帯同する歯科医療体制を構築すべきである。  | 未報告                | 開庁日の2日に1回の割合で歯科治療を実施した。今後も必要な数の医師の確保に努めるなどとして、医療体制を充実させてまいりたい。   |
| 70 | 山形刑   | H26.3.14 | デンタルフロス、歯間ブラシ及び洗口剤を差入れ等によって入手し、その使用を認めることを要望する。  | 未報告                | 同品目は、関係法令に該当物品がないことから、御意見の趣旨を上級官庁に伝えたい。  |
| 71 | 山形刑   | H26.3.14 | 備付書籍の内容や発刊時期を改めて検証し、刑務所内の蔵書が時宜にかなった適切なものとなるよう検討すべきである。   | 未報告                | 予算上の制約や、寄贈書籍は希望に合致するとは限らないという実情があるところ、今後は可能な限り、有用参考図書が時宜にかなったものとなるよう努力してまいりたい。   |
| 72 | 山形刑   | H26.3.14 | 予算の配当、特に運営費の配当を検討するに当たって、山形市は上下水道使用料金が全国でも高額な自治体の一つであるという事実を十分に考慮し、医療費や各種備品の購入等の支出項目を圧迫することのないように、また、刑務所内の衛生管理や受刑者の健康維持に重大な影響を与えることのないよう、適切に実施すべきである。  | 未報告                | 予算の配当に際しては種々の事情を考慮して実施しており、今後も、当所の衛生管理等に支障が発生しない限度において、節水等に努めていきたい。  |
| 73 | 福島刑   | H26.3.31 | 施設医療について、地元の医療機関にアウトソーシングするなど、抜本的な改革を早急に着手すべきである。  | 未報告                | 医療体制や医師確保の在り方の抜本的な見直しについては、施設限りで対応できない事項であるが、引き続き地元医療機関に医師の派遣依頼を実施する等して、適切な医療の実施に努めたい。   |
| 74 | 福島刑   | H26.3.31 | 刑務所に配置されるようになった社会福祉士の正規雇用化と定員拡充、就労支援スタッフの一層の充実、希望する満期出所者に対する、少なくとも6か月前からの(刑務所外の社会資源と十分な連携を持った)帰住先確保等の社会復帰支援、より実効性のある職業訓練等々、体系的な満期出所者支援策を確立されたい。  | 未報告                | 社会福祉士の正規雇用化と定員拡充並びに就労支援スタッフの一層の充実等は当所限りで対応できない事項であり、上級官庁に増員を要望する。社会復帰支援として、職業訓練、特別改善指導、公共職業安定所と連携しての就労支援、特別調整等を実施しており、満期出所者もその対象としているが、指導期間の伸長も含め、より実効性のある支援策の確立に努めていく。  |
| 75 | 福島刑   | H26.3.31 | 係長など管理職や技官を含む職員の増員と適正配置に、引き続き努力されたい。   | 未報告                | 職員定員の増員は当所限りでの対応は困難であり、上級官庁に増員を要望する。また、なお一層業務負担を軽減するよう努めていく。   |
| 76 | 盛岡少刑  | H26.3.28 | 被収容者が体調不良を訴えている場合には丁寧に聞き取りを行い、適切な措置を執るとともに、医療体制の充実にも努めてもらいたい。  | 未報告                | 体調不良等の聞き取り及び報告を適切に実施しているほか、医療体制の更なる充実を図るため、医師から病態の見分け方についての指導を受けることなどを検討している。  |
| 77 | 盛岡少刑  | H26.3.28 | 職員の被収容者への対応に関して、問題意識をもって注意喚起を行い続け、適切な対応をしてもらいたい。   | 未報告                | 職員に対する人権研修については、外部講師を招へいするなどして実施しているが、今後とも各種研修等を通じて意識の啓発を図っていきたい。  |
| 78 | 水戸刑務所 | H26.3.31 | 昼間仮眠を取らせる際消灯しているが、雨天など太陽が出ていない状況での消灯の場合、部屋がかなり暗い状況になることが提案書から読み取れるので、そのような時に自殺を企てることのないよう事故防止策を徹底してもらいたい。  | 未報告 (H26年第1回開催時予定) | 節電対策として、休日昼間の時間帯の仮眠時には居室の電気を消灯することとしているが、事故防止のため、雨天など居室内が暗くなり動静視察に支障が生じる場合などは、電気を点灯させることとし、事故防止の徹底を図っている。  |
| 79 | 水戸刑   | H26.3.31 | 刑務所で常勤医師不足が数年続いているが、この問題については全国的な問題であり、一刑務所で解決できる問題ではないと思うが、今後の対策として、被収容者の医療に関する問題が生じた場合、具体的事案の詳細を上級庁に報告して、医師確保の需要が高いことを上級庁に知らしめ、各地の刑事施設から具体的な要望が多くなれば、上級庁や国としても、この問題を放置しておくことはできなくなるはずであり、今後とも上級庁に対する要望を行ってほしい。 | 未報告 (H26年第1回開催時予定) | 常勤医師の獲得に関し、インターネット上の医師募集サイトなどに公募し、また地域の医療機関に対して施設の事情等を話し合う協議会を開催するなどして、積極的に医師の確保に努めており、上級庁に対しても、今後とも刑務所の医師確保に対する要望等を訴えていきたい。<br>なお、本年1月に提出された「矯正医療の在り方に関する有識者検討会」の提言を受けて、現在、法務省において、医師確保対策等を検討しているところである。                      |
| 80 | 水戸刑   | H26.3.31 | 感染症拡大防止は、刑務所においても危機管理問題であり、予防接種や消毒液、マスクの配給、投薬方法等の検討をお願いしたい。  | 未報告 (H26年第1回開催時予定) | 感染症の施設への持ち込みを厳密に遮断するべく、職員はもとより外来者に対するマスクの着用や手指消毒の励行等を厳格に実施しており、被収容者に対してはうがい、手洗いを励行させるなどして、施設内での感染防止に努めている。<br>なお、感染症の施設内への持ち込みは、主に外部からの持ち込みとなるため、被収容者にはマスクを配給していないが、風邪等に罹患した者に対しては、マスクを貸与した上で休養させている。                          |
| 81 | 水戸刑   | H26.3.31 | 投薬あるいはその制限に関し、被収容者の意見に耳を傾け、分かりやすく説明し、投薬に関する被収容者の理解を促進するように心がけていただきたい。また、熱中症対策として十分な水分補給に努められたい。  | 未報告 (H26年第1回開催時予定) | 被収容者に対しては、必要以上に薬に頼らない生活を指導するとともに、被収容者に対するきめ細かな説明等を行うことで投薬に関する不満等の解消に努めており、今後とも真摯な対応を継続していきたい。また、夏季においては、熱中症対策として、被収容者に対して、十分な水分補給に配慮している。  |
| 82 | 水戸刑   | H26.3.31 | 被収容者の食事に関する問題については、今後とも被収容者がどのような意見提案を行っているのかを施設側で把握することのできる体制とそれに対応する配慮を行ってほしい。   | 未報告 (H26年第1回開催時予定) | 食事のメニューについては、栄養士の指導の下、毎月、新メニューを取り入れたり、被収容者の意見を考慮しながら、適正に給与しているところであるが、食事等に関する被収容者の不満については、今後とも謙遜に耳を傾け、より良い施設運営に努めていく。  |
| 83 | 水戸刑   | H26.3.31 | 職員からの職場環境改善のための忌憚のない意見提案を出せる意見箱を設置したらどうか。  | 未報告 (H26年第1回開催時予定) | 既に職員からの意見提案箱は設置しており、可能な限り、施設運営に反映させることとしている。また、職場環境改善を含めた職員の身上相談を定期的実施している。  |
| 84 | 栃木刑   | H25.6.6  | 図書目録を作ってほしいとの要望があるため、作成を検討することを要望します。  | H25.7.25           | 御意見を踏まえて検討する。  |
| 85 | 栃木刑   | H25.9.30 | 外国人の女性用のヘアブラシ(固いブラシ)の導入について、検討願います。  | H25.11.28          | 他施設製品等を勘案して、医療上の検討も加え自弁物品として導入することを検討していく。   |
| 86 | 栃木刑   | H25.9.30 | 配食係の服装について、配食係が配膳する際、割烹着の下にTシャツを着用することの可否について、検討願います。  | H25.11.28          | 配食係の作業については、作業時間中は作業着を着用することとしており、休業日であってもTシャツのみで作業することは許可していない。ただし、異常気象等の考慮すべき事項がある場合には、その都度判断している。   |
| 87 | 栃木刑   | H25.9.30 | 特定工場のトイレに手すりを設置することを検討願います。  | H25.11.28          | 予算状況を勘案して、できるだけ早い時期に実施するよう検討する。  |
| 88 | 栃木刑   | H25.9.30 | 被収容者に対する書面での指示ないし掲示物について、日本語、英語の他に、スペイン語での表記も加えることについて、検討願います。   | H25.11.28          | 全被収容者に対する口頭での告知及び書面での掲示については、スペイン語も含めてできる限り外国語に翻訳して対応している。   |
| 89 | 栃木刑   | H25.9.30 | 本の貸し出し方法について、閉居罰を受けた被収容者に、一度本を返納させ、他の被収容者に閲覧の機会を与えることが可能か検討願います。   | H25.11.28          | 貸出日も、執行される閉居罰の日数も、各人で異なることから、貸出期間中に閉居罰の執行が終わることもあり、一律に本を返却させる取扱いにすることは、閉居罰執行者の閲覧の機会を考慮すると困難である。  |
| 90 | 栃木刑   | H25.9.30 | 外国人のために外国語による職業訓練の実施が可能か否か検討願います。  | H25.11.28          | 現在のところ外国語による職業訓練の実施は想定していない。   |

| 番号  | 庁名   | 委員会の意見      |   | 講じた措置       |  |
|-----|------|-------------|---|-------------|--|
|     |      | 年月日         | 内 容   | 委員会への報告年月日  | 内 容 (講じなかった場合はその理由)  |
| 91  | 栃木刑  | H26. 1. 20  | 購入できる物品の中に、大容量のコンタクト洗浄液を追加することが可能か検討願います。   | H26. 1. 30  | コンタクトレンズ用の洗浄液の個分け容器を整備した上で、500ミリリットルの洗浄液の購入を許可する方向で検討している。   |
| 92  | 栃木刑  | H26. 1. 20  | 廃棄する私本を寄付することを許可する施設があるようだが、栃木刑務所でも寄付することができるかどうか検討願います。  | H26. 1. 30  | 当所においても私本の寄付を検討したい。  |
| 93  | 栃木刑  | H26. 1. 20  | 文芸コンクールの作品集を以前のように図書室にも備え置きして、閲覧できるようにしてほしい。  | H26. 1. 30  | できるだけ早い時期に実施できるようにする。  |
| 94  | 栃木刑  | H26. 1. 20  | 懲罰中の被収容者に、週1回の入浴の他、シャワー浴などをさせて衛生面を確保することができないかどうか検討願います。  | H26. 1. 30  | 閉居罰執行中の被収容者については、法令の規定により週1回以上の入浴を実施することとされているが、当所の収容率、入浴の実施状況等を勘案し、現状のとおりとしている。   |
| 95  | 栃木刑  | H26. 3. 21  | 被収容者から、礼拝に使用する特定用具が以前は所持してきたが、現在はできないと申出があったが、信教の自由を配慮し、特定用具の使用方法を検討願います。   | H26. 3. 27  | 礼拝時の特定用具の使用については、希望者に礼拝時に貸与している。   |
| 96  | 栃木刑  | H26. 3. 21  | 避難訓練の際に、職員はヘルメットを着用し、被収容者は防災頭巾のようだが、被収容者の心情を配慮し、職員も防災頭巾で対応することができないか検討願います。   | H26. 3. 27  | 職員は非常時において、受刑者の避難誘導又は人命救助に当たる必要があるため、職員の身体生命保護のため、ヘルメットを着用しているものであり、この運用を変更することはできない。  |
| 97  | 栃木刑  | H26. 3. 21  | 寮によって洗濯物の干し場が室内である場合と、室外である場合があり、不公平感があるため、スペースの問題で室外に干すことができない場合でも除湿器等を用意するなど何らかの対応を検討願います。  | H26. 3. 27  | 室外の洗濯物干し場を増設することは当所の現状から困難であり、除湿器の整備も予算上困難である。   |
| 98  | 栃木刑  | H26. 3. 21  | カロリー制限食について、代替食を用意することができないか検討願います。   | H26. 3. 27  | 現状として、摂食障害の治療目的でカロリー制限食に変更している者が多く、代替食の用意は困難である。   |
| 99  | 栃木刑  | H26. 3. 21  | 現在の余暇時間の新聞閲覧時間が一人4、5分しかないという状態であれば、他の時間にも閲覧できるように配慮できないか検討願います。   | H26. 3. 27  | 居室(余暇時間)における新聞閲覧は、共同室は30分、単独室は10分としている。また、工場における休憩時間にも新聞の閲覧を認めている。   |
| 100 | 栃木刑  | H26. 3. 21  | 白癬患者の入浴について、白癬患者のみ特別な対応をするのは被収容者間で差別意識を生じさせるおそれもあるが、他の被収容者への感染の予防のため、白癬患者の入浴順位を最後にするという対応ができないか検討願います。  | H26. 3. 27  | 白癬の感染予防対策の一環として、被収容者に対し、1人1枚ずつ専用の足ふき雑巾を貸与している。また、白癬の症状は個人差が大きいところ、医師から個別入浴が相当であるとの診断がなされた場合には、当該被収容者の入浴順序を変更するなどの方法で、他の被収容者への感染防止に配慮している。  |
| 101 | 栃木刑  | H26. 3. 21  | マッサージクリーム、薬用歯磨き、アイボンを自棄できるようにできないか検討願います。   | H26. 3. 27  | 「薬用歯磨き」は、自棄物品として取り扱っているが、「マッサージクリーム」及び「アイボン」(洗眼薬)については全国統一物品に含まれていないため、当所では自棄物品として取り扱っていない。しかし、意見があったことを上級官庁に報告することとした。  |
| 102 | 栃木刑  | H26. 3. 21  | 洗濯ネットについて、冬季は洗濯ネットを夏季よりも多く使用できるように配慮できないか検討願います。  | H26. 3. 27  | 洗濯ネットは居室ごとに1枚貸与しており、ネットの貸与枚数を増やすことができるか否かは、ネットの在庫数、洗濯物干場のスペースなど当所の実情を考慮して、今後慎重に検討したい。  |
| 103 | 黒羽刑  | H26. 3. 31  | 入浴のあり方の変更のように被収容者に様々な影響を及ぼす変更の場合、それがいかに合理的なものであったとしても、被収容者の多くに不満を生じさせることは、円滑な刑務所運営にとって好ましいことではない。今後、このような変更を行う場合には、その影響を緩和させるための代替措置を考慮すること、及び、被収容者の理解を得るため、その理由等を含めて、事前に、被収容者が分かりやすいよう工夫した告知をするよう留意されたい。また、入浴後に作業をした場合には、衛生上の観点から、夏季においては、拭身だけでなく、居室での足洗い、洗髪の手洗等代替措置も考慮されたい。 | H26. 4. 17  | 被収容者に対する新たな処遇の変更等については、担当職員から適時(朝の整理時及び帰寮時等)に告知し、被収容者に周知できるように配慮している。また、被収容者一人ひとりの価値観等の違いに配慮して全員が理解できるようにしているが、苦情等が発生しないよう、疑問点については、職員から個別具体的に指導を行うように努めている。拭身等については、入浴後工場で作業を実施した場合、拭身を認めることとし、全被収容者に分かりやすいように、居室内の生活のしおりに掲載して周知徹底を図っている。足洗いについては、拭身の際、行えるよう配慮する。 |
| 104 | 黒羽刑  | H26. 3. 31  | 職員の言動が、刑務所視察委員会の役割や信教の自由等を軽視したものとならないよう、一層の徹底が望まれる。また、被収容者に誤解等を招かないようにするため、職員の一層の技量の向上を図るための研修体制の充実はもちろん複数職員に対する対応や苦情の多い職員の配置換えといった対応もされたい。   | H26. 4. 17  | 年間研修計画を通じて、人権及び国家公務員の倫理等の全体研修を行っている。また、被収容者処遇における、言葉遣いや指導方法について、各担当部署の監督者により、職員に対する教育を徹底している。特定の職員への苦情等については、直接、監督者から指導を行うとともに、苦情の発端となった事実については報告書を提出させ、不適正処遇とならないよう指導している。今後とも、被収容者の人権に配慮した適正な職務執行力の向上に資するよう、指導に努めていきたい。  |
| 105 | 黒羽刑  | H26. 3. 31  | 民間業者は利益追求が目的で、被収容者の置かれている状況についての配慮もなく、献立を作成したり、作業指示をしてしまうことから、被収容者に不満を生じさせてしまう。参入民間業者の業務に対する継続的な監視は、適正な刑務所運営には不可欠である。引き続き、民間業者に対する監視・監督に留意されたい。   | H26. 4. 17  | 当所においては、被収容者を交えた給食委員会を実施する等して、被収容者の食事に対する意見等を吸い上げるよう努めている。また、平成25年度に新しい炊場が完成し運用を開始したが、新たな設備に対応していくため職員及び民間業者から、安全作業を心掛けるよう細かな作業指導を行っている。今後も継続的に適正な監督を行っていく。  |
| 106 | 喜連川セ | H26. 3. 26  | 被収容者に対する処遇について、人権を尊重し、人権に関する問題を理解するためにも、多様な意見・見解に接することが有用であることから、刑務官に対し、外部の有識者(弁護士会人権擁護委員会等)による講義などを行うことを検討されたい。  | 未報告         | 職員個人の人権意識や処遇技能を向上させるため、各種職員研修の実施に努めているところであるが、委員会の意見を踏まえ、本年度における年間研修計画において外部の有識者(弁護士会人権擁護委員会等)による研修を実施すべく、現在調整中である。  |
| 107 | 喜連川セ | H26. 3. 26  | 医療の必要性の判断について、医師や医療部門の判断を最大限尊重し、刑務官が医師の判断を妨げるような発言・介入のないよう確認すべきである。   | 未報告         | 医療上の申出があった場合、職員は、状況に応じて速やかに医師等に連絡し、その指示に基づいた医療措置を実施しているところであり、医師の判断を妨げるような行為はないものと認識しているが、今後も引き続き不必要な発言や介入のないよう確認していきたい。   |
| 108 | 喜連川セ | H26. 3. 26  | 当委員会の活動が、当センターの適正な管理運営を図るとともに、被収容者の人権を尊重しつつ、その状況に応じた適切な処遇を行うことに資するものとなるよう、当委員会に対して引き続き真摯に対応されたい。  | 未報告         | 視察委員会に対して、引き続き真摯に対応していきたい。   |
| 109 | 前橋刑  | H25. 7. 29  | 意見・提案書の用紙を交付される際、称呼番号が記載され、匿名性の確保の点から問題があるため改善してもらいたい。  | H25. 9. 19  | 平成25年8月1日をもって用紙に称呼番号等の記載をした上で意見書を交付する扱いを改め、同記載をせずに意見書を交付することとした。   |
| 110 | 前橋刑  | H25. 9. 19  | 一人の受刑者が時間外に作業を指示された件について事実関係を調査願う。  | H25. 12. 19 | 受刑者に対して一職員の判断で正規の時間外に軽作業に従事させていたことは事実であり、当該職員に対しては再過なきを期するための措置を講じた。また、当該受刑者に対しては同作業に従事した分の作業報奨金計算高を新たに組み入れる。  |
| 111 | 前橋刑  | H25. 12. 19 | 直立姿勢で頭を下げてあごを首に付ける「待機姿勢」を命じられ、同姿勢は身体に無理のかかるものと思料されることから、視線だけを下に向かせる方法等に変更願いたい。  | H26. 2. 6   | 平成25年4月以降、受刑者が反則行為をじゃっ起している状況が認められたことから、これを防止するため、待機時に下方を向かせることとしたが、反則行為が少なくなったことから、同26年1月6日から正面を向かせる取扱いに変更した。<br>なお、頭を下げた上であごを首につける指導はしていない。  |
| 112 | 前橋刑  | H26. 2. 6   | 職員の言葉遣い、注意の仕方についての苦情が多数出ていることから、注意喚起等配慮願いたい。  | H26. 2. 6   | 職員は厳しく指導することもあるが、粗暴な言辞を発しているものではない。しかしながら、被収容者に対する言動は人権にも関わることから、引き続き研修等を通じて職員の人権に対する意識の一層の向上を図りたい。  |
| 113 | 前橋刑  | H26. 2. 6   | 診察までに時間が掛かるとの意見が多いことから、配慮願いたい。  | H26. 2. 6   | 診察は緊急性のある患者を除き、順番に実施しているところ、緊急を要する病状については直ちに診察を実施し、必要に応じて外部医療機関での医療措置も講じている。   |
| 114 | 前橋刑  | H26. 3. 31  | 年度当初から常勤医師がゼロとなっている。来年度は常勤医師を確保していただきたい。  | 未報告         | 常勤医師不在の状態が継続し、非常勤医師等により対応しているところ、来年度も引き続き常勤医師の公募を積極的に行い、同医師確保に努める。   |
| 115 | 前橋刑  | H26. 3. 31  | 職員の年次有給休暇取得日数について、3日以内の者が73名、ゼロの者が4名おり、職員の労働衛生上、大きな問題である。前橋刑務所だけで解決できるものではないが、職員の増員が求められる。  | 未報告         | 職員定員の増員については、施設として解決できる問題ではないが、意見があったことを上級官庁に報告することとした。  |
| 116 | 前橋刑  | H26. 3. 31  | 職員が被収容者の理解力に応じ、丁寧な説明を行うことにより、苦情、要望の多くは減少、解消すると思料されることから、被収容者に対し説明を丁寧にしていただきたい。  | 未報告         | 個々の被収容者に対して説明を行うことは困難が伴い、工場単位等で集団を対象として告知している。担当職員はできる限り詳細に説明しており、今後も継続していく。   |
| 117 | 前橋刑  | H26. 3. 31  | 冬場の散髪時に洗面器1杯分の湯を単独室収容者に支給してもらいたい。   | 未報告         | 冬季が終了する時期であることから、来年度の冬季処遇検討時に検討する。   |

| 番号  | 庁名    | 委員会の意見     |  | 講じた措置       |   |
|-----|-------|------------|--|-------------|---|
|     |       | 年月日        | 内 容  | 委員会への報告年月日  | 内 容 (講じなかった場合はその理由)   |
| 118 | 千葉刑   | H26. 3. 10 | 被収容者が急性心筋梗塞の疑いにより死亡したことに鑑み、意志疎通が必ずしも十分とは言えない外国人(特に持病のある)被収容者の健康に関し、細心の注意を払っていただきたい。                    | 未報告         | 今後とも、意志疎通を円滑に図れるよう、外国語に対応できる職員や通訳人を配置することとしている。   |
| 119 | 千葉刑   | H26. 3. 10 | 外国人の被収容者からの視察委員に対する面接要望に関し、通訳人の確保が円滑にできるよう対処していただきたい。  | 未報告         | 外国人から面接希望が出された場合で、かつ、面接を要望される場合には、次回開催日に通訳人を確保できるよう努めてまいりたい。  |
| 120 | 市原刑   | H26. 2. 13 | 運用上の変更並びに是正等を実施する場合においては、周知させるための十分な期間を設けるほか、受刑者の意向にも十分配慮し、訓令等の範囲内において柔軟な運用を図られたい。                     | H26. 2. 28  | 被収容者への周知については分かりやすい周知に努めたい。   |
| 121 | 市原刑   | H26. 2. 13 | 高血圧の受刑者に投与する薬について、医師が看護師の意見を聴取して投与するのは、医師の判断の独立性に関わる問題ではないか。   | H26. 2. 28  | 医師が看護師に対し、処方薬の内容について確認した行為を医師が看護師の意見により薬剤を処方していると誤認しているものであるが、診察時には誤解を受けないような態度で接することとした。   |
| 122 | 市原刑   | H26. 2. 13 | 花粉症用の眼鏡の差入れについては、医療用として医師の判断を仰ぎ、差入を認めてはどうか。  | H26. 2. 28  | 花粉症防止用眼鏡の差入れは認めたが、医療上必要がなかったことから使用を認めなかったものである。   |
| 123 | 市原刑   | H26. 2. 13 | 職員に対する言葉使い等の苦情や不満の意見が散見されることから、職員教育の充実を図られたい。  | H26. 2. 28  | 受刑者に対する言葉遣い等については、職員研修や職務研究会等の機会において教育しているが、さらに、人権等に配慮した言葉遣い等を心掛けるように教育を徹底したい。  |
| 124 | 八王子医刑 | H25. 6. 25 | 慢性的な医師・看護師不足が問題点だと考えられるが、応募状況改善のためにはどのような方法が考えられるか。  | H25. 7. 8   | 新施設となり、設備等が新しく改善されることや残業等の拘束時間が少ないこと、又はトラブルや訴訟のリスクは施設が負担することなどを広報していく予定である。   |
| 125 | 八王子医刑 | H25. 6. 25 | 慢性的な医師・看護師不足から医療専門施設に特化して施設的环境面を一般病院並みにはできないか。   | H25. 7. 8   | 予算の問題等で当所限りでは対応困難な事情であるが、老朽箇所等については、可能な限り改修していく。なお、現在、法務省矯正局において新施設移転に向けた手続が進められているものと承知している。   |
| 126 | 八王子医刑 | H25. 7. 8  | 朝食についてどうかしてほしいとの意見が多いが、品数と内容について、検討願いたい。   | H25. 8. 6   | 朝食の内容は他の矯正施設と比較しても、ほぼ同等であると思われるが、毎年実施している嗜好調査等の結果を勘案して、給食委員会において対応を検討したい。   |
| 127 | 八王子医刑 | H25. 7. 29 | 早朝に布団の中で読書することは対応可能か。  | H25. 8. 6   | 平成25年4月以降、他人に迷惑を及ぼす態様でなければ、起床時間前の読書について注意指導を行わない運用になっている。   |
| 128 | 八王子医刑 | H25. 7. 29 | スプーンの貸与制については対応可能か。  | H25. 8. 6   | 平成25年4月22日から、昼食及び夕食時には、献立にかかわらず、全ての被収容者にスプーンを貸与する取扱いとしている。  |
| 129 | 八王子医刑 | H25. 8. 6  | 女子収容棟の網戸に隙間があると聞いているが、修理することはできないか。  | H25. 9. 25  | 平成25年度、階段踊り場窓の網戸補修、居室の建具補修、食器窓網戸製作、取付けを行った。   |
| 130 | 八王子医刑 | H25. 8. 6  | H I V感染患者もいると聞いているが、病棟内で患者及び職員全員に対してマスクを着用させることはできないか。   | H25. 9. 25  | マスクの着用の可否は患者の状態を診ての判断であり、必要性ありと診断された場合にはマスク着用をさせ、必要に応じて医師及び看護師もマスクを着用している。  |
| 131 | 八王子医刑 | H25. 11. 7 | 日常生活におけるH I V感染の可能性について、何らかの形で受刑者に指導が必要なのではないか。  | H25. 11. 12 | 休養中の被収容者は全て医療的な管理を受け、H I V感染者は個室収容され、注射針など感染性医療廃棄物を被収容者が扱うことはなく、日常生活で感染する可能性は一般社会での生活よりも低いこと、一律の対応がH I V感染者の差別につながりかねないことから、特段の指導を行う必要はないと考えている。                                      |
| 132 | 八王子医刑 | H25. 11. 7 | 冬季処遇の仮就寝時間の期間と時間の拡大、延長、横臥許可期間の延長は可能か。  | H25. 11. 12 | 仮就寝時間は午後7時だが、冬季処遇期間中については、午後5時から繰り上げている。なお、厳冬期には、感冒対策として、土日及び休日の午前10時から食事及び点検時間を除き仮就寝を許可している。   |
| 133 | 八王子医刑 | H25. 11. 7 | 洗濯物や居室の名前表示、刑務官からの呼びかけ時など本名を使用している場合、個人情報保護の関係でその必要はあるのか。  | H25. 11. 12 | 居室や洗濯物には番号と名字のみを記載している。職員が呼びかける際も名字で呼称するのが通常であり、医療刑務所では投薬等の医療措置を行う際の患者の取り違え防止のために必要な措置であると考えている。  |
| 134 | 八王子医刑 | H26. 3. 26 | 居室入口に被収容者の名前を記載した名札を貼っておくことは必要か。必要ならばその必要性につき、受刑者の番号のみ記載するなど他の方法により対応できないか。                            | 未報告         | 居室における処置等実施時の患者の取り違え防止や適時適切な生活指導を期する上では、職員が、その場で被収容者の称呼番号だけでなく名前も確認できるようにしておく必要がある一方、個人情報保護の重要性も踏まえ、例えば名札の表面に番号を、裏面に氏名を記載するなどの方法に改めることができないうか検討している。                                  |
| 135 | 八王子医刑 | H26. 3. 26 | 休養受刑者に対する刑務作業の実施を検討する余地があるか。できないとしたらその理由は何か。   | 未報告         | 当所では、身体疾患の患者には刑務作業を行わせていないが、これは、患者に十分な休養の下で治療に専念させ、なるべく早期に一般刑務所における作業等の矯正処遇を受けられる状態まで軽快させるための措置である。一方、精神疾患の患者には、作業を行うこと自体に治療的な意義が見いだされることから、病状を勘案しながら、治療の一環として刑務作業を実施している。            |
| 136 | 八王子医刑 | H26. 3. 26 | 社会復帰の実現という命題に対し、職員の関心が薄いような印象を受けた。今一度、受刑者の社会復帰への視点から施設のできることを再検討していただきたい。                              | 未報告         | 受刑者の円滑な社会復帰には、作業や教育といった矯正処遇以前に心身の健康が不可欠であり、健康を害した受刑者に対して当所が行う医療そのものも社会復帰の実現に大きな役割を果たしていると考え、刑事施設の職員である以上、矯正処遇を始めとする医療以外の社会復帰のための取組全般にまで視野を広げることも重要であることから、刑事施設視察委員会の御意見も踏まえて意識を喚起したい。 |
| 137 | 八王子医刑 | H26. 3. 26 | 空調設備について職員からも被収容者からも劣悪との意見があるが、改善に努められたい。  | 未報告         | 当所は平成28年度以降の移転が予定されていることを踏まえ、空調設備の整備については、その費用対効果を十分に検討する必要があるものの、環境測定等を実施した上で、早急に改善が必要と認められる場合は、速やかに改善に努めることとしたい。  |
| 138 | 八王子医刑 | H26. 3. 26 | 医師、看護師、また処遇部門の職員の人員不足が放置されているが、人員を補充するには何が妨げになっているのか。  | 未報告         | 職員の増員については、施設として解決できる問題ではないが、適宜、上級庁に要望していくこととしたい。   |
| 139 | 八王子医刑 | H26. 3. 26 | 現行の口頭での課長への年休取得申告という方式はなぜとられているのか。現場課長への申請用紙での取得との手続に何か問題はありますか。                                       | 未報告         | 年休取得の現状は、病棟の看護師長が一義的に取得の意向を確認し、取得可能であれば看護課にある休暇請求簿に必要事項を記入し、看護課長の決裁を受けることにより行なっているが、これは、まず看護師長が公務の運営に支障がないか検討する必要があるからである。  |
| 140 | 八王子医刑 | H26. 3. 26 | 看護師が刑務官の立会なしに居室に入室し、処置等を行なっているとの指摘がある。かかる事実があるとすれば、問題はないのか。  | 未報告         | 平成26年3月28日、看護師長、看護主任連絡会において、刑務官の立会なしに病室へ入ることがないよう各病棟に徹底するよう注意喚起を行った。  |
| 141 | 八王子医刑 | H26. 3. 26 | 「パワハラ」と感じている者が多く居るという事実は円滑な施設運営の大きな妨げとなりかねない。今後の幹部職員の職務執行に際し、このような意見が出ないよう十二分に留意されたい。                  | 未報告         | 各課・部門においてショートミーティングや職務研究会の機会を用いて、セクハラ、パワハラに関する研修を実施しており、良好な職場環境の維持に努めているところである。   |
| 142 | 八王子医刑 | H26. 3. 26 | 医療刑務所に移送後、短期間での死亡者が頻出するのは何が原因か。問題点があるとすればどのような改善策があるのか。  | 未報告         | 全国の施設から、より症状が重く、緊急性の高い被収容者から優先的に受入を実施していることが一因と史料される。   |
| 143 | 八王子医刑 | H26. 3. 26 | 医療に関して、診察回数が少ない、診察時間が少ない等の意見が寄せられているが、少しでも要望を取り入れることはできないか。  | 未報告         | 医療刑務所における医師の診察は、被収容者の個人的要望に基づいてではなく、それぞれの被収容者の病状に応じて実施されている。訴えなどに対しても、内容を医師が検討して適切に対応している。  |
| 144 | 八王子医刑 | H26. 3. 26 | 温食の配膳が改善できていない原因は何か。   | 未報告         | 温食の配膳については、保温性のある食缶や水筒及びコンテナを整備して、保温に努めた運搬方法を講じており、また、盛り付ける時間もできる限り、配膳する直前に行うように努めているなど、様々な工夫を講じている。  |
| 145 | 八王子医刑 | H26. 3. 26 | 暖房時間、冬季の衣料の配布内容及び配布時期について弾力的対応ができないか、再度検討を願う。  | 未報告         | 暖房時間の延長については、刑事施設視察委員会の意見も踏まえ、引き続き上級庁への要望等を検討してまいりたい。冬季の衣料の配布内容及び配布時期については、長期の天気予報に加え実際の気温の変化等を踏まえて決定しているが、御意見も踏まえ、引き続き時季の状況を勘案の上、柔軟に対応してまいりたい。                                       |
| 146 | 八王子医刑 | H26. 3. 26 | 休養受刑者に係る施設内での治療経緯や治療方法等を出所に当たって本人に情報として持たせて、一般社会内での治療と継続性を持たせるなど工夫はできないか。本人の同意があれば、プライバシーの問題もないのではないか。 | 未報告         | 治療を受けている被収容者が当所で刑務終了を迎える場合には、本人の申出により、出所時等に紹介状を交付している。当所出所後に入院する病院を探す場合など、分類部門とも連携をとり、医療機関などへの診療情報の提供も行っている。  |
| 147 | 八王子医刑 | H26. 3. 26 | 医師によって対応が違うとの意見があるが、このように受刑者に捉えられかねない状況があるとすれば、改善策はあるのか。   | 未報告         | 被収容者に対する医師の処置は、被収容者それぞれの病状に応じて実施されているが、今後は、医師と看護師との連携及び情報交換をより密にし、病棟内での診療内容に偏りが生じないように努めていきたい。  |

| 番号  | 庁名    | 委員会の意見     |   | 講じた措置      |  |
|-----|-------|------------|---|------------|--|
|     |       | 年月日        | 内 容   | 委員会への報告年月日 | 内 容 (講じなかった場合はその理由)  |
| 148 | 八王子医刑 | H26. 3. 26 | 免許証の失効や在所証明書などの取扱いは口頭だけでなく、文章で配布してほしいとの提案があった。  | 未報告        | 所内生活の心得に明記されている。   |
| 149 | 八王子医刑 | H26. 3. 26 | 居室内に貼付してある、「地震に際しての対応」を記したペーパーの内容が古いので、記載内容を再検討されたい。  | 未報告        | 現在行っている「所内生活の心得」の見直し作業の中で修正する方向で検討する。  |
| 150 | 八王子医刑 | H26. 3. 26 | 特食に関して「種類が少ない」という不満が多く見られるので、再考願いたい。  | 未報告        | 特食は、毎年1回、被収容者に対し嗜好調査のアンケートを実施しており、同アンケート結果を踏まえた給食委員会を経て決定している。その結果、平成25年度については、祝祭日14日において、人気の高い12種類を給与している。今後も嗜好調査を実施し、できる限り嗜好調査に基づき、多くの種類を給与するように努めたい。                          |
| 151 | 八王子医刑 | H26. 3. 26 | 出所後の就労について、可能な限りのフォローをお願いしたい。   | 未報告        | 引き続き、関係機関と協力して出所後の就労につながるよう努める。  |
| 152 | 八王子医刑 | H26. 3. 26 | 投書箱の場所が分からない、用紙がもらいにくいとの意見が複数寄せられている。   | 未報告        | 用紙取得については願箋等を用いることなく、経理係について自らの意思で用紙を取得できる取扱いとしているほか、休養患者についても口頭での申出で対応しており、現状の取扱いを継続していきたい。<br>なお、提案箱に関しては、生活のしおりに明記している他、経理棟、南病棟、女区の3か所に設置し、意見を広く募集することができるよう配慮している。           |
| 153 | 府中刑   | H26. 3. 31 | 刑務所に勤務する医師の数を十分に確保することが応急的に必要である。   | 未報告        | 医師の確保については、施設を挙げて取り組んでいるところ、引き続き採用に向け取り組んでまいりたい。   |
| 154 | 府中刑   | H26. 3. 31 | 刑務所における医療の独立性と患者の権利性を明確に位置付け、行刑やその実施上の都合に従属しない医療を確立することが必要である。  | 未報告        | 矯正医療の在り方については、平成25年7月に法務省矯正局に設置された「矯正医療の在り方に関する有識者検討会」によって、平成26年1月に「矯正施設の医療の在り方に関する報告書」が法務大臣に提出されており、同報告内容が政策に反映される過程を注視し、適切に対応してまいりたい。  |
| 155 | 府中刑   | H26. 3. 31 | 刑務所職員（刑務官）から暴言・暴行を受けたとか、人権侵害行為をされたという被収容者の訴えが今でも後を絶たない。刑務所として改めて職員に対し指導を強化するとともに、外部講師による人権教育を実施する等の具体的措置を検討すべきである。                              | 未報告        | これまでも適正な職務執行能力の向上と人権意識の高揚を図っており、相手の立場に立ち、その気持ちを考えながら冷静な対応ができる能力を習得させるための研修や、ロールプレイングによって不適切な言動を考えさせる研修などを実施している。今後とも職員に対する研修を充実させ、被収容者の人権を尊重しつつ、適正な処遇に努めてまいりたい。                  |
| 156 | 府中刑   | H26. 3. 31 | 受刑者が廉価で品質良好な衣料品、日用品等を入手できるよう、購入方法や購入先について検討・改善されたい。   | 未報告        | 全国の刑事施設において同一の業者を指定しており、価格はあくまで適正な範囲を維持している。また、刑事施設の特異性にも対応可能な業者が選定されており、単純に価格と品質のみで業者を選定することはできない事情があるが、指定業者に対しては、社会一般で汎用されている品物と価格及び品質が極端に異なるようなこととなれば、品質等の改善や要望を伝えていくこととしている。 |
| 157 | 府中刑   | H26. 3. 31 | 職員の非違行為（不祥事）防止の観点から、職員教育、人間関係、勤務条件等について改めて見直し、改善されたい。   | 未報告        | 職場の上司や同僚等との日頃の人間関係やコミュニケーションの円滑化を図るため、現場職員が率直な意見を述べる場を設けるなどして職場環境を改善し、不祥事防止や人間関係の強化などに取り組んでいる。また、勤務配置箇所の見直し・合理化等を進め、休暇を取得できる環境を整えているが、引き続き勤務環境の改善に努めてまいりたい。                      |
| 158 | 横浜刑   | H26. 3. 28 | 医師の配置に欠員を抱えており、十分な体制とは言えない。診療科目の増加を含め、医師の確保に繋げる方策を検討されたい。   | H26. 4. 25 | 外科、消化器内科、産婦人科などの専門医を複数招へいし、診療科目を拡充させ、医療の質の向上に取り組んでいるところであり、引き続き、適切な医療体制の構築に努めていくこととした。   |
| 159 | 横浜刑   | H26. 3. 28 | 職員不祥事を未然に防ぐための具体策の策定及びミスが生じたとしても非違行為に結びつかないような組織体制を作るよう要望する。  | H26. 4. 25 | 施設長自ら訓示を行うとともに所長指示を発出の上、職員研修及び職務研究会を実施し、さらにはミスをするものであるとの前提を踏まえ、その後の対応の重要性について認識させ、一時の過誤が非違行為に直結しない方策を講じるなどして、各種事故防止のための取組を継続していきたい。  |
| 160 | 横浜刑   | H26. 3. 28 | 一般改善指導におけるDVD視聴について、指導目的を明確に伝える工夫、実施効果の認識、評価等の工夫を検討されたい。特別改善指導については、実施場所の充実及び先進的なプログラムの作成を希望する。   | H26. 4. 25 | 一般改善指導については、アンケートを実施するなど、効果を検証し、評価できる体制の構築に努めていきたい。特別改善指導の充実に当たり、教室等の施設設備の種々検討を進めたい。   |
| 161 | 横浜刑   | H26. 3. 28 | 被収容者から不満が多い食事内容の改善に努力されたい。  | H26. 4. 25 | 献立の作成に当たっては、被収容者に対するアンケート調査の結果を参考にするなど、可能な範囲で被収容者の嗜好を取り入れる努力をしているが、引き続き、新メニュー等を積極的に導入するなど食事内容の充実にも努めることとした。  |
| 162 | 横浜刑   | H26. 3. 28 | 被収容者からの不満が多い集会菓子の改善に努力されたい。   | H26. 4. 25 | 集会菓子の選定に当たっては、飲料及び菓子の組み合わせがバラエティーに富むよう配慮するとともに購入金額の上限引上げなど、今後も、質・量ともに集会菓子の内容充実にも努力していきたい。  |
| 163 | 新潟刑   | H26. 3. 31 | 刑務所職員が、被収容者から視察委員会に宛てた書簡を閲覧したことに厳重に抗議するとともに、改善策の提案と指導体制の確立を求める。   | 未報告        | 再発防止策として、全職員に対し提案用紙を直接受け取ることなく、必ず被収容者に提案箱に直接投函させること、信書については宛先を確認して封かんさせることを周知・徹底する。  |
| 164 | 新潟刑   | H26. 3. 31 | テレビ視聴制限に関する「減点制」については、規制対象の明確化、減点数と不利益処分水準の見直しなど、適切な改善を求める。   | 未報告        | テレビの視聴は工場就業者に対し、教育及び娯楽の一環として視聴させているものであるが、減点制によるテレビの視聴制限は、基準が曖昧であり不適切との指摘もあることから、現行制度の抱える問題点を洗い出し、適切なものとなるよう改正を検討する。   |
| 165 | 新潟刑   | H26. 3. 31 | 新たな制度を設ける場合や従来の運用が変更される場合、被収容者に対しては、十分な認識・理解が得られるよう対応されたい。  | 未報告        | 処遇の変更等、被収容者の生活に変化が生じる場合には、事前に担当職員からの告知、告知文の工場での回覧を実施しているが、今後はこれらに加え、放送によるアナウンス等を実施するとともに、理解が不十分な被収容者に対しては、個別に教示を願い出るよう指導するなど配慮し、職員にもその旨を周知する。                                    |
| 166 | 新潟刑   | H26. 3. 31 | 委員会が被収容者宛てに配付を依頼した「視察委員会ニュース」の周知が極めて不十分だったことに対して厳重に抗議するとともに、改めて全居室に備え置く方法により、すべての被収容者に閲覧させることを求める。  | 未報告        | 工場で就業している被収容者については、工場食堂に備え付けるほか、運動場にも備え付ける方法により、いつでも閲覧できる方法とし、工場就業していない被収容者については、居室に回覧する方法により閲覧を行い、回覧状況を記録する。また、申出により貸与することも可能とする。   |
| 167 | 新潟刑   | H26. 3. 31 | 最低限の文化的な生活環境の保持と衛生管理・ワクチンなど集団生活者の健康管理にかかる相応の人材と予算などの確保について一層の努力を期待したい。矯正医療においては受刑者に対する公衆衛生学的視点が必要であり、健康管理計画について、その概要を報告されたい。                    | 未報告        | 人材・予算の確保については上級官庁に要求していきたい。健康管理計画については、法令に基づく健康診断のほか、インフルエンザワクチンの接種、40歳以上の懲役受刑者血液検査1回/年、肝炎検査、胃検診、胸部レントゲン検査1回/年、刑務作業種別に応じた健康診断1回/年（産業保健に準じた内容）等を計画的に実施している。                       |
| 168 | 新潟刑   | H26. 3. 31 | 被収容者特性（薬物依存、認知症、高齢化など）を踏まえた適切な健康管理・矯正医療の実施のために、矯正医療担当者が適切な医療研修を受ける機会を確保されたい。  | 未報告        | 医療法に基づく医療安全、感染管理に関する研修を年に各2回実施している。同研修担当者についての知識・技術の維持向上対策として、平成26年度に関しては、日本精神保健看護学会、日本環境感染学会への業務出張及びアメリカ心臓病協会のACLSプロバイダー資格更新のための研修参加について業務出張を予定している。                            |
| 169 | 新潟刑   | H26. 3. 31 | 糖尿病や高血圧などの慢性疾患を有する受刑者の「改善・厚生・社会復帰」のため、特に出所後に疾病の重症化を来さないことを目標とした適切な慢性疾患管理が必要である。矯正医療担当医師が必要と判断される医療が適切に行われるよう一層の配慮をされたい。                         | 未報告        | 糖尿病や慢性腎臓病等の慢性疾患の管理については、定期的に血液検査を行い、糖尿病性網膜症等必要に応じて、眼底病変の確認（眼科専門医診察のため外治療）を実施している。また、釈放時においては、診療情報提供書の交付や処方薬の恵与等を実施している。  |
| 170 | 新潟刑   | H26. 3. 31 | 医師による診療の可否の判断を医療刑務官が行っている現状は容認せざるを得ないが、「医療を受ける権利」を損なわないよう、アクセス管理を担当する職員に対して必要な研修を実施されたい。  | 未報告        | 医務課准看護師資格を有する刑務官が、バイタル、症状を確認し、必要があれば医師に報告し、診察の可否は医師が判断することを徹底しているが、今後も医務課内において必要な研修は実施していく。  |
| 171 | 新潟刑   | H26. 3. 31 | 刑務所の常勤医は、実際の健康管理上の問題点や、入所・出所に伴う医療の継続性などについて専門的意見を有しているはずであり、委員会としては医師同士による情報共有・意見交換の場を持つことは、被収容者の健康管理改善に有用であろうと考える。委員会と常勤医の意見交換の場を設定されることを要望する。 | 未報告        | 意見交換が必要な場合、個々の事情を踏まえて検討する。   |

| 番号  | 庁名   | 委員会の意見      |   | 講じた措置       |   |
|-----|------|-------------|---|-------------|---|
|     |      | 年月日         | 内 容   | 委員会への報告年月日  | 内 容 (講じなかった場合はその理由)   |
| 172 | 甲府刑  | H26. 1. 21  | 医療機関や検察庁等との協議会を、開催するなどしているが、引き続き外部機関との協力体制を整えてもらいたい。  | 未報告         | 地域住民や医療・検察・警察等と、社会との密接な関係を構築しながら、適切な施設運営に努めたい。  |
| 173 | 甲府刑  | H26. 2. 25  | 休日に朝食が遅れた場合には、片付けの途中に室内体操が始まることのあるとの意見があるので、動作時限を調整願いたい。  | 未報告         | 休日の室内体操の開始時間を10分繰り下げる動作時限に変更し、また、室内運動の内容についても見直しを行った。   |
| 174 | 長野刑  | H26. 3. 31  | 受刑者に対する刑務官職員(夜間勤務者)の対応について配慮されたい。   | H26. 4. 21  | 被収容者から苦情の申出がある都度、実情を調査し、関係職員には注意を喚起しているが、今後とも研修等を重ね、周知徹底する。   |
| 175 | 長野刑  | H26. 3. 31  | 制限区分及び優遇措置について、適切な運用に配慮されたい。  | H26. 4. 21  | 制限区分等の審査は適切に判断し決定しているが、今後とも恣意的な判断により決定していると取られないよう運用する。   |
| 176 | 長野刑  | H26. 3. 31  | テレビ視聴を制限する場合の原因等についての判断は慎重な判断を要望する。   | H26. 4. 21  | テレビ視聴を制限する場合は、原因について個別具体的に内容を精査し運用している。   |
| 177 | 長野刑  | H26. 3. 31  | 自弁物品について、品質、価格、種類、内容及び交付方法等について検討してほしい。   | H26. 4. 21  | 自弁物品について、購入前に目視できるよう品目リストの作成や物品を展示するなどの方法を検討している。   |
| 178 | 長野刑  | H26. 3. 31  | テレビの放映内容及び視聴方法について検討してほしい。  | H26. 4. 21  | テレビの放映内容については、定期的にアンケート調査を実施した上で、受刑者の嗜好傾向を反映した番組を視聴させている。   |
| 179 | 静岡刑  | H25. 5. 22  | 祝日菜として給与した今川焼(1人2個)については、解凍が十分になされていなかったとのことなので、留意されたい。   | H25. 7. 24  | 冷凍食品の自然解凍については、提供する時期や提供方法に配慮し、適切に実施することとした。  |
| 180 | 静岡刑  | H25. 5. 22  | 沼津拘置支所において居室内の畳乾燥、畳上げの定期的な実施がなされているか確認の上、場合によっては改善されたい。   | H25. 7. 24  | 空室の畳上げ(室内清掃)については、継続して実施するほか、個別の実情に応じ、今後さらに適切な対応を図る。  |
| 181 | 静岡刑  | H25. 7. 24  | 誤投薬事案を防止するための方策として、薬の一包化はできないか。   | H25. 9. 26  | 一包化が可能な薬剤については、既に可能な限り一包化している。  |
| 182 | 静岡刑  | H25. 11. 27 | 毎月発行される献立表への熱量(カロリー)表示を検討されたい。  | H26. 1. 30  | 平成25年9月の献立表から記載(表示)している。  |
| 183 | 静岡刑  | H26. 3. 31  | 職員人員について、平成25年4月1日現在で4名の欠員が生じており、そのうち医師については定員3名のところ2名の欠員状況にあり募集中とのことであるが、今後とも改善努力を続けられたい。                                    | 未報告         | 職員欠員分の補充については、今後とも採用(改善)努力を続けていく。   |
| 184 | 静岡刑  | H26. 3. 31  | 委員会活動について、年間最低でも6回の委員会の実施が必要であるところ、次年度も同様に開催されるよう継続努力されたい。  | 未報告         | 委員会の要望を実現すべく、平成26年度においても年間6回の委員会が開催できるよう施設として対応する。  |
| 185 | 静岡刑  | H26. 3. 31  | 施設の改装工事については、遅延なく終了したとの報告を得た。今後とも工事等の際は、遅滞なく実施されるよう努力されたい。  | 未報告         | 今後とも工事等については、遅滞なく実施することとする。   |
| 186 | 川越少刑 | H25. 9. 22  | 食事に関する不満が多い背景として、被収容者が委員として出席している給食委員会が正常に機能していないことが考えられるため、同委員会の場で、食事について検討してほしい。  | H25. 9. 22  | 給食委員会は、各工場から被収容者1人が代表として出席し、工場の代表としての意見を述べて、食事について検討している。   |
| 187 | 川越少刑 | H25. 9. 22  | 手紙の発信で1回に発信可能な便箋の枚数は7枚以内であることを、現在行っている生活のしおりへの記載以外の方法で、被収容者に対して更に周知させてほしい。  | H25. 11. 21 | 平成25年10月21日(月)午後5時20分から、被収容者全員に対して、所内放送により、告知した。  |
| 188 | 川越少刑 | H25. 9. 22  | 面会時間を15分に制限していることについて、受刑者であることが理由ではなく、面会の件数が多いことが理由であることを被収容者に説明してほしい。  | H25. 11. 21 | 具体的に面会を実施するときに、面会に立ち会う職員が被収容者に対して、面会件数が多いから15分に制限することを説明するようにした。  |
| 189 | 川越少刑 | H25. 11. 21 | 大学の通信制講座を受講できることを被収容者に周知させてほしい。   | H26. 1. 20  | 平成25年12月18日に、所内放送を用いて、他の通信教育に関する事項と併せて、自らの費用で受講する通信教育の一つとして大学の通信課程があることを周知させた。加えて、被収容者の所内誌「はつかり」に掲載して周知させる。   |
| 190 | 川越少刑 | H25. 11. 21 | 囲碁・将棋クラブを作り、将棋大会をやってほしい。  | H26. 1. 20  | 現在のところ、囲碁・将棋クラブをすぐに設置する予定はないが、余暇活動の援助等のため、必要に応じて適切なクラブを設置していきたい。<br>なお、将棋に関しては、興味関心を持つ受刑者が少なからず存在することから、今年度中に「将棋大会」を開催することとしている。  |
| 191 | 松本少刑 | H26. 3. 14  | 地域及び地域住民との連携を今以上にさらに向上されたい。   | 未報告         | 昨年7月及び本年2月に当所近隣地区を対象とした募集参観を実施し、矯正行政への理解を求めたところであるが、さらに、本年度においても、地元町会以外の松本市のさまざまな地域住民に対し募集参観を実施し、地域住民との触れ合いの場を増やし、地元住民の理解を深め、連携を高める予定である。   |
| 192 | 松本少刑 | H26. 3. 14  | 外部通勤制をより一層充実されたい。   | 未報告         | 平成25年3月11日から2名の受刑者を指定し、外部通勤作業を開始したが、B指標刑務所としては初めてのケースであり、今後、社会復帰・改善更生への効果を検証しながら、さらに、協力企業や対象人員を増加するなど拡大発展に努力し、絶やすことなく、外部通勤作業の充実を図っていく予定である。   |
| 193 | 松本少刑 | H26. 3. 14  | 飯田拘置支所及び飯田拘置支所付属の職員宿舎を建替えられたい。  | 未報告         | 同支所庁舎及び官舎の建替えについては、法務省等の上級官庁に対して、毎年建替えの要求をしている。   |
| 194 | 東京拘  | H25. 6. 13  | 死刑確定者の精神管理状況の対応確認のため、カルテ等の開示請求について、病状等の口頭報告ではなく、開示してほしい。被収容者のうち、かなりの者が精神疾患治療を行っており、精神管理体制の改善が求められる。                           | H25. 11. 13 | カルテ等は、病名、主訴、症状、処方、処置及び医師名等の医療上の事項のほか、被収容者の処遇上又は警備上の参考となる事項も記録されており、極めて秘密性の高いものであるため、それ自体を閲覧させることはできない。精神疾患者に対する治療については、引き続き適切な治療環境の維持に努めたい。   |
| 195 | 東京拘  | H26. 2. 19  | 死刑確定者の親族以外の外部交通について、個別に検討しているとの回答であったが、現実には、「5人枠」が事実上存在し、かつ、現在許可されている人を取下げても新たに認めてくれない。                                       | H26. 3. 26  | 死刑確定者の外部交通については、法令の規定に基づき、申出等のある都度、その可否を判断しているところであり、「5人枠」という制限は設けていない。   |
| 196 | 東京拘  | H26. 2. 19  | 年賀状で礼状を出そうとしたが、外部交通が認められていないとのことで不許可となった例がある。死刑確定者の外部交通は、手紙の受発信も面会と同じ制限枠があるのか。  | H26. 3. 26  | 死刑確定者の面会の相手方については、刑事収容施設法第120条に、信書の発受の相手方については、同法第139条に規定されており、当所では、面会の申出又は信書の発受の都度、法令に基づき、その可否を判断しているところであり、制限枠は設けていない。  |
| 197 | 東京拘  | H26. 1. 29  | 死刑確定者間のいわゆる「本の回し読み」は、一般論として、「刑事被収容者処遇法50条、74条2項8号の趣旨を没却し、当所の規律及び秩序を害する行為である」との回答があったが、指摘する同条項には該当しないし、この解釈も納得がいかないので、再検討されたい。 | H26. 2. 19  | 一般的に、同じ刑事施設内で、被収容者が他の被収容者に金品を交付することは、被収容者間での支配、被支配という支配関係の形成の原因となることや、弱い立場にある被収容者が金品を奪われたりする事態に陥るおそれがあるため、原則として認められていないところ、第三者を介して被収容者間で書籍を授受する行為は、刑事収容施設法第50条、第74条第2項第8号の趣旨を没却し、当所の規律及び秩序を害する行為であって認められない。 |
| 198 | 東京拘  | H26. 2. 19  | 死刑確定者を受刑者と同様に慰問行事に参加させてほしい。   | H26. 3. 26  | 死刑確定者は他の被収容者と分離して処遇しなければならず、集団生活を行う受刑者とは処遇上の配慮を異にしており、原則として相互に接触させることができないため、慰問行事に参加させることはできない。   |
| 199 | 東京拘  | H25. 7. 11  | 死刑確定者の運動を共同処遇してほしい。<br>また、テレビの生放送も視聴させてほしい。「心情の安定」を理由に権利制限することは許されない。   | H25. 9. 12  | 死刑確定者の運動については、刑事収容施設法第36条の規定により、相互に接触させないように実施している。死刑確定者がテレビを視聴できる権利があるとは考えておらず、これを許さないことが「心情の安定」を理由とした権利制限に当たるとも考えていない。また、事前に放送内容を把握したり、緊急に放送を遮断するなどの対応をとることも困難であるところ、職員の勤務負担等を考慮しても施設運営に支障がある。            |
| 200 | 東京拘  | H25. 6. 13  | 死刑確定者について、出版目的の発信が許されていない例があるが、納得できない。「刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがある」とは思えず、また、このような抽象的な「おそれ」(具体的な「おそれ」もなく)で制限することは許されない。              | H25. 7. 11  | 信書の発受又は被収容者が作成した文書図画の宅下げについては、法令及び個別具体的な事情に照らし、その可否を判断しているところであるが、一般論としては、例えば、死刑確定者が執筆した原稿が出版されることにより、その反響が十分に予測され、本来の刑事施設の管理、保安業務に支障を生じるおそれがある場合などは、原稿の発信を許さないことが考えられる。                                    |



| 番号  | 庁名  | 委員会の意見     |   | 講じた措置       |  |
|-----|-----|------------|---|-------------|--|
|     |     | 年月日        | 内 容   | 委員会への報告年月日  | 内 容（講じなかった場合はその理由）   |
| 201 | 東京拘 | H25. 7. 11 | 死刑確定者の新聞の回覧時間が30分程度と短すぎる。回覧新聞が読売新聞だけというのはおかしい。他の新聞ではだめなのか。  | H26. 3. 26  | 死刑確定者の備付日刊通常新聞紙の閲覧時間は、原則20分間であるが、閲覧時間を延長させることが相当と思われる理由があると判断した場合は、閲覧時間を延長する取扱いとしており、30分間ないし60分間の閲覧を認める場合もあるなど配慮をしているところである。30分間よりも長い閲覧時間を一律に認めることは、他の被収容者にも閲覧させており、時間がかかることもあり、現時点で認めることはできない。備付日刊通常新聞紙については、「被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令」第12条に基づき、閲覧の機会を与えており、同新聞紙1紙の選定は、同条第2項に基づき、年1回実施するアンケートで閲覧傾向を参酌して、最も希望の多い「日刊通常新聞」としており、法令に基づく適正な運用がなされている。 |
| 202 | 東京拘 | H26. 3. 26 | 死刑執行の告知が、執行の当日になされるというのは、あまりにも酷であり、国連からも非難されている。死刑確定者の「心情の安定」を害する非人間的な仕打ちである。   | 未報告         | 心情に対する配慮だけではなく、確実な刑執行の観点からも、現在の取扱いを変更する予定はない。  |
| 203 | 東京拘 | H26. 3. 26 | 職員の職場環境を向上させることにより、被収容者処遇も良くなると思われることから、民間専門機関による職場状況点検を行うなどして、課題解決のための研修等を実施すべきである。また、職員の意見を反映させる取組として、視察委員用の職員向け提案箱を設けるようにされたい。   | 未報告         | 職員研修については、既に各種研修を実施しているが、さらに効果的な研修について企画していく予定である。また、職員からの提案については、施設において既に職員提案箱を導入し、執務環境改善等の意見に誠実に対応している。  |
| 204 | 東京拘 | H26. 3. 26 | 被収容者の処遇改善や職員の勤務条件の改善のために、職員の増員と予算増が必要である。   | 未報告         | 意見があったことについては、上級官庁に報告したい。  |
| 205 | 東京拘 | H25. 7. 11 | 運動場でのサッカーボールの使用を要求したところ、従来は身体接触によるトラブルや事故、負傷などの発生が予想されるので使用させていなかったが、使用方法を限定（①試合はしない、②シュート、ヘディング禁止等）して、一定のエリア内でのパス、ドリブル程度の使用は検討してみたいとの回答があった。検討の結果はどうなったか。                | H25. 9. 12  | サッカーボールの使用については、当事者間の身体の接触等によるトラブルや事故、負傷等を防止するため、使用方法を限定して使用させることとし、現在、準備を行っているところである。   |
| 206 | 東京拘 | H25. 9. 12 | CDプレーヤーの使用について、勉学上必要な場合のみ、受刑者1類に使用が許されているが、その使用により精神の安定に資するなど効用が大であるから、さらに拡大して使用を認められたい。  | H25. 11. 13 | CDプレイヤーの使用については、関係法令に基づき、優遇制度の一環として、優遇区分1類の受刑者又は勉学上として必要な受刑者に購入品の使用を許可している状況にあり、さらに拡大して認める予定はない。   |
| 207 | 東京拘 | H25. 9. 12 | 今年度は、3か月に7回のシャワー使用が認められた。1回4分間である。しかし、石鹸の使用が禁止されている。水だけでは、体の油も落とせない。このところ毎年、異常気象ともいえる暑い夏が続いており、シャワー使用の必要性が増大している。更なる使用の拡大を求める。  | H25. 11. 13 | 夏季期間のシャワー入浴（7回）については、石けん類の使用は認めないもの、お湯の使用を認めており、汗等の汚れについては、十分に洗い流せることができるものと思料される。また、同期間においては、シャワー入浴のほか、入浴回数が週2回から3回に増え、入浴時間も15分間を確保しており、被収容者の健康保持等の観点からも適切なものと認められ、予算上の制約もあり、これ以上のシャワー使用の拡大は考えていない。   |
| 208 | 東京拘 | H25. 7. 11 | 自分の弁護人以外の共犯者の弁護人と面会すると、「家族・友人」との面会にカウントされ、その日は一般面会ができない。自分の弁護人以外の弁護人も弁護人面会として含み、一般面会とは別枠にしてほしい。海外では、弁護人と弁護士の区別はなく、弁護士の面会は弁護人の面会と同じ扱いをされる例が多い。法令上不可能というのであれば、法改正を働き掛けてほしい。 | H25. 9. 12  | 刑事収容施設法は、被収容者が弁護人等（弁護人又は弁護人になろうとする者）と面会する場合と弁護人等以外の者と面会する場合を明確に分けて規定しており、被収容者が、共犯者の弁護人と面会する場合は、弁護人等以外の者と面会する場合に当たることから、これを弁護人面会として扱うことは法令上不可能である。当所では、被収容者と弁護人等以外の者との面会回数を、法令に基づき制限しているところ、これは、当所の限られた人的・物的体制の下で、被収容者に等しく面会の機会を保障するための制限であり、必要かつ合理的な制限である。<br>なお、当所としては、法改正を働き掛ける立場にはない。   |
| 209 | 東京拘 | H26. 1. 29 | 年賀状は、日本の文化であり、通常の発信枠からはずしてほしいとの要望に対して、通常の挨拶文程度であれば、既に年賀状が広く社会的に普及していること等に鑑み、通信制限をはずしているとの回答があった。しかし、不許可の例もあり、徹底してほしい。   | H26. 3. 26  | 当所では、受刑者以外の被収容者が発信する年賀状について、発信通数制限の例外として取り扱い、通数制限は設けていないところ、多数の年賀状の発信申請がなされ、その内容検査、発信処理等の事務手続に相当の期間を要することから、昨年は12月6日までの受付としたものである。<br>なお、12月6日以降に申請があった場合であっても、発信申請通数の範囲内であれば受け付けている。  |
| 210 | 東京拘 | H25. 9. 12 | 物品購入費が領置金から差し引かれるが、金銭出入れの日が分かるようにしてほしい。その都度残額を知らせる必要はないが、疑義が生じないように、一定の時期ごとに残高を示してほしい。  | H25. 11. 13 | 領置金の出金については、必要に応じて申出があれば、領置金残高を明示しているところであるが、全ての被収容者に一定の時期ごとに残高を示すことは、現在、歳入歳出外現金の取扱い上、困難である。   |
| 211 | 東京拘 | H25. 12. 7 | 被収容者の高齢化に対応して、福祉の専門職員を配置し、適切に対処すべきではないか。施設としては、どのような対応策を検討しているのか。   | H26. 2. 19  | 入所時満70歳以上の被収容者については、加齢による各種疾病の早期発見のため、各種検査（心電図検査、採血検査、胸部レントゲン検査及び尿検査）を実施している。<br>なお、平成26年6月から社会福祉士1名を配置する予定である。  |
| 212 | 東京拘 | H26. 2. 19 | 居室でも薄化粧したい。化粧品を許可してほしい。   | H26. 3. 26  | 被収容者への物品の貸与及び自弃物品の使用については、関係法令により規定されているが、化粧品については、所持及び使用を認められている物品ではないため、居室で使用することはできない取扱いとなっている。   |
| 213 | 立川拘 | H26. 3. 27 | 委員数について、立川拘置所の規模で4名は少なく、視察委員会として充実した活動をするためには、最低6名に増員すべきである。  | 未報告         | 視察委員の増員については、当所限りでは対応できない事項であり、意見があったことについては、上級官庁に伝達したい。   |
| 214 | 立川拘 | H26. 3. 27 | 平成23年12月、意見提案箱が所内の投函しやすい場所14か所に設置されているところであるが、意見提案箱制度の意義を職員と被収容者に周知徹底する対策を講じていただきたい。  | 未報告         | 関係する処遇部門の職員に対し改めて周知徹底することとする。<br>なお、被収容者に対しては、所内生活の心得に記載し、周知徹底しているところである。  |
| 215 | 立川拘 | H26. 3. 27 | 被収容者の自殺防止対策について、過去の自殺事例に鑑み、再発防止に全力を挙げられたい。  | 未報告         | 入所時の情報、心情把握のための面接、日常の動静及び外部交通の情報等から、自殺のおそれが認められる被収容者については、その程度に合わせて、精神科医師の診察、テレビ視察、要注意者への指定など対策を講じて、引き続き自殺の防止を図ることとする。   |
| 216 | 立川拘 | H26. 3. 27 | 乱暴な言葉遣いの職員がいるとの訴えもあるので、引き続き職員に対する人権教育を徹底願いたい。   | 未報告         | 全職員を対象とした人権研修を実施するとともに、特に若年職員を対象とした処遇技法の研修等により、被収容者に対する適切な言葉遣いをかん養しているところ、引き続き、徹底した人権教育を実施することとする。   |
| 217 | 立川拘 | H26. 3. 27 | 職員の増員について、上級庁に伝達し、実現させていただきたい。  | 未報告         | 職員の増員については、当所限りでは対応できない事項であり、意見があったことについては、上級官庁に伝達したい。   |
| 218 | 立川拘 | H26. 3. 27 | 医師による迅速適切な対応（診察・説明・処置）をすること。医師には診療の求めに応じる義務があり、診察を求める患者（被収容者）の主訴をしっかりと聞き、丁寧な診察の実施が求められることから、安易に「詐病」とか「気のせい」と判断することのないようにしていただきたい。   | 未報告         | 被収容者が負傷し、又は疾病にかかっている旨の申出をした場合には、医師がその申出の状況を直ちに把握できる場合を除き、准看護師が主訴や病状等を確認した上、医療従事者として確実に医師に報告し、医師が診察の要否を判断している。また、当所医師は、診察時、患者の訴えを細かく丁寧に傾聴し、必要な検査や処方を行っており、安易に詐病等と判断することではなく、適正な医療に努めていることをご理解願いたい。  |
| 219 | 立川拘 | H26. 3. 27 | 刑施設内でもインフォームド・コンセントを重視することが必要であり、診察内容等を理解させるため、必要があれば説明書面の交付をすることも検討願いたい。   | 未報告         | 当所では、医療従事者が患者に対し、症状及び診断疾病名、処置及び治療方針、処方薬剤の種類や服用方法（副作用を含む。）などの事項について、口頭で診療情報を提供しており、提供する情報の難易度、患者の理解力の程度等を勘案して特に必要と認める時は、口頭による説明に加え、提供すべき情報を文書に記載して交付することとしている。  |
| 220 | 立川拘 | H26. 3. 27 | 患者に適切な処置をするため、外部協力機関の協力が必要な場合、迅速に外部医療機関へ搬送できるように、日常的に外部医療機関への搬送の基準や外部医療機関の受入基準を協議し、協力体制を確立願いたい。   | 未報告         | 年1回、近隣の病院関係者と「医療対策協議会」を開催して、当所の医療状況について説明するとともに、救急患者発生時に、患者を受け入れて頂くよう協力依頼を実施しているところであり、一定の理解を得られている。ご意見のとおり、当所の施設運営上、外部協力機関の協力は必要不可欠であることから、引き続き、協力を得られるようより一層努めてまいりたい。  |
| 221 | 富山刑 | H26. 2. 23 | 被収容者からの衛生上の要望等については、十分にしんしゃくして措置を講じられたい。  | H26. 4. 21  | 被収容者の要望に応じ、今年度、防かび用洗剤による浴槽清掃等を実施した。今後も実情等を確認の上、必要な措置を講じる。  |
| 222 | 富山刑 | H26. 2. 23 | 年賀状の作成に当たって筆ペンを使用できるように検討されたい。  | H26. 4. 21  | 年賀状作成時における筆ペンの使用を許可する予定である。  |
| 223 | 金沢刑 | H26. 3. 10 | 所内で購入できる自弃物品について、市場価格に比べて高額であるなどの価格差があるので、当該価格差解消のため上級庁への申入れをされたい。  | H26. 3. 20  | 昨年度と同様の意見を頂いていることを踏まえ、引き続き上級庁に報告する。  |

| 番号  | 庁名  | 委員会の意見      |   | 講じた措置       |   |
|-----|-----|-------------|---|-------------|---|
|     |     | 年月日         | 内 容   | 委員会への報告年月日  | 内 容（講じなかった場合はその理由）  |
| 224 | 金沢刑 | H26. 3. 10  | 購入を申し込んでいた書籍等について、指定業者等の在庫数の都合で購入不能とならないよう、業者を複数指定しておくなどの検討を願いたい。   | H26. 3. 20  | できる限り複数の業者を指定するなどを検討し、被収容者に対し、より多くの書籍等が購入できるように努める。   |
| 225 | 金沢刑 | H26. 3. 10  | 優遇区分第2類又は第3類に指定された受刑者が購入できる嗜好品の上限金額が他施設に比べて低いため、検討されたい。   | H26. 3. 20  | 嗜好品を購入できる上限金額について、優遇区分第2類に指定される受刑者にあつては100円、同第3類に指定される受刑者にあつては50円の増額を予定する。  |
| 226 | 金沢刑 | H26. 3. 10  | 誤投薬を減らす対策を講じられたい。   | H26. 3. 20  | 被収容者に対する健康管理指導の推進、被収容者に所持させる薬の種類を増やすことによる投薬負担の軽減、被収容者にも服用前に自己の薬に間違いがないかを確認させることの徹底等により、誤投薬の絶無に期する。  |
| 227 | 金沢刑 | H26. 3. 10  | 夜間などの被収容者の急病の対応について、救急搬送事例の情報を職員間で共有できる研修会などの開催を検討されたい。   | H26. 3. 20  | 救急搬送した事例等を探り上げた職員研修を実施することで、より迅速かつ適切な対応ができるように努める。  |
| 228 | 金沢刑 | H26. 3. 10  | 入所時の被収容者に係る医療情報の引継ぎに万全を期すため、被収容者本人からの聴取のみならず、その家族や医療機関等へ直接確認するなどされたい。   | H26. 3. 20  | 入所時の診療等により必要と認められた場合には、在社時等の診療情報の提供を受けるなどしており、引き続き正確な情報収集に努める。  |
| 229 | 金沢刑 | H26. 3. 10  | 炊事工場就業者がほかの被収容者よりも多く配食されているのではないかなどとの誤解が生じていることから、給食の外部委託についても検討されたい。   | H26. 3. 20  | 引き続き不正配食の絶無に期して疑念の払拭に努めるとともに、食事の外部委託については、上級庁に意見具申する。   |
| 230 | 金沢刑 | H26. 3. 10  | 再犯防止の観点からも、刑務所と関係機関との連携等については、被収容者の出所前から緊密である必要があるため、今後も関係機関との緊密な情報交換、連携対応に努められたい。  | H26. 3. 20  | 引き続き関係機関との間で情報共有等の連携強化に努める。   |
| 231 | 福井刑 | H25. 6. 20  | 被収容者間でのいじめがないかについては、確認がないことを理由とするのではなく、深刻な事態になる前に、適切に対応されたい。  | H25. 8. 21  | いじめがある旨の申出があつた場合には、関係被収容者から個別に事情聴取するなどし、状況に応じて居室を変えるなど対策を講じているところであり、引き続き適切な対応に努めたい。  |
| 232 | 福井刑 | H25. 8. 21  | 医療体制について、准看護師の資格を有する医務課職員が医師の診察が必要か否かを振り分けていることについて、診察が遅れて重大事故につながるという保証はないため、引き続き充実した医療体制を構築するよう検討されたい。  | H25. 8. 21  | 不定愁訴を申し出た者全員を診療することは困難なため、看護師又は准看護師の資格を有する医務課職員において、該当被収容者から症状等を聴取するなどした上で、医師に報告し、必要と認められる場合には、医師による診療を実施している。ただし、救急患者が出た場合には、昼夜を問わず、直ちに医師に連絡し、外部医療機関に搬送することとしている。なお、毎年、医療に関する協議会を開催し、関係医療機関と良好な関係を築いているところであり、引き続き医療体制の充実に努める。 |
| 233 | 福井刑 | H25. 8. 21  | 高齢受刑者や診療を要する受刑者の増加が予想されるので、福祉や治療が必要な受刑者を他の刑事施設に移送するなどして、A指標受刑者の処遇に適した処遇施設であろうとするよう努められたい。   | H25. 8. 21  | 診療等が必要な被収容者については、処遇上特段の配慮を要する者として、毎月、処遇審査会を開催し、処遇に携わる職員を参集して処遇方針を決定している。また、その際には、関係職員間での情報共有に努め、必要に応じ、当該被収容者の処遇に適した刑事施設への移送も検討している。   |
| 234 | 福井刑 | H25. 10. 22 | 他施設で許可されているCDプレイヤーの貸与について、処遇上問題がないのであれば、制限を緩和する方向で対処されたい。   | H25. 12. 19 | 法令上、CDプレイヤーの貸与については、娯乐的活動に用いる場合は、優遇区分第1類の者に限って貸与する旨規定されているため、貸与の制限緩和はできないものの、勉強等に用いる場合については、プレイヤーの台数の範囲内で、必要性に応じて貸与することを検討する。   |
| 235 | 福井刑 | H25. 10. 22 | 私費で研修に参加している女性職員もいることについて、自主的な研修であれば、可能な限り、財政面で援助することはもちろん、女性職員がその能力を十分に発揮できるように職場環境に配慮されたい。  | H25. 10. 22 | 女性職員が増えたことを受けて、昨年度は女性トイレの改装を行うなど、職場環境の改善を図ったところである。引き続き改善に努めていきたい。また、職務に関する研修については、公務として受講できるよう配慮するとともに、必要な書籍等についても公費で支弁する取扱いとしている。   |
| 236 | 福井刑 | H25. 12. 19 | 下着の洗濯回数を増やしたり、連休中も着替えができるように、被収容者の衛生面に配慮する運用を心掛けられたい。   | H26. 2. 19  | 収容現員及び洗濯工場の稼働力を考慮すると、洗濯回数を増やすことは、困難であるが、被収容者に貸与している下着の枚数を増やし、連休中であっても洗濯済みの下着を着用できる体制を整えて運用している。   |
| 237 | 福井刑 | H25. 12. 19 | 共同室内の収容現員によっては、回覧新聞について、一人当たりの閲覧時間が十分に確保されていないこともあり得るため、閲覧時間の延長を検討されたい。   | H26. 2. 19  | 一昨年度には視察委員会からの意見に基づき、共同室の閲覧時間を延長した経緯があるところ、現時点においては、回覧新聞の購入部数の実情から、これ以上の延長は困難であるため、回覧新聞の購入部数を増やすことを検討する。  |
| 238 | 福井刑 | H25. 12. 19 | 受刑者の中に改善指導の受講を希望する者がいることから、このような受刑者に対して、改善指導を受講できるようにされたい。  | H26. 2. 19  | 改善指導については、その必要性等を踏まえて受講対象者を選定しているが、希望があれば、再度その必要性等について検討することとしている。  |
| 239 | 福井刑 | H26. 2. 19  | 工場でマスクを使用できるように検討されたい。  | H26. 2. 24  | 複数の被収容者が集まっている工場においては、マスクを使用させると、被収容者の表情が分かりにくくなり、心情把握及び動静視察の徹底に支障が生じ得るところ、規律秩序維持上の要請と感染症防止上の要請とを比較考量し、個別具体的に検討していきたい。  |
| 240 | 福井刑 | H26. 2. 19  | 他施設で許可されているナイロンタオルの使用について、処遇上問題がないのであれば、制限を緩和する方向で対処するよう提言する。   | H26. 2. 24  | 「受刑者の優遇措置に関する訓令の運用について」（矯正局長依命通達）に基づき、ナイロンタオルについても、状況に応じて使用を認める方向で検討する。   |
| 241 | 福井刑 | H26. 3. 28  | 被収容者からの提案等に対して、丁寧な説明を通して被収容者の信頼を高めるよう努められたい。  | H26. 4. 23  | 引き続き丁寧な説明を心掛けたい。  |
| 242 | 福井刑 | H26. 3. 28  | 所内で購入できる物品の価格をできるだけ安価としつつ、同一種類の物品について、価格帯及び品質に応じ、数段階の品ぞろえを備えられたい。   | H26. 4. 23  | 一部の同一種類の物品については、価格帯ごとに数種類を用意してあるが、引き続き可能な限り品ぞろえに意を用いたい。   |
| 243 | 福井刑 | H26. 3. 28  | 他施設で実施されている汚染が著しい工場における就業者の毎日の洗濯について、処遇上問題がないのであれば、実施する方向で対処されたい。   | H26. 4. 23  | 溶接科等の汚損の著しい作業で着用する服に限れば毎日洗濯することは可能であることから、今後は、当該作業服については毎日洗濯することを検討したい。   |
| 244 | 福井刑 | H26. 3. 28  | 優遇区分第1類に指定される受刑者について、他施設との処遇内容に差があると聞き及んだので、処遇上問題がないのであれば、このような差をなくすよう努められたい。   | H26. 4. 23  | 優遇区分第1類に指定される受刑者の処遇内容については、法令上の規定に基づき、当所においても実施しているところであり、今後、他施設との格差が生じていないかについては意を用いたい。  |
| 245 | 福井刑 | H26. 3. 28  | 職員の処遇態度について、特に問題があるわけではないと認識しているが、今後とも職員に対する研修を充実させ、被収容者の人間性を尊重し、被収容者からの信頼を得られるよう処遇されたい。  | H26. 4. 23  | 職員に対する研修を充実させ、引き続き被収容者の人間性を尊重した処遇に努める。  |
| 246 | 福井刑 | H26. 3. 28  | 職業訓練が受刑者や社会のニーズにあつたものになっているか、十分に検討されたい。   | H26. 4. 23  | 協力雇用主等から就業に際して必要な資格等に関する意見等を探り入れており、平成27年度からはフォークリフト運転科を導入する予定である。なお、昨年度からは新たに小型建設機械科の職業訓練を導入している。  |
| 247 | 福井刑 | H26. 3. 28  | 就労支援について、関係各機関とも連携して、より一層の就労支援の充実を図られたい。  | H26. 4. 23  | 引き続き関係各機関とも連携して、就労支援の充実を図る。   |
| 248 | 福井刑 | H26. 3. 28  | 作業報奨金の増額を提言する。  | H26. 4. 23  | 作業報奨金の単価は、法令等で定められており、施設独自で増額することは困難であるため、上級庁に委員会の意見として伝達する。  |
| 249 | 福井刑 | H26. 3. 28  | 社会福祉士の勤務意欲を応援する体制をとっていただくとともに、再犯防止の見地からも、安心して出所できるように、地域生活定着支援センター等に確実につなぐよう努められたい。   | H26. 4. 23  | 企画部門全体で社会福祉士をバックアップする体制を整えているところであり、引き続きサポートに当たる。また、特別調整の条件に合致した者については、入所後、早期に社会福祉士との面接を実施し、地域生活定着支援センター等と連携を密にして福祉施設等につなげている。  |
| 250 | 福井刑 | H26. 3. 28  | 年休の取得について、他施設と比較すると取得率は高いが、公務員全体との比較でみると低い状態である。できる限り年休の取得等、職場環境の改善に向けたより一層の施策を講じられたい。  | H26. 4. 23  | 職員配置や業務内容等を総合的に勘案して、年次休暇を取得させることとした。  |
| 251 | 岐阜刑 | H26. 3. 25  | 常勤医師が1名欠員している上、一部老朽化した医療機器設備の更新が必要となっていることから、医療体制の一層の充実化を求める。また、無期懲役受刑者を多数収容している事情からすると、当該受刑者の高齢化に伴い、介護を要する受刑者が増加することも推察されるので、法務省への要望も視野に入れ、介護、介助機器の充実化のため適切な措置を講じられたい。 | H26. 4. 17  | 施設としては、医師採用のため、今後も医師会等に協力を依頼するが、当面は、常勤医師1名のほか、非常勤医師2名をもって、医療体制の維持を図ることとなる。また、昨年度は、細隙顕微鏡及び自動分包器を整備するなど最新の医療機器の導入整備にも努めている。なお、医療及び介護の充実化のための措置について、施設の実情を踏まえ、今後、検討してまいりたい。  |
| 252 | 岐阜刑 | H26. 3. 25  | 優遇区分第3類から第2類への進類が、他施設と比較して遅いとの意見に対し、昨年度には、他のLB指標施設に比べても特に遅いという事実はない旨の回答を得ているが、その根拠となる調査結果を示されたい。  | H26. 4. 17  | 優遇区分第2類への進類期間について、当所が他のLB指標施設に比べ、特に遅いとの指摘は当たらない。  |

| 番号  | 庁名   | 委員会の意見      |  | 講じた措置                |   |
|-----|------|-------------|--|----------------------|---|
|     |      | 年月日         | 内 容  | 委員会への報告年月日           | 内 容 (講じなかった場合はその理由)   |
| 253 | 岐阜刑  | H26. 3. 25  | L B指標施設であることから、長期間収容していること、重大な罪名であること、高齢者が増加していること、受入れ家族との関係が希薄化しているなど、その社会復帰には特段の困難があると認められるので、社会福祉士の常勤化、地域生活定着支援センターで関与できる規模の拡大、社会復帰を促進するための外部交通の改善など特段の措置を講じられたい。 | H26. 4. 17           | 社会福祉士を常勤職員とするのは、職員定員及び人件費等の予算上の問題があり、当所のみで対応することはできないが、今後も関係機関との協力連携を強化し、健全な社会復帰を図っていくとともに、矯正処遇の円滑な実施に支障のない者との間の外部交通は、広く認めていくこととしたい。                          |
| 254 | 岐阜刑  | H26. 3. 25  | 達示等によって、被収容者の処遇に変更がなされる場合には、当委員会に対し、原則として事前又は事後に達示等を示した上で、新旧対照の変更点を説明されたい。   | H26. 4. 17           | 被収容者の処遇を変更する際、全ての内容について、事前に委員会に説明するのは困難であるが、昨年度中、一部の内規を改正した理由について委員会から説明を求められたときには、新旧対照表を配布して説明しているところであり、今後も委員会に対する説明の機会には意を用いたい。                            |
| 255 | 笠松刑  | H26. 3. 27  | 高齢者、身体に障害を有する者等のように動作が緩慢となり得る事情のある被収容者については、転倒事故等の防止の観点から、入浴時間を延長するなどの運用を検討されたい。   | 未報告<br>(H26. 5. 2予定) | 入浴時間延長の必要性については、一概に高齢であるか、身体に障害を有しているかなどの事情によらず、該当被収容者の日常生活における一般動作の状況を考慮して判断しているところであり、必要と認められる場合には、他の被収容者と共同入浴場で入浴させるのではなく、個別に入浴させ、また、入浴時間についても延長することとしている。 |
| 256 | 笠松刑  | H26. 3. 27  | 不適正処遇を防止する体制がとられていることは評価しているが、職員も人間である以上、当該処遇がなされ得ることを前提として、引き続き施設運営や職員の研修体制を整備されたい。   | 未報告<br>(H26. 5. 2予定) | 職員の被収容者に対する言動については、職員研修等を通じ、被収容者の人権に配慮したものでなければならぬ旨を適時に注意喚起しているところであり、引き続き不適正処遇防止のための施設運営等に努めたい。  |
| 257 | 笠松刑  | H26. 3. 27  | 自宅で使用していた物や在社内で安く手に入れた物を差し入れることができるように検討されたい。  | 未報告<br>(H26. 5. 2予定) | 差入物等の自弃物品については、法令に基づき、指定した事業者から購入したものであるとしている。  |
| 258 | 笠松刑  | H26. 3. 27  | 所内で安価に購入できる物品の種類を増やすことを検討されたい。   | 未報告<br>(H26. 5. 2予定) | 被収容者の利便性と経済性を考慮の上、指定業者に対し、適時に取扱物品の種類を増やすよう働き掛けたい。   |
| 259 | 岡崎医刑 | H26. 3. 31  | 意見・提案書の提出が少ないので、出しやすい雰囲気作りをするにはどうすればよいか検討されたい。   | 未報告                  | 次年度の協議事項として視察委員会とともに検討していく。   |
| 260 | 名古屋刑 | H26. 3. 14  | 診断の結果、精神疾患が疑われる者については、医療刑務所に移送するなどして、精神科の治療をした方がよいか検討されたい。   | H26. 3. 28           | 精神疾患が疑われる者については、医師の診断結果等を踏まえて、その者の状態を把握し、当所で収容を継続すべきか、治療等のためにしかるべき施設へ移送すべきかを検討している。   |
| 261 | 名古屋刑 | H26. 3. 14  | 食器の補充・入替え時期には、絵柄があるなど、被収容者にとって、潤いとなり得るものを採用することを検討されたい。  | H26. 3. 28           | 一部の食器については、平成21年度に絵柄付きのものに更新したところであり、今後も更新に当たっては、予算面を勘案しつつ配慮していきたい。   |
| 262 | 名古屋刑 | H26. 3. 14  | 皮膚科の専門医の配置を検討されたい。   | H26. 3. 28           | 医師の確保に向けて、関係医療機関への働き掛けなどを今後も継続していきたい。   |
| 263 | 名古屋刑 | H26. 3. 14  | 外部交通を制限する基準を明確にされたい。   | H26. 3. 28           | 外部交通の許否に当たっては、法令の根拠に基づいて判断しているところであり、個々の被収容者の事情も考慮して判断している。   |
| 264 | 名古屋刑 | H26. 3. 14  | 外部交通の相手方を事前に登録する制度が必要なのか検討されたい。  | H26. 3. 28           | 外部交通の相手方の申告は、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則に基づき行っているものであるが、信書の発受や面会の申出も多いため、相手方との関係を事前に調査しておくことは、信書の発受や面会の申出に対する許否判断等の処理を迅速に行うために必要と考える。                                 |
| 265 | 名古屋刑 | H26. 3. 14  | マンパワーの不足を解消することは重要な課題と考えており、引き続きその充実化に向けた取組をされたい。  | H26. 3. 28           | 刑務官の増員については、予算上の問題等当所限りでは対応が困難な事情があるが、今後も上級庁に働き掛けていきたい。   |
| 266 | 名古屋刑 | H26. 3. 14  | 女性職員についての職場環境の配慮、特に子育てをしている女性については、今後も、慎重かつ配慮のある対応を継続されたい。   | H26. 3. 28           | 子育てをしている女性職員への配慮として、PTA、授業参観、親子懇談会などの学校行事に積極的に参加するよう促し、希望する年次休暇の取得の推進を図っている。また、女性職員が担う業務の合理化を検討するなど、業務負担の軽減に向けた取組を行っている。                                      |
| 267 | 名古屋刑 | H26. 3. 14  | 夜勤職員について、従前よりは労働条件が良くなっているようだが、今後も継続的に意を用いられたい。  | H26. 3. 28           | 当所では可能な限り4週8休の確保に努めており、また、夜勤職員の健康管理については、年2回、特別健康診断を実施し、健康状態の確認を行っているところであるが、今後も勤務環境の向上に努めていきたい。  |
| 268 | 名古屋刑 | H26. 3. 14  | 被収容者に処方する薬について、本当に必要か否かの見直しの上、薬の量を減らすことを検討されたい。  | H26. 3. 28           | 被収容者に対する減薬指導については従前から取り組んでいるところであるが、貴重な御意見を頂いたことを踏まえ、今後も被収容者に対する指導を継続していきたい。  |
| 269 | 名古屋刑 | H26. 3. 14  | 多量の薬の投与は、薬が無料であることに起因しているため、薬を自費購入するなどの見直しを国レベルで検討する必要があると考える。   | H26. 3. 28           | 頂いた御意見については、上級庁に報告したい。  |
| 270 | 名古屋刑 | H26. 3. 14  | 外国人被収容者に対する日本語教育の受講者を多くする工夫をすることを要望する。   | H26. 3. 28           | 専門の指導スタッフ及び指導教室に限られているため、新たな日本語指導の開始や現在の指導定員を超える指導を行うことは困難である。  |
| 271 | 名古屋刑 | H26. 3. 14  | 豊橋刑務支所について、部分的な老朽化が認められるため、改善されたい。   | H26. 3. 28           | 予算上の問題等当所限りでは対応が困難な事情があるが、今後も上級庁に働き掛けていきたい。   |
| 272 | 名古屋刑 | H26. 3. 14  | 豊橋刑務支所における女子職員の確保に継続的に取り組まれたい。   | H26. 3. 28           | これまでも必要な女性職員の配置に努めており、引き続き十分に配慮してまいりたい。   |
| 273 | 名古屋刑 | H26. 3. 14  | 岡崎拘置支所の老朽化が認められるため、法務省に対し、新築の要請をされたい。  | H26. 3. 28           | 予算上の問題等当所限りでは対応が困難な事情があるが、今後も上級庁に働き掛けていきたい。   |
| 274 | 名古屋刑 | H26. 3. 14  | 改築プランの概要が作成される際には、当委員会及び愛知県弁護士会に情報提供されたい。  | H26. 3. 28           | 改築プランの開示については、警備上の問題も考えられるため、上級庁と協議する必要があるものとする。  |
| 275 | 名古屋刑 | H26. 3. 14  | 出所後の生活に不安を持たせないことに配慮した釈放前指導の工夫をされたい。   | H26. 3. 28           | 被収容者の釈放前指導においては、カリキュラムに沿って必要な指導・教示は行っているところであり、今後も分かりやすい指導・教示方法について、引き続き検討したい。  |
| 276 | 三重刑  | H26. 2. 12  | 自弃物品の価格又は内容に変更があった場合には、例年以上に被収容者に対する丁寧な説明に努められたい。  | H26. 3. 3            | 変更があった場合には、速やかに商品名、販売価格等を掲載した写真付き資料を配布して説明しているところであり、引き続き十分な説明に意を用いたい。  |
| 277 | 三重刑  | H26. 2. 12  | 食事及び嗜好品に関する不満点、改善要望等について、被収容者全体に対するアンケート調査を実施されたい。   | H26. 3. 3            | 食事については、平成25年度に実施し、その結果を参考として献立を計画しているところであり、菓子については、平成23年度以降実施していないため、平成26年度に実施予定である。  |
| 278 | 三重刑  | H26. 2. 12  | 職員は被収容者の模範となるべく、研修等の機会を通じ、より一層意識の向上に努められたい。  | H26. 3. 3            | 各種の機会はもとより、職員不祥事防止対策研修においても、これまで以上に厳正な服務規律を維持するよう徹底していく。  |
| 279 | 三重刑  | H26. 2. 12  | 個人情報の保護に関する研修を充実させ、マニュアルの策定等、個人情報漏えいの防止のための具体的な対応策を検討されたい。   | H26. 3. 3            | 本年2月には職員不祥事防止対策研修を開催し、個人情報漏えい等事案の防止について注意喚起したところであり、また、目下、当該防止に万全を期すため、保有個人情報の取扱いに係る内規の見直しを進めている。   |
| 280 | 名古屋拘 | H26. 3. 31  | 今年度中には、被収容者が急死する事案が3件あり、いずれも職員が未然に防止することができるものではなかったと承知しているが、いかなる理由があったとしても、同種事案防止のため、被収容者の態度や様子を綿密に把握し、健康管理に万全を期されたい。   | H26. 4. 22           | 健康診断や診療等により、被収容者の心身の状況を把握するよう努めているところであるが、今年度発生した急死事案についても、不可避的なものと認識するのではなく、被収容者の動静視察を一層綿密かつ頻繁に行い、夜間等に急病人が発生した場合には、速やかに外部病院への救急搬送を手配するなどして、引き続き健康管理に万全を期したい。 |
| 281 | 滋賀刑  | H25. 7. 22  | 制限区分が第1種または第2種の受刑者について面会室外で面会ができないか検討をお願いしたい。  | H25. 8. 29           | 現在の面会室と構造の異なる面会室(仕切りのない面会室)の工事を実施中であり、準備が整い次第利用を開始する(平成25年10月から利用を開始した)。  |
| 282 | 滋賀刑  | H25. 7. 22  | 刑務官による被収容者への言葉遣いについては、人権や名誉心を傷つけるような言動をしないよう引き続き指導していただきたい。  | H25. 8. 29           | 被収容者に対する言葉遣いに注意して対応するよう、引き続き職員に指導を行う。   |
| 283 | 滋賀刑  | H25. 7. 22  | 引き続き、不正配食の訴えがある。今後も監視を強められたい。また、被収容者間で、命令口調で話をするという訴えもあった。このような序列関係をそのままにしておくと、いじめにも繋がりがかねないため、監視を強められたい。  | H25. 8. 29           | 戒護職員に対しては、監督者が戒護体制を点検し、視線内戒護や適正戒護位置について指導している。被収容者間における命令口調での会話については、職員がその都度注意している。   |
| 284 | 滋賀刑  | H25. 9. 12  | 面会時間が後どれくらいあるのか把握できることが望ましく、面会室への時計の設置を検討願いたい。   | H25. 10. 3           | 平成25年9月中に、面会室に時計を整備した。  |
| 285 | 滋賀刑  | H25. 10. 21 | 被収容者から、冬季の防寒対策をしっかりして欲しいとの意見が寄せられた。気温や天候に応じて防寒対策をされたい。   | H25. 11. 7           | 平成25年11月から毛布を1枚増貸与し、合計3枚の毛布を使用させている。高齢受刑者には更にもう1枚貸与しており、今後も、時季に応じた防寒対策を講じていきたい。   |

| 番号  | 庁名   | 委員会の意見      |  | 講じた措置                     |   |
|-----|------|-------------|--|---------------------------|---|
|     |      | 年月日         | 内 容  | 委員会への報告年月日                | 内 容 (講じなかった場合はその理由)   |
| 286 | 滋賀刑  | H25. 11. 30 | 被収容者に貸与する六法全書について、「刑事施設及び被収容者等の処遇に関する法律」が収録されている新しいものを備え付けられたい。  | H26. 1. 23                | 本年1月、新しい六法全書を整備した。  |
| 287 | 滋賀刑  | H26. 1. 30  | 被収容者から、近畿地方に限らず全国の更生保護施設のパフレットを備え付けて欲しいとの要望があった。可能な限りの更生保護施設のパフレットを備え付けることを検討されたい。   | H26. 2. 6                 | 今後、他の地方の更生保護施設のパフレットを備え付けることを検討する。  |
| 288 | 京都刑  | H26. 3. 31  | 被収容者の希望する品目につき、単に指定民間業者が取扱をしていないことを理由として拒否するのではなく、これを実現していく方向で検討すべきである。  | 未報告                       | 全国統一取扱物品以外の品目の導入については、購入に係る事務量及びトラブル発生のリスクが増加することから、対象品目の増加は予定していない。  |
| 289 | 京都刑  | H26. 3. 31  | 間違っって注文した場合、未使用の場合は、返品を受け付けるように業者に交渉すべきである。  | 未報告                       | いったん本人の手に渡ると、物品が再販できない状態になるおそれがあるため、返品を受け付けることは困難である。被収容者に対する注文時の十分な説明と記入事項に対する確認の励行をもって対応する。   |
| 290 | 京都刑  | H26. 3. 31  | 現在戸外運動については、週1回しか実施されていないということであるが、もっと機会を与えるよう(少なくとも週2回以上)改善すべきである。  | 未報告                       | 工場就業者の運動に関して、各工場をグループ分けした上、順点により実施しているところ、25か工場に対して、メイングラウンドは1か所しかないことから、1か月に5、6回程度の実施状況となっていた。就業人員が少数である工場就業者に対して、サブグラウンドで戸外運動をさせるなどをして機会を増やした。今後も引き続き、運動場の間を仕切るなどの方法を検討して戸外運動の機会増加に努めていく。 |
| 291 | 京都刑  | H26. 3. 31  | 素材が剥がれた食器や黒ずんで汚れたように見える食器は使用しないようにすべきである。  | 未報告                       | 定期的に更新整備を行うこととしている。   |
| 292 | 京都刑  | H26. 3. 31  | 工場就業者についても、運動終了後の拭身や足洗を実施するようにすべきである。  | 未報告                       | 工場就業者の運動終了後の足洗いについては、戸外運動時に運動靴を着用していることから、運動終了後の足洗いまでは認めていないが、入浴日以外の日については、作業時間終了後に足拭きを認めている。また、運動終了後の拭身については、タオルでの汗拭きを許可している。  |
| 293 | 京都刑  | H26. 3. 31  | 法律事務所(京都弁護士会会員名簿)、京都弁護士会、法テラス、京都府下警察署等の住所録が自由に閲覧できるよう検討されたい。   | 未報告                       | 被収容者からの申出により、それぞれの所在地又は弁護士会員名の教示をしているが、現状を維持していくことで特段の支障は認められないことから、現在のところ変更の予定はない。   |
| 294 | 京都刑  | H26. 3. 31  | 刑務官に対し、被収容者に対し「お前」呼ばわりすることのないように指導されたい。  | 未報告                       | 引き続き、指導の上徹底する。  |
| 295 | 大阪刑  | H26. 3. 31  | 刑務所で勤務する医師について、任用、確保する上で必要な便宜的措置を検討すべきである。   | 未報告<br>(H26. 5. 12<br>予定) | 意見があったことを上級官庁に報告することとした。  |
| 296 | 大阪刑  | H26. 3. 31  | 医師による診療の際、患者である受刑者に対して、病状説明等を十分にされたい。  | 未報告<br>(H26. 5. 12<br>予定) | 患者である被収容者の理解を得られるよう配慮した説明をしているところ、今後も被収容者が理解できるような病状説明等に努め、医師と患者の信頼関係の構築を図る。  |
| 297 | 大阪刑  | H26. 3. 31  | 刑務官が受刑者に薬剤を服用させる際は、誤配付しないよう注意し、再発防止されたい。   | 未報告<br>(H26. 5. 12<br>予定) | 職務研究会等を通じ継続的に注意喚起するとともに、配付要領に係る指示を発出して再発防止に努める。   |
| 298 | 大阪刑  | H26. 3. 31  | 懲罰の執行を受ける受刑者に対し、新聞の閲覧を認めることを検討されたい。  | 未報告<br>(H26. 5. 12<br>予定) | 閉居罰の執行を受けている者に対し、新聞紙の閲覧を停止している取扱いには法律に基づくものであり、同閲覧を認めることは困難である。   |
| 299 | 大阪刑  | H26. 3. 31  | 「所内生活の手引き」の翻訳について、希少言語にも対応するよう配慮されたい。  | 未報告<br>(H26. 5. 12<br>予定) | 現在16言語の翻訳版を整備し、ほぼ全ての外国人受刑者は、同翻訳版で対応できているが、今後も必要の都度、翻訳言語数の拡大に努める。  |
| 300 | 大阪刑  | H26. 3. 31  | 職員が受刑者に侮辱的な発言をしないよう人権教育を徹底されたい。  | 未報告<br>(H26. 5. 12<br>予定) | 今後も継続的に職員に対する人権教育を実施し、処遇現場等において、職員が受刑者に対し侮辱的な発言をすることのないよう意識付けを行っていく。  |
| 301 | 大阪刑  | H26. 3. 31  | 受刑者の自殺事故防止に向けた原因究明をされたい。   | 未報告<br>(H26. 5. 12<br>予定) | 従前の自殺防止対策に加え、職員による面接やカウンセリング、また、夜間勤務職員の増員による視察体制の一層の強化を図るなど、自殺事故の再発防止のための様々な取組を行っている。   |
| 302 | 大阪刑  | H26. 3. 31  | 催涙スプレー使用の際は、「留意点の遵守状況」につき、記録を残されたい。  | 未報告<br>(H26. 5. 12<br>予定) | 催涙スプレーの使用に際しては、関係通達及び指示に基づき、使用の都度、記録を残している。   |
| 303 | 大阪刑  | H26. 3. 31  | 堺拘置支所の老朽化を踏まえた抜本的改革に取り組まれたい。   | 未報告<br>(H26. 5. 12<br>予定) | 現在、堺地方合同庁舎、堺拘置支所の建替え計画、いわゆる「堺シビックコア計画」が進行しているところ、同計画に基づき、新営工事が検討される見込みである。  |
| 304 | 大阪刑  | H26. 3. 31  | 新宮拘置支所において、未決拘禁者に対して「矯正施設の収容者として処遇する。」との説明がなされたことについて、未決拘禁者が受刑者と同一の処遇を受けるといった誤解を招くおそれがあるので改められたい。                          | 未報告<br>(H26. 5. 12<br>予定) | 同支所職員に対し、改めて未決拘禁者処遇の原則を周知徹底し、被収容者に誤解を抱かせるような説明等はしないよう統一した処遇を実施するよう注意喚起した。   |
| 305 | 大阪刑  | H26. 3. 31  | 刑務官の提案箱を設置されたい。  | 未報告<br>(H26. 5. 12<br>予定) | 現在、既に提案箱が設置され、上級庁においても職員の相談窓口が整備され、職員の提案等に係る機会は十分に担保されている。  |
| 306 | 大阪刑  | H26. 3. 31  | 大阪医療刑務所視察委員会との連携、交流を実現されたい。  | 未報告<br>(H26. 5. 12<br>予定) | 当所視察委員会が大阪医療刑務所視察委員会と調整して計画した連携・交流に関して、当所として必要な協力をする。   |
| 307 | 大阪医刑 | H26. 3. 31  | 医療刑務所の患者被収容者に対して仮釈放が殆ど認められていないという現状の改善に向けた方策を、上級官庁とも協議のうえ講じること。  | 未報告                       | 休養患者の仮釈放については、受入病院の調整が必要など、今後も引き続き、協力いただける病院の拡大に努めたい。   |
| 308 | 大阪医刑 | H26. 3. 31  | 患者が有意義な日々を送れるよう工夫すること。   | 未報告                       | 患者は病状の回復に専念することが重要であるが、病状に差し支えない範囲で、観桜会等の行事に参加させている。また、自己改善指導用ワークブックを配付し、自主的に取り組む改善指導の充実に努めている。   |
| 309 | 大阪医刑 | H26. 3. 31  | 処遇上支障のない限り、患者の居室にもテレビを設置すること、また、時計の設置ないし時間を知らせる工夫をすること。  | 未報告                       | ほとんどの患者の居室にテレビを設置することは予算上困難であるが、終末期医療を受けている休養患者の居室にはテレビを設置済みであり、他の休養患者に対しては、録画したテレビ番組を居室外の指定場所において視聴する機会を別途与えている。また、起居動作の時間帯については、受刑者生活心得で周知させており、放送等により時間を把握させている。                         |
| 310 | 大阪医刑 | H26. 3. 31  | 書籍等の購入基準の明確化を図り丁寧な説明を行うこと、また指定された売店以外で取り扱う防寒下着についても自弁購入を認めるように検討すること。  | 未報告                       | 購入した書籍等を閲覧できるかどうかの基準について説明を実施しているか否かに関しては、閲覧が禁止される図書について、入所及び購入の段階であらかじめ指導を実施している。また、指定された売店以外で取り扱う防寒下着(メリヤス上下)の購入については今後の検討としたい。   |
| 311 | 大阪医刑 | H26. 3. 31  | 職員は刑事施設の役割を十分理解し、被収容者に対して乱暴な言葉づかいや対応をしないよう心がけること。  | 未報告                       | 今後も引き続き、被収容者への言葉遣い、接する態度等について研修等を実施し、被収容者の人権に配慮した適切な処遇を実施するよう継続して指導する。  |
| 312 | 大阪医刑 | H26. 3. 31  | 搬送後間もない時点での死亡事例が散見されることに鑑み、より早期の当医療刑務所への搬送あるいは外部への入院が可能となるような方策を、上級官庁と協議のうえ講じること。  | 未報告                       | 今後も引き続き、上級官庁と協議の上、早期受送及び必要に応じた病院移送の実施に努めたい。   |
| 313 | 大阪医刑 | H26. 3. 31  | 酸素配管およびギャッジベッドの増設に努めること。   | 未報告                       | 今後も上級官庁に予算要求を行うなど、増設に努めたい。  |
| 314 | 大阪医刑 | H26. 3. 31  | 義歯、ブリッジ、クラウン等の歯科治療材料による治療ができる体制を整えること。   | 未報告                       | 専門的な治療が実施できるよう近隣の専門医に協力を求めているが、協力先を確保できなかった。引き続き協力病院の開拓に努めたい。   |
| 315 | 大阪医刑 | H26. 3. 31  | 空調の整備に努めること。特に夏季の扇風機については、医療上支障のない限り、予算の許す範囲で病室にも設置すること。他方、冬季の暖房については、病室ごとに設置することが困難ならば、廊下に置くストーブ(温風ヒーター)の数を大幅に増やすようにすること。 | 未報告                       | 予算の範囲内で扇風機及びエアコンを増設し、酷暑時に運用することで熱中症等の予防に努めている。  |
| 316 | 大阪医刑 | H26. 3. 31  | 懲罰として閉居罰を科す場合にその執行猶予の可能性を検討すること。   | 未報告                       | 懲罰の全部若しくは一部の執行の免除については、法第156条第1項に規定されており、今後も適正な運用に努めたい。   |
| 317 | 大阪医刑 | H26. 3. 31  | 懲罰手続を丁寧に進めるよう心掛けること。   | 未報告                       | 懲罰手続については、法令に基づき、受刑者にとってはその者の改善更生に及ぼす影響等を考慮しているところであり、今後も適正な運用に努めたい。  |

| 番号  | 庁名   | 委員会の意見     |  | 講じた措置      |   |
|-----|------|------------|--|------------|---|
|     |      | 年月日        | 内 容  | 委員会への報告年月日 | 内 容 (講じなかった場合はその理由)   |
| 318 | 大阪医刑 | H26. 3. 31 | 職員の過酷な労働条件が改善されるよう法務省に強く求めること。   | 未報告        | 適正な執務環境の整備に向けて職員の増員を上級官庁に働きかけたい。  |
| 319 | 大阪医刑 | H26. 3. 31 | 職員の年齢構成の適正化を図ること。  | 未報告        | 職員の採用についての意見であり、上級官庁に働きかけたい。  |
| 320 | 大阪医刑 | H26. 3. 31 | 医師・看護師を含む職員の増員を法務省に強く求めること。またその一環として、医師の兼業許可の拡充を国に対して求めるよう、施設として検討すること。  | 未報告        | 先般の有識者による「矯正医療の在り方に関する報告書」において医師の兼業が提言されていることは承知している。医師の兼業については国家公務員であるとの立場もあることから、必要な法令改正等は当所限りでは対応できないため、意見があったことは上級官庁に伝えたい。  |
| 321 | 大阪医刑 | H26. 3. 31 | 施設内での各種ハラスメントに対応できる必要な制度設計を行うとともに、刑務官のみならず職員全体に対しても研修等を積極的に実施し、発生の抑制に努めること。  | 未報告        | セクハラを含めた各種相談窓口の周知を図るとともに、今後も引き続き、執務環境の向上に努め、職員研修等を通して各種ハラスメントの防止に努めていきたい。   |
| 322 | 大阪医刑 | H26. 3. 31 | 職員用トイレの洋式化及び女子トイレの増設を実現すること。   | 未報告        | 適宜改修を実施しているところであり、女子トイレの増設は、施設改築等が必要とするため、施設改築を視野に入れて、上級官庁と協議していきたい。  |
| 323 | 大阪医刑 | H26. 3. 31 | 何らかの蚊対策を講じること。   | 未報告        | 居室、廊下等の網戸の整備と管理に努めていきたい。  |
| 324 | 大阪医刑 | H26. 3. 31 | 受刑者の処遇や職員の勤務体制の変更など、施設運用上の変更がある場合には、引き続き、速やかに本委員会に説明すること。また、処遇上のさまざまな取組や工夫についても、適宜本委員会に説明すること。   | 未報告        | 被収容者処遇に係る各種行事の開催、処遇内容の変更、施設運営上の変更等について、適宜説明するよう引き続き取り組みたい。  |
| 325 | 大阪医刑 | H26. 3. 31 | 意見・提案書の用紙及び封筒を個々の被収容者に複数部渡しておくこと。またそれが施設管理上困難であれば、所定の用紙以外でも意見・提案書の投函は可能であることを被収容者に対し周知すること。  | 未報告        | 当該用紙や封筒を利用した反則行為（密書の隠匿等）を誘発し、管理運営上支障を生じるおそれがあることから現状の取扱いの変更は困難である。また、意見・提案書の書式については、所定の用紙を使用しない場合であっても、受理しており、刑執行開始時の指導等の機会において、その旨周知している。  |
| 326 | 大阪医刑 | H26. 3. 31 | 患者が意見・提案書（私物の用紙を利用したものを含む）を投函しやすい環境を整備するための一環として、提案箱の鍵を委員会が保管するようにすること。  | 未報告        | 現在は、提案箱等の鍵を施設において管理しているが、意見を踏まえ、視察委員会へ鍵の管理をお願いする。   |
| 327 | 大阪医刑 | H26. 3. 31 | 提案箱に備え付ける意見・提案書を、本委員会で改訂したものにする。   | 未報告        | 意見・提案書は「刑事施設視察委員会に対する協力について（通達）」の別紙様式に定められており、施設独自に様式の変更はできないものの、意見があったことについては上級官庁に伝達したい。   |
| 328 | 大阪医刑 | H26. 3. 31 | 職員や医師・看護師による視察委員会への誤解や偏見が生じぬよう、施設として尽力すること。  | 未報告        | 意見を踏まえ、職員研修の場を活用するなどして今後とも職員への周知に努めたい。  |
| 329 | 大阪医刑 | H26. 3. 31 | 施設側として、現時点で、取り組むべき重要課題ないし改善すべき重要課題と位置づけている事項は何か（課題）、それらの課題にどのように対処しているのか（対応策）、それらの課題につき各年度末までにどこまで解決するつもりなのか（年度末までの達成目標）について、本委員会に文書で提示すること。 | 未報告        | 意見に沿った対応をしたい。   |
| 330 | 神戸刑  | H26. 3. 28 | 弁護士会の人権擁護委員会の調査にはできる限り協力すべきである。  | H26. 4. 23 | 弁護士会の人権擁護委員会による人権救済申立事件の調査については、これまで可能な限り協力してきている。今後も可能な限り誠実に対応する。  |
| 331 | 神戸刑  | H26. 3. 28 | 施設の運営について被収容者から意見を聴き、建設的な議論をする機会を設けてはどうか。  | H26. 4. 23 | 特に関心の高い給食については、被収容者の意見を聴取し、献立作成の参考としている。  |
| 332 | 神戸刑  | H26. 3. 28 | 職員の大幅な増員を要望する。   | H26. 4. 23 | 上級官庁に職員増員を伝達したい。  |
| 333 | 神戸刑  | H26. 3. 28 | 外部交通について、より制限的でない運用になるよう改善を求める。  | H26. 4. 23 | 受刑者の外部交通については、法令の規定にのっとり、その許否を適正に判断している。  |
| 334 | 神戸刑  | H26. 3. 28 | 職員に対する人権教育を充実させ、実効あるものにするよう、より一層の努力・工夫をお願いしたい。   | H26. 4. 23 | 人権意識の高揚については、職員研修等の機会等を通じ、注意喚起している。今後は、法務局から外部講師を招くなどし、更なる意識の高揚に意を配っていくことを計画している。   |
| 335 | 神戸刑  | H26. 3. 28 | 医療スタッフの意見・要望を最大限に尊重し、より良い矯正医療が行われるよう努力を続けることを希望する。   | H26. 4. 23 | 医務部長を含む医療関係職員が刑務官会議及び各ミーティング等に出席しており、意見・要望等については、その都度対応等を検討の上、具現化を図っており、引き続き矯正医療の充実に努める。  |
| 336 | 神戸刑  | H26. 3. 28 | 医師不在時の外部病院への搬送については、その必要性を医師が判断できるような連絡体制を構築し、マニュアルを整備するなど、職員が安易に制限的な運用をすることがないよう注意されたい。   | H26. 4. 23 | 医師が的確な判断ができるよう連絡体制を強化した。また、緊急性がある場合は、まず、救急車の要請を最優先し、外部医療機関へ搬送するよう周知徹底を図っている。  |
| 337 | 神戸刑  | H26. 3. 28 | 懲罰審査会を開催するに当たり、補佐人が被収容者から話を聞く際、十分な弁明の機会を与えるようにしていただきたい。  | H26. 4. 23 | 出席しない被収容者に弁解書を提出させたり、懲罰審査会席上で弁解を行える機会を必ず設けている。今後とも引き続き補佐人が被収容者から十分弁解の趣旨を聴取するとともに、弁解の機会を確保を図る。   |
| 338 | 神戸刑  | H26. 3. 28 | 昼夜間単独室に収容されている状態にある被収容者については、可能な限り解消できるよう、これまで以上に処遇の工夫をお願いしたい。   | H26. 4. 23 | 集団処遇に馴染めない被収容者に対し、共同室ではなく、夜間単独室での工場就業や、集団処遇に馴染まない者同士の共同生活を促進するため、作業時間を限定して通役させるなどの工夫を積極的に取り入れ、解消に努めている。   |
| 339 | 神戸刑  | H26. 3. 28 | 被収容者の食事時間について、実質的な食事時間を少なくとも15分程度とることが望ましいのではないか。また、食事に対する意見を参考に工夫していただきたい。  | H26. 4. 23 | 食事時間については、15分程度とることができるように配慮しているところではあるが、食器を回収するための職員の号令を食事終了時間の告知であると誤解している者がいる可能性もあり、同号令が食事時間終了を意味するものではない旨被収容者に再徹底を図ることとする。また、食事については、嗜好調査を実施する予定としている。  |
| 340 | 神戸刑  | H26. 3. 28 | 被収容者が意見提案書を提案箱に投函しやすくする方法も検討されたい。  | H26. 4. 23 | 意見書等を投函する「提案箱」について、意見を提出しやすい場所に提案箱を配置し、かつ、養護処遇被収容者に対する移動式の提案箱を整備するなどし、その投函方法についても、入所時の教育及び居室備え付けの所内生活心得にも記載し、周知に十全を期しているところであるが、引き続き現状を見据えながら、更なる徹底を期するための方策を検討していきたい。                              |
| 341 | 神戸刑  | H26. 3. 28 | 精神的疾患を有する被収容者に対する対応の仕方について、職員に対する研修等の学習を充実させることを要望する。  | H26. 4. 23 | 精神疾患を有する被収容者に対し、必要な診察やカウンセリング等を実施しており、また、精神疾患を有する被収容者の処遇については、職員研修等を通じ、周知徹底を図っているところであり、今後とも更に継続・強化していくこととしたい。  |
| 342 | 神戸刑  | H26. 3. 28 | 職員のメンタルヘルスについては格別の配慮をされたい。   | H26. 4. 23 | 明るい職場作りプロジェクトを立ち上げ、執務環境のなお一層の改善を図っている。また、現在、職員が意見・提案できるよう、庁舎1階廊下に、投函箱を設けており、投函された意見等を踏まえ、施設運営の改善に資することとしている。  |
| 343 | 神戸刑  | H26. 3. 28 | 被収容者が英語や簿記の学習のため使用するCDプレーヤー及び電卓等について、より広く使用を認める方向で検討されたい。  | H26. 4. 23 | CDプレーヤーや電卓については、通達に基づき、規律秩序維持、矯正処遇上及び管理運営上の観点から、その使用については、個別に検討しているところ、CDプレーヤーについては、原則として、通信教育受講者に限っている。これは、自主学習を認めた場合、CD全てを検査することが困難であるためである。なお、電卓については、平成25年2月27日に内規を改正して簿記等の自主学習でも広く使用を認めることとした。 |
| 344 | 神戸刑  | H26. 3. 28 | 高齢被収容者に対する健康管理に特段の注意を払っていただきたい。また、熱中症予防のための室温の管理及び食中毒防止のための衛生対策に万全の注意を払っていただきたい。   | H26. 4. 23 | 高齢被収容者については、65歳以上をリストアップし、随時、その健康状態等の動静の把握に努め、冬季においては、衣類・寝具の増貸と、また、体調不良者に対しては、電気毛布や空調設備を有する居室へ収容するなどの配慮をしている。また、夏季に向け、熱中症予防及び食中毒発生防止に一層の注意を払うこととしている。   |

| 番号  | 庁名   | 委員会の意見     |  | 講じた措置      |  |
|-----|------|------------|--|------------|--|
|     |      | 年月日        | 内 容  | 委員会への報告年月日 | 内 容（講じなかった場合はその理由）   |
| 345 | 神戸刑  | H26. 3. 28 | 意見・提案箱には、衣類の洗濯回数が少ない、安全靴の洗濯がなされていない、居室を移動した際の布団の衛生状態が気になるなどの意見があったので対応を検討されたい。   | H26. 4. 23 | 衣類の洗濯回数については、パンツは毎日、靴下等は複数所持していることから2日に1回など、適正に運用している。安全靴については、中敷きがあるものは、月に1回、中敷きを洗い、中敷きのないものは、脱臭・乾燥材を使用し、汚れ状況等を見て必要な場合には、その都度交換している。布団については、居室ごとに備え付けており、被収容者の移動があった際には、必ず乾燥してから居室に備え付けることとしている。また、汚れ状況等を確認し、必要と認める場合には、その都度交換している。今後においては、更なる衛生保持に努める観点から、殺菌作用のある消臭剤などを使用することも検討事項としている。 |
| 346 | 神戸刑  | H26. 3. 28 | 視察委員会が依頼した検討事項について、結論だけでなく結論に至った理由も回答していただきたい。また、検討事項について、被収容者に開示することについても検討されたい。  | H26. 4. 23 | 結論に至った理由については、機会をとらえ、可能な限り適切に説明を行うこととしている。視察委員会の活動状況を被収容者に知らせることについては、ケースバイケースであり、基本的には視察委員会において検討いただくことが相当であるが、必要な協力は行いたい。  |
| 347 | 加古川刑 | H26. 3. 31 | これまでのように、視察委員会に対して広く情報公開を行い、特に、発生した事件については、速やかに報告をお願いする。   | 未報告        | 委員会に対する情報提供については、引き続き、積極的に実施していきたい。  |
| 348 | 加古川刑 | H26. 3. 31 | 弁護士会の人権調査に対し、できる限りの協力をお願いする。   | 未報告        | 弁護士会による人権調査については、引き続き、可能な範囲で誠実に協力したい。  |
| 349 | 加古川刑 | H26. 3. 31 | 加古川刑務所に移送された被収容者が死亡したが、当該被収容者は、同刑務所に移送するよりも、医療の充実した医療刑務所等に移送するほうが適していた可能性があり、施設間での移送の在り方に問題があると思われるので、上級庁にその旨を伝えていただきたい。 | 未報告        | 当所限りで対応できない事項であり、意見があったことは上級官庁に伝達したい。  |
| 350 | 加古川刑 | H26. 3. 31 | 被収容者からの受診申出に速やかに対応するとともに、よく観察して体調把握に努め、内部の医療体制で対処しきれないときは、外部医療機関への搬送を遅滞なく行うようお願いする。                                      | 未報告        | 外部医療機関への受診を含め、被収容者に対する医療は、引き続き、適切に実施していくよう努めたい。  |
| 351 | 加古川刑 | H26. 3. 31 | 被収容者に対する言動について、職員に対し人権教育や指導スキルのアップのための研修を充実させるほか、不用意な言動を慎むようされたい。  | 未報告        | 職員の言葉遣い等については、引き続き、職員研修等を通じて指導していきたい。  |
| 352 | 加古川刑 | H26. 3. 31 | 女区工場のストープによる暖房が、工場内の後方まで行き渡らず寒いとの苦情があったので対処をお願いする。   | 未報告        | エアコンを整備したことから、冬季においても、同エアコンの運転により、より適切な工場内温度の管理を行っていきたい。   |
| 353 | 加古川刑 | H26. 3. 31 | 被収容者から強い要望が出ているナイロンタオルについて、被収容者が使用できるよう検討願いたい。   | 未報告        | 被収容者に使用を認める方向で検討する。  |
| 354 | 加古川刑 | H26. 3. 31 | 自弁購入物品の品目及び価格について、需要の実態に合致した供給となるよう、上級庁に改善要望を伝えていただきたい。  | 未報告        | 当所限りで対応できない事項であり、意見があったことは上級官庁に伝達したい。  |
| 355 | 加古川刑 | H26. 3. 31 | 職員の勤務環境やメンタルヘルスに配慮していただきたい。特に年休取得率が全公務員の平均値を下回らないようすべきであり、必要であれば、職員の増員を実現されたい。   | 未報告        | 職員の増員については、当所限りでは対応できない事項であり、意見があったことは上級官庁に伝達したい。また、年次休暇の取得を含め、引き続き、職員の勤務環境等の改善に努めていきたい。   |
| 356 | 播磨セ  | H26. 2. 19 | 被収容者の更なる心情・動静把握に努め、被収容者の適切な矯正、社会復帰につなげていただきたい。   | H26. 3. 13 | 引き続き被収容者の心情及び動静把握の徹底に期し、より適切な矯正処遇の実施や改善更生に資するよう努め、検証しながら、その状況を報告する。  |
| 357 | 播磨セ  | H26. 2. 19 | 被収容者が何らかの形で社会貢献ができる方法を考え、実施していただきたい。   | H26. 3. 13 | 被収容者が様々な形で社会貢献をしたいという要望があることは承知したので、今後調査の上、検討する。   |
| 358 | 和歌山刑 | H26. 3. 25 | 複数人部屋は1人部屋に改造するなどして廃止し、施設の収容定員は1人部屋を基本として設定し、定員を超えないよう一層の努力をされたい。  | 未報告        | 過剰収容の解消及び改築については、当所限りではできないものではないため、引き続き上級官庁に報告し、解消できるよう努める。   |
| 359 | 和歌山刑 | H26. 3. 25 | 職員定員の見直しと定員の充足。採用された職員が定着する魅力的な労働環境が必要。  | 未報告        | 必要な増員について要望して行く。また、本年度上級官庁においても女子施設に関する施策が検討されていることから、職務環境の改善を実施し、定着率を上げるよう努める。  |
| 360 | 和歌山刑 | H26. 3. 25 | 職員は、被収容者に対して命令口調で言わないこと。   | 未報告        | 集団に対する号令は、「止まれ。」「前に進め。」等の指示でなければならぬ場面もあるが、それ以外の場面での口調や声の大きさなど指導していく。   |
| 361 | 和歌山刑 | H26. 3. 25 | 職員は、被収容者の名前を「〇〇さん」と言い、被収容者も職員に対し「〇〇さん」と呼ばせること。   | 未報告        | 被収容者の呼び方については、「〇〇さん。」と呼ぶ職員もいるが、統一してはいないため今後検討する。職員の呼び方については、意図的に職員の氏名は教えていないことをご理解願いたい。  |
| 362 | 和歌山刑 | H26. 3. 25 | 職員は、被収容者の話を丁寧にききと聴き、声を荒げたりすることなく応答すること。  | 未報告        | 被収容者からの申出については、親身に対応しているが、さらに冷静に対応するよう研修等で指導を続ける。  |
| 363 | 和歌山刑 | H26. 3. 25 | 被収容者を特別視せず、相手の立場を尊重して対応し、信頼される職員となるよう職員を教育すること。  | 未報告        | 被収容者それぞれの問題性に応じ、最も適切な働きかけを行い、再犯防止のため使命感を持って処遇するよう職員を指導しており、その勤務姿勢を被収容者は信頼するものと思われるため、さらに使命感を持って勤務にあたるよう指導する。   |
| 364 | 和歌山刑 | H26. 3. 25 | 被収容者が集会時などに購入する菓子の種類を増やし、選択できるように矯正局や業者に働きかけること。   | 未報告        | 購入できる菓子の種類や数量については、一定の金額の範囲内で業者側と施設側が検討して決定し、さらに被収容者の希望を聴いて検討した内容も反映させていく。   |
| 365 | 和歌山刑 | H26. 3. 25 | 食事の味や種類などについて工夫し、被収容者の希望を受け入れることも大切である。  | 未報告        | 定期的アンケートや意識調査で被収容者の希望を把握し、さらに毎月被収容者を交えて献立会議を実施し、希望を聴く機会を設け、反映させていく。  |
| 366 | 和歌山刑 | H26. 3. 25 | 入浴場の出入口付近に時計を設置し、被収容者が入浴時の所定時間を管理できるよう提案する。  | 未報告        | 入浴時間等は法令の基準を満たしていると考えているが、時計の設置について検討する。   |
| 367 | 和歌山刑 | H26. 3. 25 | (准)看護師が医師の診察を受けるか否かを決定し、被収容者が診察を受けられないことがないよう、(准)看護師を指導していただきたい。   | 未報告        | 被収容者が疾病等を申し出た場合、医師が直ちにその申出状況を把握できる場合を除き、准看護師が病状等を確認した上で、医師に報告し、医師が診察の要否を判断している。  |
| 368 | 和歌山刑 | H26. 3. 25 | 懲罰審査会において、被収容者の補佐人である刑務官と審査者の職員とが混在して着席しているため、被懲罰者、補佐人と審査者が対面して着席すべきである。   | 未報告        | 懲罰審査会に付議された被収容者と補佐人は弁明等について事前に面接が実施されているため、当該被収容者は補佐人の存在を明確に把握できる状況にあり、これまでも特に問題は生じていない。審査室が狭いであるため、対面での着席は難しい。  |
| 369 | 和歌山刑 | H26. 3. 25 | 懲罰審査会において、被懲罰者の弁明や行為の原因理由を具体的かつ丁寧に聴取すべきである。  | 未報告        | 法令に基づき適正に実施している。   |
| 370 | 和歌山刑 | H26. 3. 25 | 運動会などの行事には、被収容者と職員が同じ立場で参加し、お互いの信頼関係を築くよう検討していただきたい。   | 未報告        | 行事等が事故なく安全に実施できるよう、職員は全力を尽くすことが最優先となることから、行事の企画は、その対象者の数や資質等に依って検討する。  |
| 371 | 姫路少刑 | H26. 3. 31 | 上級庁と協議の上、被収容者にアレルギーによるアナフィラキシーショックが生じた場合、医療関係者が不在であっても、アナフィラキシー補助治療剤の投与を行うなど、非常事態に備えた体制を整備するように要望する。                     | 未報告        | 医師以外の者がアナフィラキシー補助治療剤を投与することは医師法に抵触するおそれがあり、当所限りでは対処できないことから、上級庁に報告することとしたい。  |
| 372 | 奈良少刑 | H26. 3. 28 | 前年までであったサッカー大会が中止になった理由が被収容者に説明されていない。   | H26. 4. 25 | 昨年12月、各実習担当職員から受持ち受刑者に告知し、本年1月の体育レクリエーション委員会で再度告知した。告知時に面会等で聞いていない者もあると考えられることから、今後は周知方法を見直す。  |
| 373 | 奈良少刑 | H26. 3. 28 | サッカーを再びできるように検討されたい。   | H26. 4. 25 | サッカーについては、昨年度、負傷者が続出したことから、安全上の配慮として、実施を見合わせることにした。  |
| 374 | 奈良少刑 | H26. 3. 28 | 運動スペースを広く取るようにされたい。  | H26. 4. 25 | 運動スペースを広く取ることは重要であるが認識しているが、現在の当所の敷地や建物との間隔、構外には新興住宅地が接近して建築されているなどの状況から、運動種目も限られ、現行の範囲とせざるを得ない。   |
| 375 | 奈良少刑 | H26. 3. 28 | 薬が出ないと申出があり、改善を求める。  | H26. 4. 25 | 被収容者に薬剤の服用が必要かどうかは医師が判断しており、また、備薬の使用についても、関係法令に基づき適正に投与している。   |
| 376 | 奈良少刑 | H26. 3. 28 | 歯科医療を1か月待たされたとの申出があり、改善を求める。   | H26. 4. 25 | 歯科医師が、原則として願出があった順番に毎週1回実施し、願出から2週間前後で実施しているところ、歯科医師の休診等により、4週間前後を要する場合がある。早期に治療が必要な者については、可能な限り早く治療を実施している。   |

| 番号  | 庁名   | 委員会の意見     |  | 講じた措置      |  |
|-----|------|------------|--|------------|--|
|     |      | 年月日        | 内 容  | 委員会への報告年月日 | 内 容 (講じなかった場合はその理由)  |
| 377 | 奈良少刑 | H26. 3. 28 | AEDを設置してほしいとの申出があるので、検討されたい。   | H26. 4. 25 | AEDは、平成18年3月15日に処遇部門保安事務室及び庶務課に設置済みである。  |
| 378 | 奈良少刑 | H26. 3. 28 | マスクを支給してほしいとの申出があるので、検討されたい。   | H26. 4. 25 | マスクの着用については、季節性インフルエンザの流行期等に限り、感染症対策の一環として、被収容者及び職員に対し着用を義務付けている。今後も保健衛生上の必要性を勘案の上、適正に対応する。              |
| 379 | 奈良少刑 | H26. 3. 28 | 精神疾患に関する精神安定剤や睡眠導入剤の数が多すぎるので減らしてほしいとの申出があり、適切な対応を求める。  | H26. 4. 25 | 精神安定剤や睡眠導入剤については、常勤医師及び精神科医師（非常勤医師）により、適正に処方している。  |
| 380 | 奈良少刑 | H26. 3. 28 | 病名、薬品名、薬の効能、薬の必要性について、十分な説明がなされていないことが伺え、丁寧な対応が必要である。  | H26. 4. 25 | 病名、薬品名、薬の効果及び薬の必要性等については、医師をはじめ看護師等が説明しているが、引き続き、適切な説明に努めてまいりたい。   |
| 381 | 奈良少刑 | H26. 3. 28 | 食器に固まった米やごみが付いているので、きれいに洗ってほしいとの申出があり、改善を求める。  | H26. 4. 25 | 食器は洗浄専用機械を用いて洗浄し、常日頃から洗浄の徹底を図っている。今後も引き続き十分注意し、衛生管理の徹底に努める。  |
| 382 | 奈良少刑 | H26. 3. 28 | 集会で出されるお菓子類の量を増やしてほしい、500円と1000円で選べるようにしてほしい、優遇措置で買える食料品の限度の値段を上げてほしいという申出が増えており、改善を求める。               | H26. 4. 25 | 優遇措置の嗜好品については、訓令等により、購入額の合計が500円を超えない範囲内において、品名及び数量を定めることになっている。今後も嗜好品の内容の充実を努める。                        |
| 383 | 奈良少刑 | H26. 3. 28 | 食事の量を増やしてほしいという申出があり、改善を求める。   | H26. 4. 25 | 毎年1回、被収容者の嗜好調査を行い、毎月、給食委員会を開催して献立内容を検討しており、ボリューム感のある副食を給与するように努めている。                                     |
| 384 | 奈良少刑 | H26. 3. 28 | 炊事で働いている受刑者が、平日休むときに自室で休むことができるように検討されたい。  | H26. 4. 25 | 炊事工場就業受刑者の平日休みの際は、保安処遇上の問題から、職員が配置されている寮の居室に収容している。  |
| 385 | 奈良少刑 | H26. 3. 28 | 今年も職員の暴言や理不尽な行動に対する申出が一定数あり、改善を求める。  | H26. 4. 25 | 被収容者に対する適正な注意指導方法については、常日頃から注意を喚起して人権意識の向上に努めており、引き続き人権尊重の意識を高める研修等を実施して、改善に努める。                         |
| 386 | 奈良少刑 | H26. 3. 28 | 居室検査の時に、土足で居室に入られた、持ち物を乱雑に取り扱われたとの申出がある。   | H26. 4. 25 | 調査した結果、居室検査時に職員が土足のままで居室内に入ったとする事実は認められなかった。居室検査の際には、室内の物品を乱雑に取り扱わないよう注意し、検査後は現状に復すよう、引き続き指導を徹底する。       |
| 387 | 奈良少刑 | H26. 3. 28 | 小票制度をなくしてほしいという申出が一定数あり、改善を求める。  | H26. 4. 25 | 小票とは、優遇措置の評価資料として、受刑者に対し職員が注意指導した事実を記録するものであるが、今後は、受刑者にも理解しやすい運用方法を検討し、優遇措置の適正な運用を図る。                    |
| 388 | 大阪拘  | H26. 3. 11 | 委員会の回数の増加又は委員の増員を検討されたい。   | H26. 4. 10 | 予算措置されていることから、当所限りで対応できない事項であり、意見があったことについては、上級官庁に伝達したい。   |
| 389 | 大阪拘  | H26. 3. 11 | 職員による言動を問題視する訴えがあることから、改善に向けた具体的な取組がなされるべきである。   | H26. 4. 10 | 職員の人権意識の向上に努めているところであるが、今後も職員研修等を通じ、引き続き人権意識の向上に努めていく。   |
| 390 | 大阪拘  | H26. 3. 11 | 雨天で戸外運動が中止となった場合の代替日の要望があることから、改善への工夫が求められる。   | H26. 4. 10 | 戸外運動のスペースや連行・戒護に当たる職員配置との関係上、代替日を設けることは困難である。  |
| 391 | 大阪拘  | H26. 3. 11 | 冬季において、洗い場や出入り口の床部分が冷たくて我慢がたいとの苦情があったが、敷物などを工夫することで、経費的にも僅かな出費で改善できると思うので、被収容者の意見を徹して改善されたい。           | H26. 4. 10 | 風呂場の敷物については、以前は足ふきマット等を使用していたが、衛生上の問題からすのこに変更した経緯があるところ、洗い場も含め、引き続き検討してまいりたい。                            |
| 392 | 大阪拘  | H26. 3. 11 | 日用品の購入について、値段や品目に対する不満がある。1社に特定せず、複数業者を選定するなどの工夫がされるべきである。   | H26. 4. 10 | 自弁物品購入に係る取扱業者は、全国の刑事施設同一の業者であり、全国統一の規格及び価格となっていることから、当所限りで対応できない事項であり、意見があったことについては、上級官庁に伝達したい。          |
| 393 | 大阪拘  | H26. 3. 11 | 拘留所で購入した物品について、一旦外に出て再入所する場合に再び携行しようとする制限されるという意見があるが、経済的に余裕のない者にとっては切実な問題と思われ、改善が望まれる。                | H26. 4. 10 | 当所で購入した物品であっても、いったん釈放となった後、再入所時に携有した物品で、検査等ができない場合は、管理運営上、使用できない場合がある。                                   |
| 394 | 大阪拘  | H26. 3. 11 | 歯科や精神科治療への不満が多く見られるので、医師の補強・増員を図られたい。  | H26. 4. 10 | 歯科治療、精神科治療とも、当所医師の診断を踏まえ、適正に診察等を行っているが、今後も引き続き努めていく。<br>なお、医師の補強・増員については、上級官庁に報告することとした。                 |
| 395 | 大阪拘  | H26. 3. 11 | 精神科・神経内科等の外部医療機関で処方されている薬物と同種薬物の投与を望んでも、受け入れてもらえない、あるいは受け入れてもらえるまでに時間を要したとの不満が、複数件見受けられた。              | H26. 4. 10 | 外部医療機関と異なる処方を行うこともあるが、外部医療機関の診察の結果を踏まえ、当所の医師が適切に処方している。  |
| 396 | 大阪拘  | H26. 3. 11 | 警察から移送されてきた場合と他の拘留所から移送されてきた場合等、移送元施設によって当所医務への診療情報の提供に差異があるので、平等の取扱いをすべき国の機関として問題があるので、早急に改善を図るべきである。 | H26. 4. 10 | 警察官署等に申し入れるとともに協議する場所を設け、傷病を有する者が入所する際は、入所前に移送元施設等から診療情報を取り寄せるよう、引き続き努めていく。                              |
| 397 | 大阪拘  | H26. 3. 11 | 刑確定者（死刑確定者を含む）であっても、再審請求を検討する者や現に再審請求をしている場合には、弁護士と立会人なく、原則、時間の制約を受けずに自由に打合せや面談ができるという処遇・運営をすべきである。    | H26. 4. 10 | 再審請求に係る弁護人との面会の立会いについては、最高裁判決を踏まえ、適切な運用を図るよう見直しを図っている。   |
| 398 | 大阪拘  | H26. 3. 11 | 再審請求を検討する者や現に再審請求をするため、弁護士と立会人なく打合せや面談をしている際は、弁護士側がパソコンを利用して面接内容を記録することを、原則自由とすべきである。                  | H26. 4. 10 | パソコンの使用について、意見があったことは上級官庁に伝達する。  |
| 399 | 神戸拘  | H26. 3. 14 | これまで通り、視察委員会に対し、広く情報公開を行って欲しい。特に、施設で発生した事件については、速やかに報告されたい。  | H26. 3. 25 | 従来通り、広く、速やかに視察委員会に対する情報提供を実施する。  |
| 400 | 神戸拘  | H26. 3. 14 | 地域住民、法務局、弁護士会人権擁護委員会等との意見交換会や、中学生や高校生の施設見学等、広報活動を積極的にされたい。   | H26. 3. 15 | 施設見学を募集する範囲を広げ、その機会を増やすなど、より積極的な広報活動に努める。  |
| 401 | 神戸拘  | H26. 3. 14 | 提案箱の近くに意見・提案書と筆記用具を備え付けてもらいたい。   | H26. 3. 15 | 提案箱近くに、意見・提案書と筆記用具を備え付けても、その場で記載することはできず、また、被収容者が、他の目的で意見・提案書や筆記用具を使用することが予測されるため、現状どおりとする。              |
| 402 | 神戸拘  | H26. 3. 14 | 被収容者から、文書による診療情報の提供の希望があった場合、できるだけ、文書で情報提供するよう配慮願いたい。  | H26. 3. 15 | 「被収容者の診療記録の取扱い及び診療情報の提供に関する訓令」に基づき、適切に実施する。  |
| 403 | 神戸拘  | H26. 3. 14 | 外国語の辞書類の充実を図られたい。  | H26. 3. 15 | 英語、中国語、韓国語、ペルシャ語、フランス語、ドイツ語及びスペイン語等の書籍70冊及び辞書6冊を整備した。  |
| 404 | 神戸拘  | H26. 3. 14 | 職員の勤務環境改善やメンタルヘル스에配慮されたい。  | H26. 3. 15 | 施設運営方針として勤務環境の改善に取り組み、また、直属の上司が部下職員の相談・助言を行う制度により、メンタルヘルスにも配慮している。                                       |
| 405 | 鳥取刑  | H26. 3. 14 | 医療業務のうち、一部の診療科の外部委託を積極的に検討することは、業務負担軽減及び被収容者の健康管理の観点から重要と考えられるので、積極的に、より良い医療体制を構築されるよう努力していただきたい。      | H26. 4. 22 | 歯科、整形外科、精神科及び皮膚科の外部専門医を招へいし、また、必要に応じて地域の外部病院への通院や入院をさせているところ、今後においても、当所の医療の充実を図るとともに、地域医療との共生を推進してまいりたい。 |
| 406 | 鳥取刑  | H26. 3. 14 | 鳥取刑務所を相手方とする民事訴訟に関して被収容者が弁護士と面会する場合は、立会無しでの面会を認める運用について検討されたい。   | H26. 4. 22 | 被収容者が当所を相手方とする民事訴訟のため、弁護士との面会を希望する場合は、原則として刑務官の立会なしで面会を実施させている。  |
| 407 | 鳥取刑  | H26. 3. 14 | 鳥取刑務所では、改善指導において複数の外部講師を依頼するなど、積極的な対応をされており、今後も実効性のある実践プログラムの実現に努力されたい。                                | H26. 4. 22 | 今後とも再犯防止指導に有効な外部指導者を積極的に招へいするなどして、より一層の再犯防止施策の充実・実施に努めていく。   |
| 408 | 松江刑  | 26. 1. 16  | 被収容者への対応方法の研修を充実されたい。  | H26. 2. 20 | 処遇技法や人権に関する研修を通じて職員に指導を行っているところであるが、さらに指導を徹底させていきたい。   |
| 409 | 松江刑  | 26. 1. 16  | 施設工事の関係で工場就業者の屋外運動ができない状態であり、何らかの改善が必要。  | H26. 2. 20 | 今後の工事の進捗状況に応じて、屋外での運動が可能となるよう、検討を重ねていきたい。  |

| 番号  | 庁名  | 委員会の意見     |   | 講じた措置                  |  |
|-----|-----|------------|---|------------------------|--|
|     |     | 年月日        | 内 容   | 委員会への報告年月日             | 内 容（講じなかった場合はその理由）   |
| 410 | 島根セ | H26. 3. 27 | 職員の言動は、平成21年度、平成23年度及び平成24年度の委員会意見書においても言及しているが、受刑者の提案の中に一部職員が受刑者に対して侮辱的言動をし、また、受刑者に対する態度が平等でない旨苦情が見られたことから、引き続き職員の資質向上や人権意識の高揚を図り研修を充実していただきたい。        | 未報告(平成26年度視察委員会にて報告予定) | 従前から被収容者の権利に係る研修は実施しており、今後も継続していきたい。   |
| 411 | 島根セ | H26. 3. 27 | 受刑者からの苦情等については、職員全体に対する注意喚起のみでなく、苦情等の対象となった職員に対し、事情聴取を行うなどの事実関係の解明に努めていただきたい。   | 未報告(平成26年度視察委員会にて報告予定) | 従前から事実関係を解明するため事情聴取を実施しており、今後も継続していきたい。  |
| 412 | 島根セ | H26. 3. 27 | 不適切な言動等が認められた職員に対し、適切な指導等を行うとともに、職員がそのような言動に至った経緯等について調査し、職員自身に必要な措置をとられたい。   | 未報告(平成26年度視察委員会にて報告予定) | 従前から事実関係が判明した場合、職員に対し、指導等を実施しており、今後も継続していきたい。  |
| 413 | 島根セ | H26. 3. 27 | 平成22年度の委員会意見書において受刑者から食事の内容(量及び質)・自弁物品の価格について問題提起されていることについて、適切な評価を行うためにも他施設の資料等の提供を求めているが十分な回答は得られていないので、今後、問題提起に対し、委員会から要望があったときは、他施設の資料等を開示していただきたい。 | 未報告(平成26年度視察委員会にて報告予定) | 他の刑事施設に照会し、可能な範囲で回答する。   |
| 414 | 岡山刑 | H25. 9. 17 | 意見提案書の用紙について定期的に確認して補充されたい。   | H25. 10. 8             | 定期的に確認し、補充することとした。   |
| 415 | 岡山刑 | H25. 9. 17 | 賭博行為を助長することとなるため、刑務作業が行われない休日の夕方にテレビ放映される競馬中継を規制できないか。  | H26. 2. 25             | 平成25年12月13日付で指示を发出し、視聴させないこととした。   |
| 416 | 岡山刑 | H26. 2. 25 | 岡山刑務所で発生した公判終了時の逃走未遂事案について、未然防止に万全を期されたい。   | H26. 3. 26             | 所長指示等を发出し、同種事案の再発防止や具体的方法について指示したほか、逃走防止に係る職員研修や訓練を実施した。   |
| 417 | 岡山刑 | H26. 2. 25 | 居室備付けのコップ類の消毒については規定がなく、担当職員が協議して消毒日を決めているとのことであるが、基準を設定し、消毒を実施願いたい。  | H26. 3. 26             | 居室内には、食器用液体洗剤、洗浄用スポンジを備え、必要に応じて、炊場で洗浄、消毒を実施している。今後必要が認められれば消毒について規定することを検討する。  |
| 418 | 岡山刑 | H26. 2. 25 | 雑巾、たわし等の備品について在庫管理を徹底し、在庫切れにならないよう管理願いたい。   | H26. 3. 26             | 衛生用品(雑巾、たわし等)の備品については、努めて在庫切れがないように管理しているが、予算上の制約を踏まえつつ、消耗状況を確認した上、必要に応じて交換を実施している。  |
| 419 | 岡山刑 | H26. 2. 25 | 居室網戸の破損について、適宜修理を実施していると思われるが、破損修理を励行し、虫対策に努められたい。  | H26. 3. 26             | 防虫対策は、殺虫剤の使用を認めているとともに、居室網戸の破損については、破損状況や被収容者から修理の願い出があった場合等、順次、修理を実施している。今後も、計画的に実施する。  |
| 420 | 岡山刑 | H26. 2. 25 | 夏季の2分間のシャワー入浴については、更に時間を増やす方向で改善を検討されたい。  | H26. 3. 26             | 夏季処遇におけるシャワー入浴は、予算の範囲内で同入浴を実施せざるを得ない状況にある。そこで、当所は、特に暑く、入浴を実施しない就業日に、シャワー入浴が実施できるよう配慮して同入浴の時間及び回数を設定している。シャワー入浴の時間を増やした場合、同入浴の回数を減じざるを得なくなるため、現時点においては、直ちにシャワー入浴の時間を増加させることはできない。 |
| 421 | 岡山刑 | H26. 2. 25 | 夏季に体育館で行う慰問、集会等において、体調不良者が発生したとのことであるが、クーラーの設置を上申するなど、熱中症予防対策に万全を期せられたい。  | H26. 3. 26             | 通風の確保、扇風機の使用等、対策を講じた上で実施したが、体調不良者が発生した。今後、同時期の実施については、再検討することとした。体育館のクーラー設備については、多額の予算が必要となり、事実上、同設備の設置は困難である。   |
| 422 | 岡山刑 | H26. 2. 25 | 備薬巡回を週2回から週1回に変更しているが、投薬を必要とする者については、次回の巡回日までに薬が不足しないように徹底されたい。   | H26. 3. 26             | シップ類や塗薬等については、次回実施されるまでの必要数を交付している他、備薬巡回以外の日に申出があれば、確認した上で交付している。  |
| 423 | 岡山刑 | H26. 2. 25 | 座薬は、洗面器に水を入れて5分間冷やして使うとのことであるが、夏場の座薬管理について、クーラーボックスの設置等、改善の余地がないか検討されたい。  | H26. 3. 26             | 被収容者に配布している座薬については、冷蔵保管しなければならないものではなく、軟化した場合は冷水又は冷蔵庫に入れて硬化させてから使用するよう定められていることから、薬効上問題ない。   |
| 424 | 岡山刑 | H26. 2. 25 | 他施設における職業訓練の募集枠の拡大を上申するなどし、受け入れ先の拡大について積極的な施策を推進されたい。   | H26. 3. 26             | 選定基準等の設定に関しては職業訓練実施施設によるものであることから、その変更は困難であると思われるが、機会あるごとに働きかけを行うこととした。  |
| 425 | 岡山刑 | H26. 2. 25 | 高等学校卒業認定試験受験者用にワークブックや予習問題集を官本として整備していると聞いているが、教科指導とも関連するので、この種官本の充実が努められたい。  | H26. 3. 26             | 本年度は、教科指導関係の図書として、数Iの教科書10冊を、さらにワークブックや予習問題集等4種40冊を整備したところである。   |
| 426 | 岡山刑 | H26. 2. 25 | 通信教育を受けている場合、資格の認定を受けることは受刑者の励みにもなるので、今後とも資格試験実施機関としての認定数の増加を図るように努力されたい。   | H26. 3. 26             | 公的な資格試験を所内で実施(当所を試験会場と認定してもらう)するためには、1年間に数回、一定以上の受験人員を確保しなければならないが、多種、多様の通信教育を行っている現状では、資格試験の所内実施は困難である。   |
| 427 | 岡山刑 | H26. 2. 25 | 法令上、作業報奨金の告知は、作業報奨金の計算高のみを告知することとなっているが、具体的な評価内容についても告知するなど柔軟な対応を図られたい。   | H26. 3. 26             | 作業報奨金の告知については、法令に基づいて実施しており、評価内容については、具体的に告知しなければならない旨の規定はない。必要と認められた場合は、作業の取組状況等に関する注意指導や助言を行うこととしている。  |
| 428 | 岡山刑 | H26. 2. 25 | 自弁購入の日刊紙としては、3種類の各日刊紙が許可されているようであるが、今後、種類を拡大する方向で検討願いたい。  | H26. 3. 26             | 刑務施設及び被収容者の処遇に関する規則第34条の規定に基づき、適正に実施している。年1回、被収容者の閲読希望を調査して決定しているが、希望数が拮抗するなど、具体的に検討がなければ検討したい。  |
| 429 | 岡山刑 | H26. 2. 25 | 電子辞書の自弁購入要望が多数ある。許可する方向で改善できないか検討願う。  | H26. 3. 26             | 訓令上、電子辞書は特に必要があると認められる場合に限り使用を許可する物品であり、受刑者からの申出内容及び当該物品の用途に鑑み、使用が必要と認められる事情があり、かつ、処遇上有益である場合に個別判断することとしている。   |
| 430 | 岡山刑 | H26. 2. 25 | 私本を官本として寄付したいとの要望が多数ある。申出のあった私本を選別し、寄贈受入れを検討願う。   | H26. 3. 26             | 受刑者からの寄付を認めると、特定の一部被収容者が必要以上の寄付を行い、力を誇示するなど、施設の規律秩序の維持に支障を来すおそれがある。  |
| 431 | 岡山刑 | H26. 2. 25 | 自弁タオルについて、品質の低下、下着類の価格が極端に高いとの意見が多数ある。一括契約業者の契約更新時には、業者の変更も含め、矯正管区ごとに選定業者を決めるなどの方策がとれないか、上級庁とも協議し、改善を図られたい。   | H26. 3. 26             | 機会を見て、自弁物品の品質向上及び価格の低減について、意見具申を行う。  |
| 432 | 岡山刑 | H26. 2. 25 | 担当職員の言動や不公平な措置を訴えるものが多い。被収容者の処遇に当たる職員に対し、研修及び訓練が形骸化することのないように特段の注意を払われたい。   | H26. 3. 26             | 被収容者処遇に関する職員研修は、職員全員を対象とした全体研修とともに、各課、各部門の小グループによる職務研究会を実施している。研修が形骸化しないよう努力し、適正な処遇に努める。   |
| 433 | 岡山刑 | H26. 2. 25 | 支所の運営について、少ない人員で、多様な業務に当たっている。支所の収容人員の増減に注意を払い、適宜適切な応援体制を執るよう願う。  | H26. 3. 26             | 同支所の運営については、常に配慮し、毎月、幹部職員が交代で、検査を兼ねた実情調査等を行っているほか、長期に渡る労務場留置者や処遇困難者、特別な医療措置の必要な者については、本所に収容する等して、同支所の負担軽減を図っている。   |
| 434 | 広島刑 | H26. 3. 24 | 常勤医師の欠員が1名あるが、精神疾患の患者の多さから見て問題であると思われるので、精神科医の充足に努められたい。  | 未報告(H26. 5. 8 予定)      | 矯正施設への医師の派遣等の協力を引き出すことは、より一層困難を極めているところであるが、地域医療機関との連携・協力体制の強化は、様々な機会を捉えて積極的に推進している。   |
| 435 | 広島刑 | H26. 3. 24 | 昨年も指摘していることではあるが、歯科と耳鼻科の診療については、なお不十分であることは否めず、一層地域医療機関との連携・協力体制の強化を図り、診察回数や診察時間の拡大に努められたい。   | 未報告(H26. 5. 8 予定)      | 歯科の派遣医師の増員については実現できなかったものの、効率的な実施に努め、待機期間の短縮が図られた。耳鼻咽喉科については、2か月から3か月毎に1回の定期的な招へいによる診療を確保し、その体制を維持していることから、患者数は増加しておらず、待機期間が長期に渡ることはない。引き続き、より適正な医療を提供するための努力を行っていく。             |
| 436 | 広島刑 | H26. 3. 24 | 共同室と単独室のテレビ視聴について格差を設けている事は承知しているが、単独室への収容が増加していることに鑑み、格差の解消を検討されたい。  | 未報告(H26. 5. 8 予定)      | 単独室のVTR視聴の機会を増やす予定である。   |
| 437 | 広島刑 | H26. 3. 24 | 被収容者への職員の対応については、十分な指導を行っているとの回答がなされているが、なお、乱暴で侮辱的な発言等があるように見受けられるので、引き続き指導に十全を期されたい。   | 未報告(H26. 5. 8 予定)      | ロールプレイング等の研修を実施し、職員個々の職務能力の向上に努めており、今後も、継続して実施していく予定である。   |



| 番号  | 庁名  | 委員会の意見      |   | 講じた措置                    |   |
|-----|-----|-------------|---|--------------------------|---|
|     |     | 年月日         | 内 容   | 委員会への報告年月日               | 内 容（講じなかった場合はその理由）  |
| 438 | 広島刑 | H26. 3. 24  | 職員の一部に、被収容者に対して、当委員会宛て意見書の発信に際しては発信する旨を申告するように発言をなした職員が存在した。このような発言は、当委員会の存在意義を失わせかねない行為であるので、今後は職員に対して、このようなことがないように、また当委員会の意義について、十分に指導されたい。  | 未報告<br>(H26. 5. 8<br>予定) | 視察委員会の意義等については、職員研修を実施し、理解を深めさせている。   |
| 439 | 広島刑 | H26. 3. 24  | 日用品の購入については、アンケートなどにより被収容者の購入希望品目を把握し、それに基づき品目や種類をできるだけ豊富にするよう努めるとともに、納入業者に対して、価格面をも改善するよう当刑務所から申し入れることを要望する。                                   | 未報告<br>(H26. 5. 8<br>予定) | 日用品の品目、種類及び価格面について、被収容者から要望や苦情等があれば、その都度内容を検討し、民間業者に対し改善の申入れを行っている。<br>なお、現在販売している日用品は、全国の刑事施設で統一して販売していることから、当所からの申入れにより、早急に商品変更や価格変更が行われることは難しい状況にあるが、改善可能と思われる商品については、今後も引き続き、申入れを行う予定である。 |
| 440 | 山口刑 | H26. 3. 4   | テレビ取材の受入等積極的な情報公開をしていただきたい。   | 未報告                      | 矯正広報については、今後も積極的に行っていくこととしている。  |
| 441 | 山口刑 | H26. 3. 4   | 平成25年度に死亡した被収容者の死亡原因が明確でなかったため、被収容者の死亡事案が発生したときには、その死亡原因をできる限り明確にするようにしていただきたい。   | 未報告                      | 被収容者が死亡した際は、可能な限りその死亡原因を特定するよう努める。  |
| 442 | 山口刑 | H26. 3. 4   | 被収容者の診察の希望の申出については、できる限り速やかに、かつ十分な診察を受けられるように対応していただきたい。  | 未報告                      | 被収容者からの診察希望の申出については、必要に応じて適切に診察を実施している。被収容者からの診察希望の申出については、当該被収容者の病状や診察の必要性、緊急性等を総合的に判断した上で、診察の可否を決めているところであり、今後も、引き続き、適切な医療に努めてまいりたい。  |
| 443 | 山口刑 | H26. 3. 4   | 医療を担当する医師や看護師に対しては、医療技術の維持・向上を図れるよう配慮していただきたい。  | 未報告                      | 定期的な研修等を実施しているほか、施設外で行われる研修等に積極的に参加し、知識及び技能の向上に努めている。   |
| 444 | 山口刑 | H26. 3. 4   | 夜間及び休庁日においても、被収容者が適切な医療を受けられるような体制を作っていただきたい。   | 未報告                      | 夜間及び休庁日においても、外部病院における診察を行うなど適切に対応している。  |
| 445 | 山口刑 | H26. 3. 4   | 多様な病気に対応できるようにするため、非常勤の外部医師を積極的に雇用していただきたい。   | 未報告                      | 常勤医師のほか、嘱託医師を活用し、可能な限り多様な病気に対応できる体制を採っている。<br>なお、非常勤医師については、予算の範囲で採用している。   |
| 446 | 山口刑 | H26. 3. 4   | 医師に対しては、他の医療機関に劣らない給料を支給するようにしていただきたい。  | 未報告                      | 本意見については、上級庁等へ報告する。   |
| 447 | 山口刑 | H26. 3. 4   | 今年度、萩拘置支所における収容がなかったことから、被収容者を受け入れるように取り扱っていただきたい。  | 未報告                      | 萩拘置支所には必要な職員を配置し、検察官による移送指揮等がなされた場合、被収容者を受け入れる取扱いとしている。   |
| 448 | 山口刑 | H26. 3. 4   | 各拘置支所の被収容者から書面の提出がなかったため、投書箱を増設するなどしていただきたい。  | 未報告                      | 必要に応じて、投書箱の設置場所を変更したり、投書箱を増設するなどの対応を検討中である。   |
| 449 | 山口刑 | H26. 3. 4   | 被収容者から、寝具の衛生面に対する不満があったため、可能な限り配慮していただきたい。  | 未報告                      | 寝具については定期的な布団乾燥及び寝具の更新を行っており、今後も衛生面に配慮した処遇を行う。  |
| 450 | 山口刑 | H26. 3. 4   | 被収容者が十分な時間を取って新聞を閲読できるよう配慮していただきたい。   | 未報告                      | 新聞紙の閲読時間の延長等は困難であるため、ラジオ及びテレビの視聴等の方法も含めて検討する。   |
| 451 | 山口刑 | H26. 3. 4   | 被収容者が弁護士と面会を行う際、職員が立会しないことを希望した場合、その希望は尊重していただきたい。  | 未報告                      | 事案ごとに個別具体的に検討した上で適切に対応している。   |
| 452 | 岩国刑 | H25. 11. 15 | 色鉛筆のばら売りを要望する。  | H25. 11. 28              | 要望に柔軟に対応できるよう、事業者に対し積極的に働きかけを行い、不満の解消に努める。  |
| 453 | 岩国刑 | H26. 3. 25  | 更なる迅速・適切な診療を実施していただきたい。   | H26. 3. 28               | 診察申込みの方法を改善するなどしたが、今後も、症状の的確な把握に努め、更なる改善策を検討し、迅速・適切な診療の実施に努めていく。  |
| 454 | 岩国刑 | H26. 3. 25  | 医師不足解消の方策や外部医療機関への委託等も含めた抜本的な医療体制の改善策を実施できるよう、上級庁に伝えていただきたい。  | H26. 3. 28               | 上級庁において、「矯正医療の在り方に関する有識者検討会」を設置し、医官の確保を始め、有識者からの幅広い意見を伺うことで矯正医療の基盤を整備し、その適正な運用を図っている。   |
| 455 | 岩国刑 | H26. 3. 25  | 集会時のお菓子について、被収容者の意見を踏まえた選定をしていただきたい。  | H26. 3. 28               | 毎回、喫食状況を確認の上、好評な菓子については、嗜好を考慮した上で選定し、甘味、辛味のある菓子なども適宜盛り込み、バラエティのある内容となるよう選定を行っている。   |
| 456 | 岩国刑 | H26. 3. 25  | 貴所で行われている職業訓練以外での被収容者の希望を踏まえた多様な職業訓練の実施をお願いしたい。   | H26. 3. 28               | 当所指定の職業訓練の他に、他施設での職業訓練への応募を積極的に働きかけるなど、実効性のある職業訓練の受講について検討したい。  |
| 457 | 岩国刑 | H26. 3. 25  | 女性の就業しやすい職業等出所後を意識した、実効性のある職業訓練を実施していただきたい。   | H26. 3. 28               | 現在実施中の職業訓練の安定的な実施等に努めるとともに、新たな種目の導入について、引き続き検討したい。  |
| 458 | 岩国刑 | H26. 3. 25  | 日用品等物品の販売については、特定の業者に委託されており、全国統一販売物品になっている旨を受刑者に周知徹底していただきたい。  | H26. 3. 28               | 全国で同一の事業者が指定され、同事業者が全国統一の仕様、価格で提供していることを、受刑者に周知徹底する。  |
| 459 | 美祢セ | H26. 3. 31  | 自殺事故防止のため、より充実した監視体制とセンター生の心情把握が望まれる。心情把握については、専門家である心理カウンセラーの常駐、監視体制については、人的監視にも限界があるので、生体反応に連動するICタグの採用等も検討すべきである。                            | 未報告<br>(H26. 5. 9<br>予定) | これまでも刑務官及び調査専門官による面接等を通じ、センター生の心情把握を行っているところ、今後も、随時、面接を行うなどして心情把握に努める。監視機器の整備については、機器の更新時期を捉えて意見交換を行っていく。   |
| 460 | 美祢セ | H26. 3. 31  | 事例を用いた具体的なグループワークやロールプレイ等の方法を取り入れた研修を実施するなど、より一層効果的・実効的な教育研修を実施し、職員の資質の向上に努めるべきである。   | 未報告<br>(H26. 5. 9<br>予定) | これまでも、事故事例の検討やロールプレイング技法を用いた職員研修を実施してきたところ、今後も、より効果的な職員研修の在り方を検討する。また、「矯正職員の使命」を周知し、矯正職員としての誇りと自覚の高揚に努める。   |
| 461 | 美祢セ | H26. 3. 31  | 土曜日と日曜日の午前中におけるテレビ視聴を認め、社会で現在起きている事象の把握に努めさせるべきである。   | 未報告<br>(H26. 5. 9<br>予定) | 本年4月から、平日に加え、休日及び矯正指導日の朝も、時事報道に係るテレビ番組を視聴させることとした。  |
| 462 | 美祢セ | H26. 3. 31  | 熱中症対策について、各居室の扇風機の使用時間の制限等、室温に応じて臨機応変に運用されることを望む。   | 未報告<br>(H26. 5. 9<br>予定) | 熱中症対策については、御意見のような方策が執れるのか、民間事業者とともに、検討していく。夏季期間に高温環境での作業となり得る者については、別途、対策を講じる。   |
| 463 | 広島拘 | H26. 3. 13  | 刑事施設医療について、国及び関係機関が、本年1月21日、「矯正施設の医療の在り方に関する報告書～国民に理解され、地域社会と共生可能な矯正医療を目指して～」の提言を踏まえながら、刑事施設医療の厚生労働省への移管など日本弁護士連合会が指摘する抜本的な改革に取り組むことを強く求める。     | H26. 3. 25               | 施設限りで対応できない事項であり、御意見があったことについては、上級官庁に伝達したい。   |
| 464 | 広島拘 | H26. 3. 13  | 昨年12月10日の最高裁判決を真摯に受け止め、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第112条ただし書き、同法第116条第2項に関する基準又は職員立会・録音・録画をなすことが必要であると予想される具体例等を公開し、あるいはマニュアルを作成等するなど、然るべき対応をとるよう求める。 | H26. 3. 25               | 最高裁の判決内容を踏まえて発出された通達及び通知に基づき、職員の立会について、適切に対応してまいりたい。  |
| 465 | 広島拘 | H26. 3. 13  | 未決拘禁者に対しても受刑者と同様の運転免許更新手続を認めるべく、然るべき対応をとるよう求める。   | H26. 3. 25               | 特定失効者に対する免許の更新は、通達等で定められており、現在のところ受刑者のみが対象であるため、未決拘禁者には実施していない。<br>なお、貴委員会からの意見については、上級官庁に伝達したい。  |
| 466 | 広島拘 | H26. 3. 13  | 未決拘禁者に対しても受刑者と同様に新聞紙の回覧を認めるよう求める。   | H26. 3. 25               | 現時点において、法令上の規定はないことから、国費による未決被収容者への新聞紙の整備は予定していない。  |
| 467 | 広島拘 | H26. 3. 13  | 願箋を複写式に改めるよう求める。  | H26. 3. 25               | 予算及び施設の管理運営上の観点から、複写式の願箋を整備する予定はない。   |
| 468 | 広島拘 | H26. 3. 13  | 被収容者の経済力の差によって施設内の生活水準に格差が生じるような事態を避けるべく、自弁購入物品の販売価格をできるだけ低廉なものにしていく一方で、同一種類の物品でも、価格帯（品質）により数段階の品揃えを実現できるよう、然るべき対応をとるよう改めて求める。                  | H26. 3. 25               | 自弁物品として取り扱う物品については、全国統一の物品が定められているため、施設限りで対応できない事項であり、御意見があったことについては、上級官庁に伝達したい。  |
| 469 | 広島拘 | H26. 3. 13  | 未決拘禁者については、歯間フロスの差入れを認めるよう求める。  | H26. 3. 25               | 被収容者が使用できる物品は訓令等で定められているため、施設限りで対応できない事項であり、御意見があったことについては、上級官庁に伝達したい。  |

| 番号  | 庁名    | 委員会の意見      |  | 講じた措置      |   |
|-----|-------|-------------|--|------------|---|
|     |       | 年月日         | 内 容  | 委員会への報告年月日 | 内 容 (講じなかった場合はその理由)   |
| 470 | 徳島刑   | H25. 7. 22  | 座布団の交換について、1年で交換することは可能か。  | H25. 7. 30 | 座布団カバーについては、毎月1回洗濯して、衛生面も良好に保たれ、また、同スポンジも、クッション性は担保されており、破損等もないことから、使用上、特に問題は認められない。  |
| 471 | 徳島刑   | H25. 7. 22  | 夜間巡回時のドアの開閉音について、夜間巡回時のドアの開閉音がうるさく、耳栓をしなければ眠れない状態になっている者もいるとのことから、配慮はしているのか。                       | H25. 7. 30 | 扉にクッションゴム等の消音効果のある部材を取り付けるなどして、設備面の配慮をするとともに、その開閉については、努めて音を出さないよう指導を繰り返している。   |
| 472 | 徳島刑   | H25. 7. 22  | 食事の配膳の際の不正について、衛生係が配膳時に他の人のご飯を少しずつピンはねする不正がなされたりしていないか。また、配膳中は職員が監視するようにすることは可能か。                  | H25. 7. 30 | 常に職員監視のもとで行われている。   |
| 473 | 徳島刑   | H26. 3. 12  | 回覧新聞閲覧時間について、単独室で15分、共同室で30分となっているところ、人数が多い部屋では一人当たりの時間が非常に限られているため、一人当たり10分といったルールに変更することは可能か。    | H26. 3. 19 | 回覧新聞紙の購入部数を増やしているものの、回覧できる時間帯、部数の制限から、共同室は30分、単独室は15分とせざるを得ない。  |
| 474 | 徳島刑   | H26. 3. 12  | 号令について、職員の号令が聴き取りづらい場面はあるか。  | H26. 3. 19 | 職員の号令が聴き取りにくいとされる場合、拡声器や居室棟全体への放送等で対応している。  |
| 475 | 高松刑   | H25. 11. 22 | 被収容者の衛生面については、健康管理上、十分な配慮を要する。   | H26. 2. 24 | 被収容者の衛生面については、法令等に基づいて十分な配慮を行うことに努めたい。また、意見に基づき連休明けの洗濯数を増加させることについては取扱いを改善した。   |
| 476 | 高松刑   | H25. 11. 22 | 医務体制の運営には十全な配慮をお願いする。  | H26. 2. 24 | どの被収容者に対しても、一貫性のある公平な態度で診察・治療を実施しているが、今後も適正な医療の実施に当たりたい。  |
| 477 | 高松刑   | H25. 11. 22 | 集会菓子はその内容等について関心も高く、お菓子のバリエーションを増やすなど可能な範囲で対応を継続していただきたい。  | H26. 2. 24 | 現時点においては、選択できるお菓子の数を増加させる予定はないものの、予算や保存の問題を考慮して、可能な限り、受刑者の集会菓子の購入を援助することとしたい。   |
| 478 | 高松刑   | H25. 11. 22 | 物品購入について、風邪予防のためのマスク等健康管理上必要なものに関しては、保安警備上支障がない範囲で善処できないか検討を願う。                                    | H26. 2. 24 | 医療上特に必要が認められる場合には、購入を許可する取扱いとしているほか、使用させる必要がある場合には、当所から使い捨てマスクを給与する扱いとしている。   |
| 479 | 高松刑   | H25. 11. 22 | 被収容者の外部交通、殊に刑事事件手続における防衛活動や訴訟活動等の一環としての弁護士との接見・通信については、極めて高度の配慮を要することはいうまでもなく、十分慎重な配慮をもって行わねばならない。 | H26. 2. 24 | 被収容者の外部交通について、その重要性は十分認識しているところ、なお一層法令に基づいた適切な運用に努めたい。  |
| 480 | 高松刑   | H25. 11. 22 | 担当職員の言動について、事実確認のうえ、しかるべき対応を求める。   | H26. 2. 24 | 職員による言動については、必要に応じて研修を実施する等しており、今後とも適切な対応に努めるよう指導したい。   |
| 481 | 高松刑   | H26. 3. 19  | 配食の適切性確保や食事内容の工夫には十分な配慮を願う。  | 未報告        | 食事については、管理栄養士が予算の範囲内で計画しているところであるが、職員及び配食係受刑者に指導を行うなど、異物混入の防止や公平な配膳に努めたい。   |
| 482 | 高松刑   | H26. 3. 19  | 冬場の寒さ対策が不十分であった場合、体調不良等に結びつかかねないので、善処を期待する。  | 未報告        | 冬場の寒さ対策としては、衣類や毛布類の増貸のほか、湯茶やお湯の支給、工場におけるストーブの使用等所要の採暖措置を講じている上、高齢や疾病等により身体機能が低下している者等には暖房設備のある居室への収容等も講じているところであり、引き続き気温状況等を見ながら検討したい。                |
| 483 | 高松刑   | H26. 3. 19  | 被収容者の健康管理は、精神衛生等も含め、十分な配慮を要し、今後も医務体制の運営には十分な配慮をお願いする。  | 未報告        | 精神科診察を含め、どの被収容者に対しても、一貫性のある公平な診察・治療を実施しているが、今後も適正な医療の実施に当たりたい。  |
| 484 | 高松刑   | H26. 3. 19  | 集会時のテレビ視聴については、洋画を増やすなど可能な範囲での対応を検討願いたい。   | 未報告        | 映像設備に限界があるほか、多種多様な好みに適合するには限界があること等から、現時点においては現状の取扱いを継続する考えであるが、意見については今後の参考とする。  |
| 485 | 高松刑   | H26. 3. 19  | 物品購入について一定の制約を設けているのは了解しているが、寒さ対策での手袋の購入など健康管理上必要なものについては、保安警備上支障がない範囲で善処願いたい。                     | 未報告        | 受刑者の手袋の購入については、受刑者の身体状況や保健衛生の状況等特に必要が認められる場合には、使用を許可する取扱いとしている。   |
| 486 | 高松刑   | H26. 3. 19  | 性同一性障害であることが疎明されている受刑者については、その処遇について配慮を求める。  | 未報告        | 性同一性障害等を有する被収容者が入所した場合には、その戸籍上及び心理上の性別、外形上の変更の有無等に応じ、居室を指定するなどの取扱いをしている。  |
| 487 | 高松刑   | H26. 3. 19  | 差入れ物品が本人の手元に届くまで時間がかかっているのではないか。また、差入れが不許可となった場合には受刑者の問い合わせに対応願いたい。                                | 未報告        | 差入れの許可を受けている者からの差入れについては、受付後、速やかに各部門から交付している。また、不許可となった差入れは受刑者の問い合わせに対応することとし、受付できない物品については、返戻等の対応もしており、今後も法令に基づいた適切な運用に努める。                          |
| 488 | 高松刑   | H26. 3. 19  | 視察委員との面接が妨げられることがあってはならず、職員への指示・教育の徹底を求める。   | 未報告        | 調査した限りにおいて、そのような事実は認められないが、今後とも適切な対応に努めるよう職員に対し指導したい。   |
| 489 | 高松刑   | H26. 3. 19  | 被収容者の立ち直りのため、さらなる積極的かつ具体的な対応をお願いする。  | 未報告        | 今後も、社会復帰支援指導、受講者アンケート等の実施、外部講師や関係機関等との意見交換を行い、一層の充実を努めることとしたい。また、被収容者からの苦情や相談助言等は、従前から真摯に対応しており、対応の可否についても、可能な限り回答することに努めている。今後も被収容者に対する説明には配慮していきたい。 |
| 490 | 高知刑   | H26. 3. 6   | 全国統一商品である自弁物品については、価格等、被収容者アンケートを行うなどして、要望に柔軟に対応する商品とされた。  | H26. 3. 6  | 自弁物品は、全国統一商品であることから、価格等について施設において対応することができない事項であるため、意見については、上級庁に伝える。  |
| 491 | 高知刑   | H26. 3. 6   | 職員の言葉遣いを不満とする内容の被収容者からの提案が見受けられることから、より一層の適切な言葉遣いについて職員研修等により意識喚起に努められたい。                          | H26. 3. 6  | 職員に対する研修等の機会を通じ、適切な言葉遣いについて、より一層、意識の喚起を図っていく。   |
| 492 | 高知刑   | H26. 3. 6   | 近隣住民の避難場所となる武道鍛錬場について、地域住民が安心して避難できるよう耐震化工事又は建て替えをお願いしたい。  | H26. 3. 6  | 施設の耐震化又は建て替えには予算が必要となり、施設限りでの対応が困難であることから上級庁に対し、必要な予算を要求するなどしていく。   |
| 493 | 高知刑   | H26. 3. 6   | 今後予定されている建築物の建設工事においては、外堀を取り壊さない方法での工事を検討してもらいたい。  | H26. 3. 6  | 建築物の建設計画については、施設限りで変更することができないため、視察委員からの意見については、上級庁に伝える。  |
| 494 | 北九州医刑 | H26. 3. 25  | 運動を毎日実施するとともに、運動時間を増やしてほしい。  | H26. 4. 18 | 関係法令に基づき、毎日30分の運動を実施している。   |
| 495 | 北九州医刑 | H26. 3. 25  | 屋内運動の冬季ストーブについて、12月初めから設置してほしい。  | H26. 4. 18 | ストーブの設置時期については、気候及び燃料代等の予算面も考慮しており、今後も同様な運用としたい。  |
| 496 | 北九州医刑 | H26. 3. 25  | 入浴を週3回にしてほしい。  | H26. 4. 18 | 関係法令に基づき、適正に運用しており、夏場には週3回入浴を実施しているものの、1年を通して3回入浴を実施するのは、予算面等で困難である。  |
| 497 | 北九州医刑 | H26. 3. 25  | 食品を扱う炊事作業者は、休日も入浴させてほしい。   | H26. 4. 18 | 炊事工場就業者の入浴については、衛生面等を考慮して、相応の対応をしているものの、休日においてまで免業の受刑者を入浴させることは職員配置上及び処遇公平の観点から、困難である。  |
| 498 | 北九州医刑 | H26. 3. 25  | 年末年始、盆やGWなど休日が重なる様な時には入浴剤を使用させてほしい。  | H26. 4. 18 | 当所の浴槽は、循環方式を採用しており、入浴剤の使用により機械の劣化、損傷を招くおそれがあるため、入浴剤の使用は困難である。   |
| 499 | 北九州医刑 | H26. 3. 25  | 炊事工場において冬場は温水を使用させてほしい。  | H26. 4. 18 | 予算上の観点から給湯設備は整備できない。  |
| 500 | 北九州医刑 | H26. 3. 25  | 炊事就業者の平日の免業日には、他の工場就業者の土日祝日と同様に、テレビの後ラジオを聴かせてほしい。  | H26. 4. 18 | テレビ視聴後のラジオ放送については、テレビのスイッチ切替作業等の対応が難しいため、テレビ視聴時間を増やすことを検討したい。   |
| 501 | 北九州医刑 | H26. 3. 25  | 主治医制にしてほしい。  | H26. 4. 18 | 当所に勤務する常勤医師は、所長を除き全員が精神科の専門医であり、診断及び治療に当たっては合議するケースが多いことから、主治医制度はそぐわない。今後も現状の運用を継続する。   |
| 502 | 北九州医刑 | H26. 3. 25  | 凍傷軟膏を休日にも使わせてほしい。  | H26. 4. 18 | 凍傷軟膏については、常態的に工場に備付けているところ、休日においては、継続的治療が必要と認められるような症状のある者に対し、職員が居室まで赴き使用させている。今後も現状の運用を継続する。   |
| 503 | 北九州医刑 | H26. 3. 25  | 工場の化学製品のフィルター作業によって発生する粉塵が目非常に悪いと思われるので、調査して何らかの対応をしてほしい。  | H26. 4. 18 | 当該作業で使用するフィルターの材質は、PET樹脂であり、主に炭素、酸素、水素から構成されており、人体への影響はない。  |
| 504 | 北九州医刑 | H26. 3. 25  | 栄養士が替り、メニューがかなり雑になっている。対応してほしい。  | H26. 4. 18 | 献立については、1日のカロリー摂取量や予算等を考慮して作成している。  |
| 505 | 北九州医刑 | H26. 3. 25  | 配食だけでなく片づけも職員が立会してほしい。   | H26. 4. 18 | 必要な場所には、配食等立会職員を配置している。   |

| 番号  | 庁名    | 委員会の意見     |   | 講じた措置      |  |
|-----|-------|------------|---|------------|--|
|     |       | 年月日        | 内 容   | 委員会への報告年月日 | 内 容 (講じなかった場合はその理由)  |
| 506 | 北九州医刑 | H26. 3. 25 | 行進中の掛け声はやめてほしい。   | H26. 4. 18 | 集団行動上の必要から実施しており、今後も現状を維持する。   |
| 507 | 北九州医刑 | H26. 3. 25 | 他の刑務所のように友人や知人との面会ができるようにしてほしい。   | H26. 4. 18 | 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第111条に基づいて適正に実施しており、友人や知人についても法令に基づき判断している。  |
| 508 | 北九州医刑 | H26. 3. 25 | 日用品や本の購入をした場合、希望者のみ領収書(レシート)の発行をしてほしい。  | H26. 4. 18 | 領収書の発行については、膨大な事務量となり、困難であるが、金額等については、各個人に品目、数量、金額を提示して、本人から指印を徴する方法で周知している。   |
| 509 | 北九州医刑 | H26. 3. 25 | 優遇区分第2類、第3類の菓子については、日用品購入の様に選択にさせてほしい。  | H26. 4. 18 | 優遇区分第2類以上の者については、2種類から選択できるように改める。   |
| 510 | 北九州医刑 | H26. 3. 25 | 冬場の祝日の甘味品について、冷たいジュースを出すのはやめてお菓子にしてほしい。   | H26. 4. 18 | 常温でも飲める飲料などについて、検討したい。   |
| 511 | 北九州医刑 | H26. 3. 25 | 男性もリップクリームの使用を許可してほしい。前回、検討するとの回答があったが、進展がないようなので、お願いしたい。   | H26. 4. 18 | 訓令等に定めがあり、施設限りで対応できない事項であることから、上級庁に伝達することとした。  |
| 512 | 北九州医刑 | H26. 3. 25 | 購入物品の単価が高すぎる。品質も悪い。もっと早く自弁購入品が手元に来るようにしてほしい。  | H26. 4. 18 | 全国統一物品であり、単価・品質については、当所では決定できない。購入事務処理については商品発注から商品到着まで最低1週間程度は必要であり、商品到着後は、速やかに交付処理している。  |
| 513 | 北九州医刑 | H26. 3. 25 | 自弁購入品の種類を増やしてほしい。   | H26. 4. 18 | 訓令等に記載していない新たな自弁物品の種類を増す場合は、施設限りで対応できないが、訓令等に定められた購入物品の種類については、その必要性について、その都度検討している。   |
| 514 | 北九州医刑 | H26. 3. 25 | 凍傷予防のため、自弁での使い捨てカイロの購入を認めてほしい。  | H26. 4. 18 | 医療上、特に必要と認められる場合を除き、原則として使用させない。   |
| 515 | 北九州医刑 | H26. 3. 25 | フレームなし眼鏡も購入できるようにしてほしい。   | H26. 4. 18 | フレーム(縁)なしの眼鏡の購入については、レンズが割れやすかったり、ネジが緩みやすかったりと、購入後に修理や調整等の必要性が高まるのが懸念され、業者と被収容者との間にトラブルに発展するおそれがあるため、現時点では、特に必要性はないと判断している。  |
| 516 | 北九州医刑 | H26. 3. 25 | 他の刑事施設では、就床してのテレビの視聴ができるのにここではできないので改善してほしい。  | H26. 4. 18 | 特に精神障害を持つ被収容者を収容している当所では、当該被収容者に昼と夜の一定の生活リズムを習慣づけるため、テレビ視聴の際の就床を認めていない。  |
| 517 | 北九州医刑 | H26. 3. 25 | 将棋クラブを作してほしい。   | H26. 4. 18 | 講師、実施時間、実施場所等を考慮の上、導入に向けて前向きに検討したい。  |
| 518 | 北九州医刑 | H26. 3. 25 | 将棋の駒はプラスチック製の安物でいいので、新しいものにして数を増やしてほしい。   | H26. 4. 18 | 新たに整備することを検討する。  |
| 519 | 北九州医刑 | H26. 3. 25 | オセロを置いてほしい。   | H26. 4. 18 | 講堂等に新たに整備することを検討する。  |
| 520 | 北九州医刑 | H26. 3. 25 | 出所後に大学受験したい人もいるので、大学受験対策をとってほしい。講習の実施や大学入試用の特別備付書籍(官本)の整備をお願いしたい。   | H26. 4. 18 | 高校の教科書を整備することを検討する。大学受験の講習については、指導できる職員がいないこと、また、講習を希望する受刑者が非常に少ないことから、実施できない。   |
| 521 | 北九州医刑 | H26. 3. 25 | 属性がMに指定されている者は、優遇区分第3類までしかならないので、A指標の者と同じ優遇区分第2類及び第1類になる様にしていきたい。   | H26. 4. 18 | 優遇措置に係る評価は法令に基づき適正に行っている。  |
| 522 | 北九州医刑 | H26. 3. 25 | 制限区分第2種・優遇区分第2類の者に係る面会の立会いについて、「親族については、原則立会い省略」と「所内生活の心得」には明記しているが、実行されていないことから改善してほしい。  | H26. 4. 18 | 制限区分第2種の者の親族面会の運用については、原則的に立会いを省略しているが、それは、第2種だからといってすべてが立会省略というものでなく、当該個人々の状況等を確認しながら判断している。  |
| 523 | 北九州医刑 | H26. 3. 25 | 信書の検査について、制限区分第2種・優遇区分第2類の者の信書は原則省略と「所内生活の心得」に明記されているが、実行されていないことから、改善してほしい。  | H26. 4. 18 | 制限区分第2種の者の信書の運用については、原則的に検査省略としているが、それは、第2種だからといってすべてが検査省略というものでなく、検査の可否は個別に判断している。  |
| 524 | 北九州医刑 | H26. 3. 25 | 介助係は精神的にも辛いが休みがないのが一番辛い。365日出役しなくてはならないので月に一度程度は代休を与えてほしい。  | H26. 4. 18 | 作業休日の場合でも短時間の配食業務で作業するところがあるが、その業務については、該当時間分について休日に応じた作業報奨金を支給している。   |
| 525 | 北九州医刑 | H26. 3. 25 | 他の刑務所で職業訓練を受け、当所へ戻ったところ、作業報奨金を下げられた。調査の上対応してほしい。  | H26. 4. 18 | 調査した結果、職業訓練施設から当所へ還送後、作業等工については前施設における等工そのままに調整されており、特に不利益な取扱いはなされていない。  |
| 526 | 北九州医刑 | H26. 3. 25 | 刑務官の方によっては、受刑者に対し、高飛車で高圧的な言葉遣いをされるとの意見が散見されるので、改善してほしい。   | H26. 4. 18 | 被収容者に対する言辞等については、これまでも職員研修等の機会を設けて注意を喚起しており、今後も研修等で注意を喚起したい。   |
| 527 | 福岡刑   | H26. 3. 31 | 「明るい職場」、「風通しの良い職場」作りを組織として推進するため、職員の意見・提案を受け取る機会を設け、それに不祥事対策委員会として回答しており、施設自らが職場環境の改善に積極的に取り組む姿勢は評価できる。                                   | 未報告        | 平成26年度についても、「明るい職場作り」を施設運営方針の最重点事項とし、継続して職場環境の改善等を推進している。  |
| 528 | 福岡刑   | H26. 3. 31 | 医療器具CTスキャンが設置されたことは評価できるが、今後円滑な運用体制を整えることを期待したい。  | 未報告        | 平成25年7月18日付けで、CT画像の読影を行う業者と画像診断契約を締結し、設置後直ちに安定的な運用体制を構築した。<br>なお、読影診断結果を得るのに要する時間は、通常であれば約1週間であるが、急を要する場合には、翌日に診断結果を得ることが可能である。<br>おって、昨年8月から現在までCT検査をおおむね80件(1月平均約10件)実施している。     |
| 529 | 福岡刑   | H26. 3. 31 | 平成25年度2件の被収容者の自殺事例があったことから、再発防止のための具体的方策を構築すべきところ、特に、自殺念慮を持つ被収容者に対しては、監視強化のみではなく、精神的ケアに努めることが必要であり、精神保健福祉士や心理カウンセラーなどを増員し、面談の機会を増やすべきである。 | 未報告        | 自殺防止対策として、現行、処遇調査時に受刑者に自殺念慮が認められた場合、精神科診察に付す、処遇カウンセラーによるカウンセリングの必要性の有無を検討する、早期に社会復帰支援を行い、将来に向けた明るい展望を持たせるなどの方策を構築しているところであるが、カウンセリングの機会を増やすためにも、必要な専門職員の増員等について、今後とも上級官庁と相談していきたい。 |
| 530 | 福岡刑   | H26. 3. 31 | 昨年度の死亡事案を見ると冬季に死亡しているケースが多い、高齢者や病気治療中の者はもとより、高血圧などの持病を持つ者に対しても、十分な寒さ対策をとる必要があり、工場や浴場などにおいては、室温や湿度に十分な配慮を払うべきである。                          | 未報告        | 現状寒さ対策については、病室等にエアコン又はオイルヒーターを備え付け対応している。今後は、居室だけでなく、工場や浴室の室温等にも十分配慮した対策を検討していきたい。   |
| 531 | 福岡刑   | H26. 3. 31 | 平成25年度のレントゲン診断は夏に戸外で行われたが、炎天下で長時間順番待ちをしたために体調を悪くした被収容者がいた。今後の検診については日時や場所等に配慮すべきである。  | 未報告        | 平成25年度のレントゲン診断は、9月17日から同月20日まで実施したが、平成26年度の実施時期については、本意見を踏まえて計画することとした。<br>なお、実情として、平成25年度においても炎天下で長時間待機させた事実はなく、熱中症等の体調不良を訴えた被収容者はいなかった。  |
| 532 | 福岡刑   | H26. 3. 31 | HIV感染者などのプライバシーに配慮すべきである。職員に対しては日ごろから研修を行い、不当な侮蔑、排除、差別などを醸成するような言動をしないよう注意すること。   | 未報告        | HIV感染者などに対して、状況に応じたプライバシーの配慮が必要なことは当然と考えており、改めて、職員に対しては、被収容者のプライバシーや個人情報の取扱いに十分配慮するよう機会あるごとに注意喚起を行ってきたい。また、職員には被収容者の人権に関する理解を深めさせるため、引き続き効果的な研修の実施を図っていくこととした。                     |
| 533 | 福岡刑   | H26. 3. 31 | 支所における既決被収容者の中にも電話通信を認められる条件を満たしている者がいると思われるので、電話通信ができるように電話機器の整備などを行うこと。   | 未報告        | 条件を満たす者を収容しない厳原拘置支所を除く各支所に平成25年度中に必要な通信機器を整備した。今後は、各支所に統一的な関係内規を整備し、できる限り早期に運用を開始することとした。  |
| 534 | 福岡刑   | H26. 3. 31 | 単独室の風呂で入浴する場合、後順位の入浴者には、衛生的にも顔や髪の毛を洗う際、シャワーの使用を認めるべきであり、改善を要望する。  | 未報告        | 単独室のシャワーは、ブッシュ式等の一定の時間で自動的に停止する機能でなく、手動で停止しなければ止まらない機能であることから、多量の水を使用する者もあり、その取締りに苦慮しているところである。今後は、予算的な問題もあるが、単独室のシャワーをブッシュ式に変更することも検討したい。   |
| 535 | 福岡刑   | H26. 3. 31 | 大晦日におけるテレビの視聴時間を現在の午後11時45分から、明けて新年の午前零時15分まで延長することを検討すること。   | 未報告        | 平成25年度の大晦日から30分延長し、新年の午前零時15分までテレビを視聴できるよう取扱いを改めた。   |
| 536 | 福岡刑   | H26. 3. 31 | 被収容者から苦情の申出に対して、結果は通知されるが、理由が告知されないで改善してほしい旨の要望があった。審査の申請や事実の申告については、裁決書に詳細な記述があるが、苦情の申出については、結果を口頭で伝えるだけで理由が告知されていないので改善を求める。            | 未報告        | 法務大臣及び監査官に対する苦情の申出については、本省の指示に従い適切に処理結果記載欄の理由を告知している。また、刑事施設の長に対する苦情の申出についても、処理結果(不採択など)に応じ、必要な範囲で理由を告知しているが、今後も個々の申出内容・処理結果に応じて、申出人の理解に資するような理由の告知を行っていく運用を予定している。                |

| 番号  | 庁名   | 委員会の意見     |  | 講じた措置       |   |
|-----|------|------------|--|-------------|---|
|     |      | 年月日        | 内 容  | 委員会への報告年月日  | 内 容（講じなかった場合はその理由）  |
| 537 | 福岡刑  | H26. 3. 31 | 医務棟については、その性質に鑑みて虫の侵入は治療に悪影響を及ぼすことになるため、虫の種類や侵入時期等について調査を行った上で早急に駆除方法について検討し、駆除を徹底すべきである。                              | 未報告         | 本意見にあるように、まずはどのような虫が居室内に侵入しているのか、時期・時間帯はいつなのか、侵入した虫がどのような悪影響を及ぼすのか調査することを検討したい。   |
| 538 | 福岡刑  | H26. 3. 31 | 厳原拘置支所の職員にヒアリングを実施したところ、職員数が少ないため、当直回数が多い、有給休暇が取りにくい、超過勤務手当が満額支給されないなどの意見があった。勤務条件の改善は切実な要求であり、省庁一丸となって取り組んでほしい。       | 未報告         | 意見があったことについて、上級官庁に報告したい。  |
| 539 | 福岡刑  | H26. 3. 31 | 本所及び田川拘置支所ともに老朽化が著しく早急な改築が必要である。また支所の整備に当たっては職員配置合理化のために支所の統合も検討すべきである。  | 未報告         | 本所及び田川拘置支所は老朽化が著しく、保安、処遇環境、執務環境等の面で問題が少なくなく、それらの改築は、当所の喫緊の課題であり、今後とも予算要求も含め、本省に要望していきたい。  |
| 540 | 麓刑   | H26. 3. 14 | 平成25年8月以降、医師不在の状態が継続しており、一刻も早い改善が必要である。  | 未報告         | 上級官庁とも協力し、医師募集活動を行っているが、いまだに採用ができない状況である。   |
| 541 | 麓刑   | H26. 3. 14 | 職員の不適切な言動に対する意見が多いことから、職員に対する人権教育を充実させてもらいたい。  | 未報告         | 被収容者に対する言動については、機会あるごとに職員研修等により周知を行っている。今後は外部者による人権教育を実施予定である。  |
| 542 | 麓刑   | H26. 3. 14 | 医師の診察を受ける際、被収容者に対する職員の指導を適切に行い、被収容者と医師との意思疎通が図れるように改善願いたい。   | 未報告         | 職員の指導について、被収容者に誤解を生じさせることなく適切に行うように職員研修等を通じて指導しており、引き続き医師との意思疎通が円滑に図れるように努めたい。  |
| 543 | 麓刑   | H26. 3. 14 | 過剰収容状態が慢性化しているため、収容人員の適正化を求める。   | 未報告         | 上級官庁の協力を得て、他施設への移送等を行い、適正化に努めている。   |
| 544 | 麓刑   | H26. 3. 14 | 集会で出される菓子類について、種類や金額を増やすなどを検討願いたい。   | 未報告         | 品目の多様化など、内容を充実したものとするように努めたい。   |
| 545 | 佐世保刑 | H26. 3. 19 | 依然として職員の有給休暇取得率が低いままなので、職員定数の増員について検討願いたい。   | H26. 3. 28  | 今後も業務の合理化・省力化に取り組み、職員定員の増員について上級官庁を通じて要望する。   |
| 546 | 佐世保刑 | H26. 3. 19 | 刑事施設視察委員会への意見が減少していることから、視察委員会の目的及び活動内容について、今後とも被収容者に正しく教示願いたい。  | H26. 3. 28  | 今後とも入所時の指導等により、視察委員会の説明を行う。   |
| 547 | 佐世保刑 | H26. 3. 19 | 施設の老朽化により、処遇が大きく異なることは、望ましくないため、施設・設備の改修等について、検討願いたい。  | H26. 3. 28  | 必要な修理、改修を行い、被収容者の生活に支障を及ぼさないよう努め、上級官庁に予算要求等必要な措置を行っていく。   |
| 548 | 佐世保刑 | H26. 3. 19 | 被収容者の職業訓練等を積極的に実施し、再犯防止に努めていただきたい。   | H26. 3. 28  | 被収容者に職業訓練を受講するよう積極的に働きかけるとともに、当所における新たな職業訓練についても上級官庁を通じて要望する。   |
| 549 | 佐世保刑 | H26. 3. 19 | 常勤医師の確保に引き続き努め、適切な医療体制の構築を願いたい。  | H26. 3. 28  | 地域医療機関との連携を緊密にし、常勤医師の採用について引き続き上級官庁と協議しながら、医師採用に向け一層の努力を行う。   |
| 550 | 佐世保刑 | H26. 3. 19 | 地域の活動に積極的に参加するなど、地域住民との良好な関係の維持に努めていただきたい。   | H26. 3. 28  | 地域の自治会活動に積極的に参加し、地域住民に対する募集参観を実施する。   |
| 551 | 長崎刑  | H26. 3. 5  | 被収容者が入歯を作れるようにしていただきたい。  | 未報告         | 官費による治療の範囲、費用の一部を負担させて行う手続及び支払い手続を定めて、今年度から試行的に外部歯科医師による自費による歯科診療を行うことにした。  |
| 552 | 長崎刑  | H26. 3. 5  | 食事の味が薄くなったとの不満が出ている。通常食と減塩食の2種類の食事を提供することができないか検討を願いたい。  | 未報告         | 厚生労働省の指針では成人男子の摂取量は9グラムとされており、通常食については味付けを工夫している。また、医療上等の必要に基づき、減塩食を給与している。   |
| 553 | 長崎刑  | H26. 3. 5  | 職員の言動により、被収容者の個人情報に外に漏れたり、被収容者に不満をもたれたりすることがないように、指導を徹底されたい。   | 未報告         | 被収容者の個人情報に関するものはもとより、被収容者に対しては、職務上、必要最小限度の会話以外はしないよう職員に指導している。指導に当たる職員に対して、被収容者から、誤解、不満をもたれるような言動及び個人情報漏えいと思われる言動は慎むように指導している。            |
| 554 | 長崎刑  | H26. 3. 5  | 共同室と単独室で被収容者の待遇に差があるのは望ましくないため、単独室でも可能な限り扇風機を設置していただきたい。   | 未報告         | 共同室は、複数の被収容者が同一の居室空間で共同生活しており、対人関係の難しさに加え、居室内の暑さからくるストレスを軽減するなどの対策の一つとして、扇風機を設置しており、現状の運用を維持したい。  |
| 555 | 長崎刑  | H26. 3. 5  | 出所後の生活に資する特別官本について、自動車運転免許試験に関する書籍等の発刊年度が古く、現在の法令に適合していないとの意見が出されている。被収容者の更生に重要な特別官本は、可能な限り、早期に新しいものと入れ替えるようにしていただきたい。 | 未報告         | 平成25年度末に、予算の範囲内であるが、自動車運転免許試験問題を含めた資格試験問題集や最新の出版書籍を整備した。  |
| 556 | 長崎刑  | H26. 3. 5  | 日用品販売業者が矯正協会から民間業者に変更になってから、日用品の価格が上がった、これまで購入できていた日用品が購入できなくなった等の苦情が出ている。各刑務所の被収容者の要望が入札に反映できるように上級官庁と協議していただきたい。     | 未報告         | 公募により指定業者として選定された業者が、全国の刑務所で同一商品を同一価格で販売しており、個々の刑務所では、対応できないのが現状である。本意見については上級官庁へ伝達することとしたい。  |
| 557 | 熊本刑  | H26. 3. 20 | 被収容者を全裸にした衣体検査はやめられるよう再度提案する。  | 未報告         | 昨年度も更衣室において不正連絡摘発案件が発生しており、規律秩序を保つため今後も継続することを御理解願いたい。<br>なお、改善更生意欲が高い者に対しては、身体検査を省略している。   |
| 558 | 熊本刑  | H26. 3. 20 | 被収容者が当委員会に対してする書面の提出及び面会希望に際し、被収容者に願箋を出させる方式はやめられたい。   | 未報告         | 願箋を提出させることで、視察委員会宛て提出する書面を所持していることを居室に明示し、職員が誤って中身を検査しないようにしている。事務処理を行う手続上、面接希望者から願箋を提出させ、面接希望者の漏れがないようにしている。<br>なお、当該被収容者に何ら不利益を科すことはない。 |
| 559 | 熊本刑  | H26. 3. 20 | 医療を一層改善されたい。   | 未報告         | 外部医療機関との協議会を通じ、矯正医療への協力を求め、医師の確保及び搬送先の確保に努めている。   |
| 560 | 熊本刑  | H26. 3. 20 | 職員は被収容者に対し人権に考慮した言動をされたい。  | 未報告         | 幹部職員による指導や人権尊重に関する研修を実施し、注意喚起を図っているところであり、今後とも職員の意識啓発を図っていきたい。  |
| 561 | 大分刑  | H26. 3. 12 | 職員が、被収容者に対して、誤解を生むような言動を行わないよう適切な指導、研修がされることを要請する。   | 未報告         | 人権研修は継続的に実施しているが、今後も引き続き被収容者の人権に配慮した適切な言動を行うよう指導する。   |
| 562 | 大分刑  | H26. 3. 12 | 工場等における人間関係の固定化を防止するため、2年程度で配置換えを行うよう検討を要請する。  | 未報告         | 工場担当職員等の配置換えは、定期的に行っている。  |
| 563 | 大分刑  | H26. 3. 12 | 同性愛者向けの書籍の閲覧の可否判断については、慎重な運用がなされることを要請する。  | 未報告         | 書籍の閲覧の可否判断は、その内容、被収容者の性向等に応じ、個別具体的かつ慎重に行っている。   |
| 564 | 大分刑  | H26. 3. 12 | 日用品の納入単価について、上級庁に対し、当所から要望を出し、可能な限り引き下げのための行動をとるよう要請する。  | 未報告         | 施設で販売している物品は、公募による事業者と矯正局との協定により、全国統一の仕様及び価格が設定されているが、意見については、上級官庁に伝達することとしたい。  |
| 565 | 大分刑  | H26. 3. 12 | 甘味品を摂取させる時間帯を夕食後に変更することに加えて、複数の種類を設け、選択ができるように運用されるよう要請する。   | 未報告         | 優遇措置としての甘味品の購入については、2セットから選択させ、不正授受等の反則防止の観点から喫食時間を制限しているが、祭日など、全員に同じ甘味品が給与される場合は喫食時間の制限を緩和した取扱いはしている。                                    |
| 566 | 大分刑  | H26. 3. 12 | 処遇上の運用を変更する場合には、被収容者に対して理由の告知を行うよう要請する。  | 未報告         | 処遇上の運用を変更するときは、工場担当職員等からの口頭連絡や居室棟での一斉放送等の方法により告知しているが、その理由についても分かりやすいものにするよう工夫する。   |
| 567 | 宮崎刑  | H26. 3. 26 | 本所は施設の老朽化、地盤沈下が見られ、早期改築の要望を出すよう求める。  | 未報告         | 当所限りで対応できない事項であるが、機会あるたびに上級官庁へ要望しており、引き続き要望していく。  |
| 568 | 宮崎刑  | H26. 3. 26 | 医師の増員、協力医の確保、人員体制の充実など適切な医療・保健体制の確立に努めていただくよう要望する。   | 未報告         | 医師の増員等については、上級官庁に要望することとしたい。  |
| 569 | 宮崎刑  | H26. 3. 26 | 被収容者への指導については、適正・中立・公平な対応をするよう、職員に対する指導を徹底いただきたい。  | 未報告         | 適正かつ効果的な被収容者処遇のため、計画的又は臨時的な職員研修を実施しているところであるが、更なる職員研修の充実を努める。   |
| 570 | 鹿児島刑 | H25. 9. 25 | 被収容者の起床時間前は扉の開閉を静かに行うよう措置を講じること。   | H25. 11. 19 | 就寝時間帯に扉を開閉する際は、扉に手を添えるなどし、不必要な騒音を発生させないよう、注意喚起に関する事務連絡を發出し、文書及び口頭により周知徹底を行った。   |

| 番号  | 庁名   | 委員会の意見     |   | 講じた措置          |   |
|-----|------|------------|---|----------------|---|
|     |      | 年月日        | 内 容   | 委員会への<br>報告年月日 | 内 容（講じなかった場合はその理由）  |
| 571 | 沖縄刑  | H26. 1. 20 | 現在工場で使用しているたわしを改善してほしい。靴洗いの時に外は洗えるが、中が洗えないので困っている。靴の中が洗えないため臭いがするので衛生的に良くない。できるだけ柄のついたたわしを使用させてほしい。   | H26. 3. 3      | 意見を受けて柄のついたたわしを備え付けた。   |
| 572 | 沖縄刑  | H26. 1. 20 | 全被収容者の血液検査（肝炎やH I Vに関するもの）について実施できるよう予算の確保に努めていただきたい。   | H26. 3. 3      | 感染症に係る検査について、被収容者の申出により医師が診察等を行った上で、必要性の有無を個別に判断しているところ、全被収容者の血液検査については予算上の問題があるため、意見があったことを上級官庁に報告することとした。 |
| 573 | 佐賀少刑 | H26. 3. 28 | 提案件数が減少している。提案箱の設置個所が適切であるか、提案箱の存在を周知できているか検討し、改善事項があれば改善する必要があると考える。   | H26. 4. 28     | 提案件数の減少は、収容人員の減少によるストレスの減少も要因の一つと思われ、提案箱の設置個所は適切と考えている。周知については、収容開始時の指導で漏れなく周知している。                         |
| 574 | 佐賀少刑 | H26. 3. 28 | 平成25年度は被収容者の死亡事案が3件発生している。引き続き被収容者の医療に配慮してもらいたい。  | H26. 4. 28     | 平成25年度は、死亡事案が3件発生したが、いずれも適切な医療上の措置を実施したと考えている。引き続き医療の充実に努め適切な措置を行っていく。                                      |
| 575 | 佐賀少刑 | H26. 3. 28 | 職員の発言や態度について、苦情が寄せられている。倫理研修を実施するなどなんらかの対策が必要と考える。  | H26. 4. 28     | 職員研修の中で人権に関する研修を実施している他、機会を捉えて、被収容者に対する言動について指導している。  |
| 576 | 福岡拘  | H26. 3. 28 | 物品購入において、必要以上のまとめ買いを強いられており、特に、拘置所は短期の被収容者が比較的多く、不都合は一層大きいものといえる。この点については昨年度も意見を述べたところであるが、未だ改善が行われていないこと、改善へ向けた方向性も示されていないことから、物品購入の際の不便の解消について法務省に再度伝達されたい。 | H26. 4. 8      | 福岡拘置所視察委員会の意見として上級官庁へ伝達したい。   |
| 577 | 福岡拘  | H26. 3. 28 | 生月日黙秘者について、生月日の申告を求めず願箋での購入を認めるということであるので、その旨職員に周知徹底されたい。   | H26. 4. 8      | 全職員に周知徹底を図ることとした。   |
| 578 | 福岡拘  | H26. 3. 28 | 現在、医師1名、他の職員1名、定員からの欠員が生じているので速やかに補充していただくとともに、職責の重大性に鑑み、職員増員について、上級庁に伝達されたい。   | H26. 4. 8      | 福岡拘置所視察委員会の意見として上級官庁に伝達したい。   |